



Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Museum

vol.17 2023

Study on color materials of the blue skin of the statue of
Fudo Myoo from Erin-ji Temple
……SAIGAN Mai, FUJISAWA Akira, OKADA Yasushi, IMHASHI Narumi 1

Study on the Restoration of the Folk Puppet show "*Tenzushi-mai*"
……MARUO Yoriko (85) 20

Researching *nishiki-e* with a focus on censorship stamps……MATSUDA Misako (75) 30

A land survey register of Ichinomiya Asama Shrine in Kai at 1589
……EBINUMA Shinji (55) 50

Diary of the *Soukaisyo*
(The Management Records of the *Juichiya* Noguchi Family) in April,1796
……NAKANO Kenji, EBINUMA Shinji, OBATA Shigeo, KANEKO Seiji,
KANEKO Yutaro, KAMEI Daisuke, KOBAYASHI Kana,
CHIHARA Kouji, HANZAWA Naoshi, HORIUCHI Toru,
MIYAZAWA Fumie, MURAMATSU Ayame (29) 76

Rice Trade in KAJIKAZAWA ;
Analysis of the MATSUMOTO Rice Transaction Accounts ……NAKANO Kenji (17) 88

Achievements of MURAMATSU Susumu, a member of the
Shirase Antarctic Expedition……OBATA Shigeo (1) 104



山梨県立博物館研究紀要

第十七集

二〇二三年三月

山梨県立博物館
研究紀要

第17集
2023

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

恵林寺所蔵不動明王坐像青色体表部位の色材調査 ……西願 麻以 1
藤澤 明
岡田 靖
今橋 成美

昭和時代の天津司舞の復活をめぐる
—天津司の舞保存会所蔵スクラップブックの時代— ……丸尾 依子 (縦組85) 20

改印から見る錦絵
—「甲越川中嶋大合戦図」を中心として— ……松田美沙子 (縦組75) 30

《資料紹介》
甲斐國一宮浅間神社蔵 天正十七年「一宮御神領帳」 ……海老沼真治 (縦組55) 50

《資料紹介》
「寛政八年辰四月 会所日記」
(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち) ……中野 賢治
海老沼真治
小畑 茂雄
金子 誠司
金子裕太郎
亀井 大輔
小林 可奈
千原 鴻志
半澤 直史
堀内 亨
宮澤富美恵
村松 菖蒲 (縦組29) 76

鯉沢における米取引
—「松本御米仕切帳」の分析を通じて— ……中野 賢治 (縦組17) 88

白瀬南極探検隊員村松進の足跡 ……小畑 茂雄 (縦組1) 104



山梨県立博物館

研究紀要

第17集

2023

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum



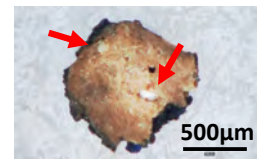
図版 1 恵林寺所蔵不動明王坐像（像高92.9cm）



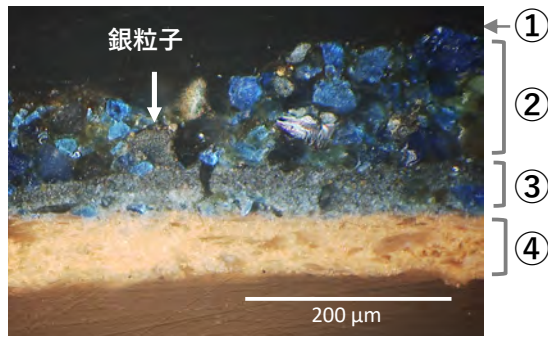
a. 像腕の剥落部位



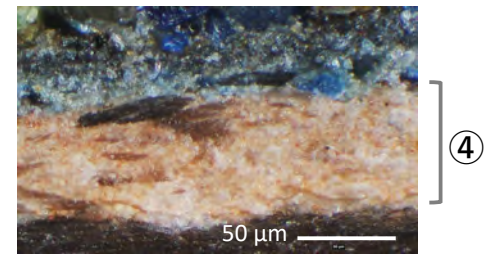
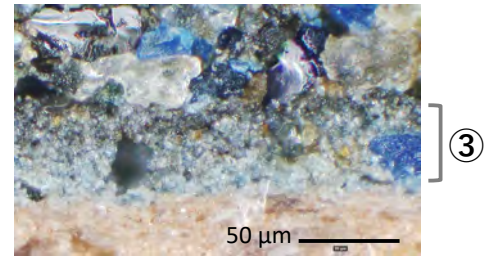
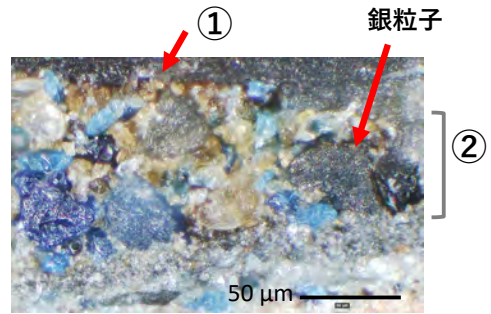
b. 剥落片顕微鏡像（両面）



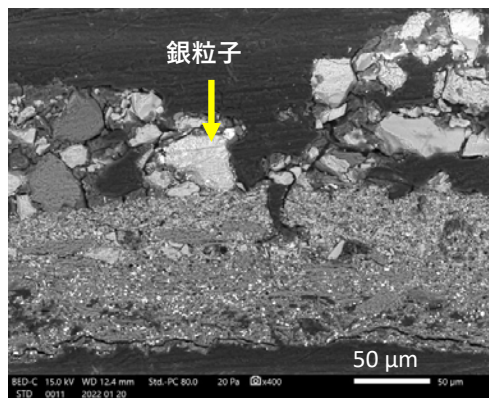
c. 白色粒子が見られる剥落片



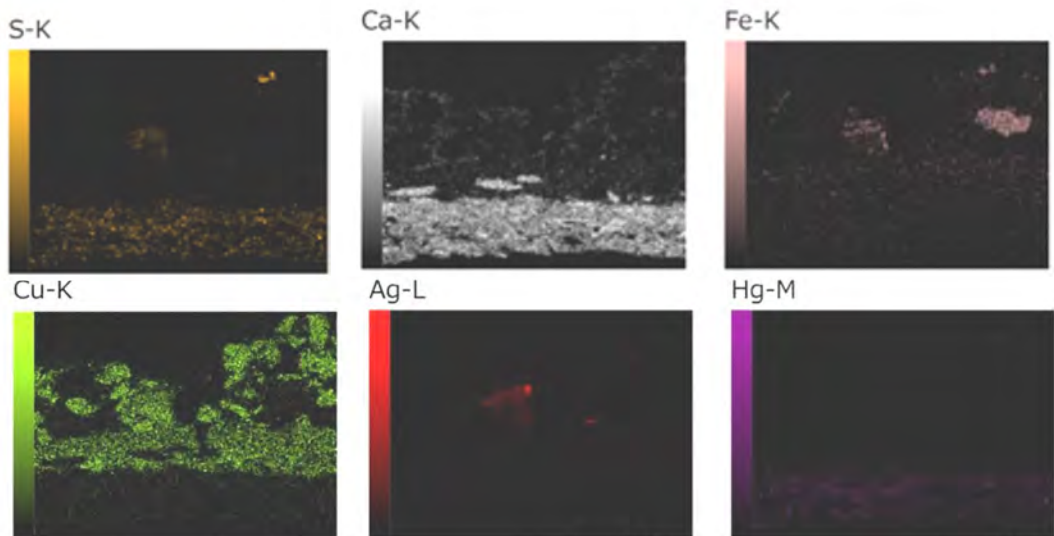
d. 体表暗青色部位剥落片の断面顕微鏡像（500倍）



e. 体表暗青色部位剥落片の断面顕微鏡像（1500倍）



f. 体表暗青色部位剥落片断面の電子顕微鏡BSE像



g. 体表暗青色部位剥落片断面の電子顕微鏡元素マッピング像（400倍）



図版3 歌川貞秀筆「甲越川中嶋大合戦図」山梨県立博物館蔵



図版4 裏書き「明治四十四年九月二日三浦幸太郎氏離別記念として撮影」個人蔵
 (前列左端が村松進、その隣の着帽の人物が白瀬轟)



図版5 甲斐國一宮淺間神社蔵 天正17年「一宮御神領帳」のうち 27ウ、28オ

恵林寺所蔵不動明王坐像青色体表部位の色材調査

西願 麻以・藤澤 明
岡田 靖・今橋 成美

1. はじめに

武田信玄の菩薩寺・恵林寺に安置される不動明王坐像（巻頭図版1）は、「武田不動尊」と呼ばれ、信玄をモデルに造られたとの伝承をもつことで有名である。像内墨書銘より、信玄が没する1年前の元龜3年（1572）に京都西七条西仏所の康住によって制作されたことが知られている。過去に修復が行われた形跡や記録はないが、像の状態は比較的良好で、特に暗青色の体表部位は他部位と比べ非常に色材の残りがよい。令和3年（2021）2月より、本像の修復が実施されることとなり、あわせて像の調査も行うこととなった。本報告では、不動明王坐像の青色体表部位の色材についての調査結果を報告する。

2. 調査方法

2-1 像の調査

像の表面観察では、目視およびデジタル顕微鏡（Anmo製 Dino-Lite DINOAM7915MZT）を用いて、像の青色体表部位および色材剥落部位の観察を行った。また、色材の元素分析にハンドヘルド型蛍光X線分析装置（XRF：Innov-X Systems製 DELTA PREMIUM DP-4000）を用いた。

2-2 剥落片調査

刷毛を用いて像付近に落ちていた小片を収集し、顕微鏡で観察して色材を含む剥落片を回収した。剥落片は、断面観察ができるようにポリエステル樹脂（ハルツォク・ジャパン製 スチレンフリーアクア）に包埋し紙やすりで研磨した。デジタル顕微鏡（Hirox製 RH-2000）およびEDS搭載走査型電子顕微鏡（SEM-EDS：日本電子製 JCM-7000）を用いて断面観察を行った。また、像の蛍光X線分析結果を参考に、電子顕微鏡に付随するEDSで、元素マッピング分析を行った。

2-3 分析条件

XRF：管球、分析条件2Beam MiningPlus、FP法によって半定量値を算出、分析時間90秒、X線照射範囲約φ10mm。SEM-EDS：加速電圧15kV、低真空モード。

3. 結果と考察

3-1 像の表面および剥落片の観察

像の青色体表部位の表面を観察すると、色材の剥落はほとんど見られないが、一部、像の胸部と肘付近で剥落している様子が観察された（巻頭図版2-a、図1）。胸部は、表面層が剥れ、同じ青色の層が露出

している。肘部は、灰色層、丸みを帯びた白色粒子層、薄赤色に白色半透明の尖った粒子が混ざった層、暗青色層が観察された（巻頭図版2-a）。この2箇所部位の観察から、「灰色層→丸みを帯びた白色粒子層→薄赤色に白色半透明の尖った粒子が混ざった層→暗青色層→最表面の暗青色層」の層構造が確認された。像付近から収集された剥落片から、片面が暗青色で、もう片面が薄赤色の剥落片（約1mm程度）がいくつか確認された（巻頭図版2-b, c）。その中のいくつかには、薄赤色面に丸みを帯びた白色の粒子が見られるものもあった。像の観察で見られた層構造の一部と一致することから、体表の暗青色部位の剥落片であると推定し、この暗青色剥落片の一部を断面分析のために樹脂包埋した。



図1 胸部の剥落部位

3-2 像の蛍光X線分析および、剥落片断面の顕微鏡観察と元素マッピング

像の暗青色の体表部位4ヶ所を蛍光X線分析した結果、Cu, Ti, Ca, Fe, Pb, Ag, Hg（半定量値が多い順に記載）が検出された（図2、表1）。樹脂包埋した暗青色剥落片の断面デジタル顕微鏡像を巻頭図版2-d, eに、電子顕微鏡（BSE）像および元素マッピング像を巻頭図版2-f, gに示す。



図2 蛍光X線分析部位

表1 蛍光X線分析結果

	検出元素（半定量値多い順）
X1~4	Cu, Ti, Ca, Fe, Pb, Ag, Hg
X5,6	Cu, Ca, Fe, Ti, Pb, Hg, Ag

これらの結果から、①褐色の最表面層、②粗い粒子の淡青色層、③細粒子の鮮青色層、④薄赤色層の4つの層が確認された。②の青い粒子層の最表面や、粒子と粒子のすきまに茶褐色の部位がみられ、この層を①層とする。付着物の可能性も考えられるが、何かが塗布されている可能性も考えられる。今回の調査では、この物質の推定には至らなかった。断面の青色顔料粒子は鮮やかな青色であることから、この①の最表面の塗布物または付着物によって、像の体表部位が暗青色に見えることがわかる。また、この層があることで、青色体表部位は他の部位に比べて剥落が少ないことも考えられる。②層は、厚さ約20~40 μm で、Cuが分布する約20~60 μm の鮮青色粒子が確認できる。粒子の粗い岩群青（青色、 $2\text{CuCO}_3 \cdot \text{Cu}(\text{OH})_2$ ）であると推定される。使用された岩群青は青色粒子の割合が多く、不純物の混入が少ない。また、この層でAgを多く含む幅約35 μm の灰色粒子（巻頭図版2-e, f 矢印部）が観察され、銀粉（灰色、Ag）を使用している様子がみられた。他の剥落片においても銀粒子が確認され、その分布は、②層の様々な深さに分布しており、青色顔料と混ぜて塗布したと考えられる。③層は、厚さ約30~50 μm で、Cuが分布する数 μm の淡青色粒子が確認できた。②と同様に岩群青であると推定される。上部の厚さ約5~20 μm

付近は、色が濃く、②層の膠着材の浸透によるものと考えられる。④層は、Ca, Hg, Sが分布する数 μm の粒子からなる薄赤色層に、Caが分布する片状の白色半透明の粒子（幅約20~30 μm 、厚さ約10 μm ）が混ざっている様子が確認された。粒子の細かい胡粉（白色、主成分 CaCO_3 ）、粗い胡粉、水銀朱（赤色、HgS）で構成されていると推定される。

表2 剥落片観察結果

	層の厚さ(μm)	粒子	推定材料
①	部位によって様々	最表面や、粒子と粒子のすきまに茶褐色の部位がみられる	付着物が塗布物か、材料特定には至らなかった→この層によって、鮮青色の顔料が暗青色に見える。また、顔料の剥落を抑制か。
②	約60~120	Cuが分布する約20~60 μm の鮮青色粒子が多い。Agを多く含む幅約35 μm の灰色粒子が点在している	青粒子の粗い岩群青($2\text{CuCO}_3 \cdot \text{Cu}(\text{OH})_2$)に銀粉(Ag)を混ぜている
③	約30~50	Cuが分布する数 μm の淡青色粒子	粒子の細かい岩群青($2\text{CuCO}_3 \cdot \text{Cu}(\text{OH})_2$)
④	-	Ca,Hg,Sが分布する数 μm の粒子からなる薄赤色層にCaが分布する片状の白色半透明の粒子(幅約20~60 μm 、厚さ約10 μm)が混ざっている	粒子の細かい胡粉(主成分 CaCO_3)と水銀朱(HgS)を混ぜたものに、粗い胡粉を混ぜている

3-3 銀粒子の使用について

あまり事例がない、青色顔料に銀粒子を混ぜている様子が確認された。どのような目的で、銀粒子を混ぜたのだろうか。視覚的效果を狙ったのか、思想的な理由で混ぜて使用したのか、いくつか理由は考えられる。キラキラ輝く効果を期待するのであれば、一般的には雲母が用いられることが多い。あえて銀粒子を混ぜる特別な理由があったのかもしれない。

3-4 最表面層について

着衣部位と比べて、青色体表部位ではほとんど剥落が見られない。このことから、最表面層が剥落を抑止していると考えられる。どのようなものが塗布、または付着しているか判明しておらず、この層の存在理由を推定することは難しいが、粗い青色顔料層の剥落を防ぐために塗布されたことも考えられる。この像の他の調査からも、非常に丁寧に像が制作されている様子が伺え、最表面層も丁寧な仕事の一環であるとも考えられる。信玄が亡くなる1年前に、信玄をモデルに制作された像であるが、少しでも長く、その姿形を残したいという、制作者の想いが至る所から感じられる。

体表部位の青色について考えると、剥落片断面の青色顔料は鮮やかな青色であり、最表面層があることで、暗青色に見えることが判明したが、像の完成当初は鮮やかな青色であったのではないかと考えられる。あえて色を暗くするために、最表面層を塗布したことも考えられるが、最表面層が、劣化して茶褐色になり、現在の暗青色になった可能性も考えられる。

4. まとめ

恵林寺所蔵不動明王坐像の暗青色体表部位の調査および剥落片断面の分析から、4層の色材層が確認された。複数の色材を塗り重ね丁寧に制作されている様子や、水銀朱や純度の高い岩群青が惜しみなく使用されている様子、青色顔料に銀粒子を混ぜる特異な技法が用いられていることが判明した。引き続き色材の推定を進め、本調査で判明した色材の使用効果や目的等を明らかにし、当時の仏像彩色の材料・技法の解明に努めたい。

謝辞

本調査および発表をご許可頂きました恵林寺様、また本調査の結果についてご助言いただきました岡田文男氏、谷口陽子氏、塚田全彦氏、中神敬子氏、成瀬正和氏に深く御礼申し上げます。

(山梨県立博物館)

昭和時代の天津司舞の復活をめぐる

—天津司の舞保存会所蔵スクラップブックの時代—

丸尾 依子

はじめに

甲府市小瀬に伝承される天津司舞は、中世に起源を持つ人形田楽である^{〔1〕}。毎年四月十日直前の日曜日の正午、天津司神社を出発した人形と遣い手、お囃子の奏者の一行は、下鍛冶屋町の鈴宮諏訪神社を訪れて境内の御船団の中で九体の人形を舞わせる。舞を伝えたのは、小瀬の草分けの十七軒と伝承される。明治時代から昭和時代にかけて二度の中断と復活を繰り返したが、昭和三十五年（一九六〇）頃からは保存組織による継承が続けられている。

山梨県立博物館では、令和四年（二〇二二）にシンボル展「天津司舞―九〇〇年の想いとともに―」を開催し、天津司神社および鈴宮諏訪神社氏子、天津司の舞保存会の協力を得て、祭礼用具等の展示を行った。また、展示に先立ち同年三月九日には用具調査を実施した。この際、新発見資料として書類等が納められた木箱一点と、江戸時代初期から中期にかけて

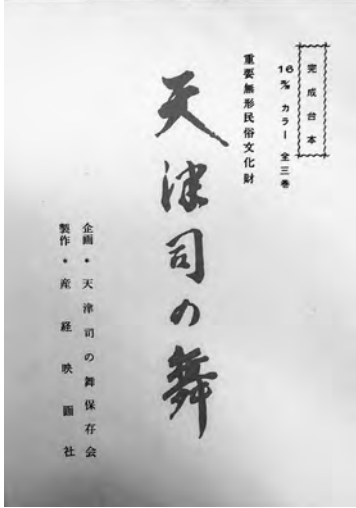


写真1 記録映像の台本

奉納された人形用装束を確認した。木箱の主要な内容は、天津司舞に関するテレビ番組のビデオテープ、産経映画社による記録映像『天津司の舞』の完成台本（写真1）、書類類、天津司舞の写真を掲載した雑誌『日輪』、そして天津司舞に関する新聞記事等のスクラップブック（写真2）である。

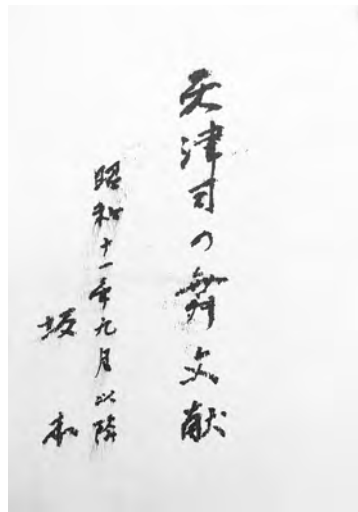


写真2 スクラップブック表紙

本稿では、このなかからスクラップブックの概容を紹介するとともに、作成された期間における天津司舞復活の動きを追うこととする。中断期を経て舞を復活に向かわせた背景には何があったのか、スクラップブックに納められた新聞記事や資料、聞き書きから当時をひも解いていきたい。

一．天津司舞と郷土研究

（一）天津司舞の中断と復活の概略

はじめに、本稿で話題とする天津司舞の復活と、それに先立つ中断の経緯に

ついで概略を述べる。

江戸時代までの天津司舞は七月十九日を祭日としていた。しかし明治時代初期、神道によって国民の精神的統一をはかろうとした政府は、民間信仰はそれを妨げる迷信であり、国民を怠惰にして秩序を乱すものとして民間信仰に基づく祭り・行事を禁止した。当時の天津司舞の状況について、大正五年（一九一六）に著された『御祭禮及縁日』^③には、天津司舞は「維新後全く中絶し明治三二年頃一度之を行ひしのみ」とあり、天津司舞も明治時代初期の民俗の抑圧を受けて中断を余儀なくされたと考えられる。時を置いて明治三十一年（一八九八）頃、天長節の祝祭化に乗じて祭日を十一月三日として復活を果したが、直後の明治三十二年（一八九九）の水害により人形の保管庫が倒壊して再中断した。人形や用具は関係者の家で一時保管されたという。昭和四年（一九二九）には神庫が再建されて人形の安置場所は定まったが、舞は再開されなかった。

神庫から再び人形が取り出されたのは、昭和十一年（一九三六）、山梨県師範学校及び山梨県女子師範学校による『山梨県総合郷土研究』の編纂事業のなかでのことであった。この調査がきっかけとなり天津司舞復活の動きが生まれ、翌十二年（一九三七）四月に天津司舞奉納の運びとなった。舞は昭和十七年（一九四二）頃までは実施されていたと思われるが、太平洋戦争により再中断した。戦後は、昭和二十九年（一九五四）に奉納再開となる。以後、昭和三十五年に県無形文化財に指定、昭和三十五年頃に保存組織が発足、昭和五十一年（一九七六）に国指定重要無形民俗文化財に指定され、現代まで舞の継承が継続されてきた。

（二） 天津司舞と郷土研究

① 『総合郷土研究』と天津司舞の発見

昭和時代初期に天津司舞を発見し、復活の動きを刺激したのは、郷土教育運動と郷土研究であった。山梨県では、昭和十年（一九三五）十一月から十一年（一

九三六）十二月にかけて、山梨県師範学校および山梨県女子師範学校を中心として『総合郷土研究』の編纂が行われた。この立案と指導にあたったのは、文部省嘱託の人文地理学者であった小田内通敏（以下、小田内〈敏〉とする）である。^③当時の郷土教育運動の目的は、『郷土研究』の方法を身に着けた「地方事情」に詳しい優良な『村住み』の師範生を養成^④し、「師範生が赴任先の小学校で『地方ノ實際生活ニ適切ナル教育』を実践して児童に正しい郷土教育を付与すること」により『明日の村落』の樹立を目的とした、いわば『郷土認識建設運動』であった。^④

山梨県師範学校では、昭和五年（一九三〇）から六年（一九三一）にかけて文部省による「郷土教育施設費」の交付を受けて「郷土室」を整備し、その内容と成果は昭和七年（一九三二）に帝国図書館において開催された「郷土教育資料の陳列と講話」に提出された。この実践が小田内〈敏〉の目に留まり、かつ積極的な評価を受けて郷土教育の模範校として選ばれるに至った。

『山梨県総合郷土研究』の編纂は、小田内〈敏〉の郷土教育の実践として行われた。昭和十年十一月二日、小田内〈敏〉は調査研究の開始にあたって山梨県の各部課長や教育行政官を集め、趣旨説明と調査研究項目の提示を行って協力要請を行った。さらに山梨中央図書館（現山梨県立図書館）には郷土研究事務室を創設して県学務課と師範学校との協議を進めた。師範学校を中心として、図書館や山梨県のバックアップも得て行われた事業であった。

こうして始まった調査研究には、小田内〈敏〉の長男であり人形芝居の研究者である小田内通久（以下、小田内〈久〉と表記する）も助手として加わった。天津司舞が発見されたのは、その調査研究の途上であった。^⑤調査研究の成果品として刊行された『山梨県総合研究』では、「郷土芸術」の項に「人形芝居と郷土」の一項目が設けられ、天津司舞をはじめとした県内の人形芝居について報告されている。天津司舞については聞き書きや記録をもとに舞の内容を詳述し、

起源や「郷土的意義」について記す。このほか、県内の人形芝居の事例として右左口村字右左口（現甲府市右左口町）、豊村字吉田（現南アルプス市吉田）、塩崎村字下今井（現甲斐市下今井）、谷村町（現都留市谷村）、笹子村字追分（現大月市笹子町）、桐原村（現上野原市桐原）の六か所が紹介された。特に「笹子村字追分の操人形」は人形が並んだ写真を掲載するとともに、「現存するものでは一番人形の数も衣裳や道具類も整つてゐるが、（中略）吉久保美人鏡」といふやうな郷土獨特の新作浄瑠璃さへある。」と評価する。また、調査当時、県内には人形芝居の用具は多く残存するものの上演はすでに廃れていた。小田内（久）はこの理由の考察のため、江戸時代に甲府の亀屋座で行われた人形芝居の上演にも触れた。人形芝居の興行は、江戸時代後期の甲府では下火になっていた。甲斐が江戸の流行に追従し歌舞伎人気を反映したためとし、中央線開通がその影響を増大させた結論付けた。⁶⁾

『山梨県総合研究』における小田内（久）の調査研究は、個別の人形芝居の事例研究というよりも、当時残存していた人形芝居の用具や記録類を確認することにより、山梨における人形芝居の拡がりや継承が途切れるに至った背景を考察したものである。また、天津司舞はほかの人形芝居と直接的に繋がる事例ではないうえ、小田内（久）自身も発見の経緯を明らかにしていないため正確な経緯は不明であるが、『甲斐国志』や『甲斐叢記』をはじめとした江戸時代の記録のなかの県内の人形芝居の情報を確認していく過程で天津司舞の発見に至ったものと推測される。また、その情報収集の過程は、次項において述べる同時期の県内の人形芝居研究の勃興と無関係ではないだろう。

② 夏草道中に始まる民俗芸能研究

小田内（久）が天津司舞を発見したのとはほぼ同時期、県内ではもう一つの人形芝居も見いだされ、郷土研究の流れを形作っていた。昭和十一年八月、山梨日日新聞社と甲府ワンドラーの共催による第一回「夏草甲州道中」が実施され、

かつての甲州街道と明治天皇巡幸路の踏査を行った。この途上、一行は笹子峠の麓で人形芝居に出会い、その成果は道中終了後の同年九月一日から六日にかけて、佐藤森三により「追分の人形芝居」という表題での山梨日日新聞に連載された。追分人形の報告に引き続いて「右左口の人形芝居」「下今井の人形芝居」など他の人形芝居の報告も行われた。⁷⁾

報告を行った佐藤森三は山梨日日新聞社の記者であったが、夏草道中での追分人形との出会いを機会として郷土文化への関心を深めたという。⁸⁾その後、特に昭和三十年代以降、県内の民俗芸能の掘り起こしと公開機会の創設や、『山村総合調査報告書』などを主導した。佐藤の著作のなかに天津司舞を単独で取りあげて述べたものはないが、同時期に県内の人形芝居調査を行っていた小田内（久）の論考も佐藤と同じく笹子追分人形や右左口の人形、下今井の人形など同事例に触れていることから、両者の間には研究上の交流があったとみるのが自然である。この二つの動きが交わった場所は、小田内（敏）によって県立図書館に設けられた郷土研究事務室だったのでないだろうか。二つの郷土研究の流れが、県内における人形芝居の調査研究を活性化し、天津司舞の発見や評価につながっていったと推測ができる。



写真3 『諏訪大神 鈴宮大神 天津大神 由緒並取調書』

二. 天津司の舞保存会所蔵スクラップブックについて

(一). 資料の重要性

スクラップブックを作成したのは、小瀬の坂本正臣（故人）である。坂本は天津司舞を伝えた小瀬の十七軒のうちの一軒に生まれ育ち、昭和十二年（一九三七）の天津司舞復活に深く関わった坂本権太郎の孫にあたる。

貼付された資料の中心となるのは、昭和十一年（一九三六）以降の新聞記事である。ほかに、「諏訪大神 鈴宮大神 天津司大神 由緒並取調書」（複写）（写真3）小田内（久）からの書簡（後述）や関係者の名刺（後述）、モノクロ写真（写真4）等が含まれる。貼付の順番は資料の分類別で、明治二十年（一八八七）の『由緒並取調書』から平成十八年（二〇〇六）の新聞記事までの内容が断続的に集められている。

昭和時代初期、天津司舞は長期にわたる空白期間の途上にあつた。さらに昭和十二年に復活した後も戦争により再び中断し、現在の祭礼に直接的に連続するのは昭和二十九年（一九五四）以後の奉納となる。そのうえ、天津司舞は既存の研究資料が限られており、文字資料の残存状況も未確認であることから、明治時代の中断以後昭和初期の復活に至るまでの状況や、復活・再興の過程については正確にわかっていない。

その点において、坂本正臣によるスクラップブックには、明治三十二年（一八九九）以後中断していた天津司舞が昭和十年代に復活し再興していく時期の報道記録や関連資料が集約されている。当時の復活と継承の過程を理解するた



写真4 モノクロ写真3枚

めの貴重な資料となり得る。

(二). 各内容物について

続いて、主要な貼付資料についてその概要を記す。スクラップされた各資料を貼付された順に一覧表にまとめたものが表1である。

①. 「諏訪大神 鈴宮大神 天津司大神 由緒並取調書」（複写）

表紙の記載は「明治廿年三月調 大正四年十月写 山城村役場□□」とある。また、「坂本」の名が記されており、年代的に坂本権太郎によると考えられる。由緒書のうち、「天津司神社由緒」には、祭神や社地面積、本殿・拝殿の構造と広さ、摂社、祭具の種類と数、氏子数など神社の基本情報を記す。天津司舞に關しては、人形とその装束・採物と、「此地開ケズシテ草沼ニアリシ時：」から始まる湖水伝説にまつわる由来伝承や、西油川の「鏡ノ池」と呼ばれた井戸の伝承、建久年間に行われた武田五郎信光の館造営にともなう諏訪神社の移転、大永二年に行われた神官地への神庫建立と人形安置などを書き上げる。

さらに、「祭典御舞ノ式」として祭りの次第を詳細に記す。具体的には、祭りに先立つ潔斎、当日の神事、御成と道中のお囃子、舞の順序とお囃子、還御、祈願内容である。特に、笛とお囃子の太鼓の音色が出御、御成、「静かな舞」とオクリイや、人形の登場と退場の順序が詳細に記される。

文末に「明治廿年参月調 大正四年十月十六日写」と記される。明治二十年代は、明治維新に端を發した天津司舞の長期中断期間にあたることから、この内容は江戸時代末期の天津司舞の記憶をもとに書き留められたものと考えられる。また、明治期の天津司舞復活は三十一年頃であり、復活の際にこの次第を典拠にしたことが予想される。

さらに、若尾謹之助『御祭禮及縁日』には、天津司舞の人形の登場と退場の様子について図解されているが、その記述は概ねこの次第の内容と一致する。若尾の調査も天津司舞中断期間にあたっており、本次第が参考資料のひとつに

表1 スクラップブック貼付資料一覧

分類	内容 ※新聞記事はタイトルのみ
保存会関係資料	御成カラー写真
保存会関係資料	諏訪神社 鈴宮神社 天津司神社 由緒並取調書
保存会関係資料	中澤家系譜
保存会関係資料	小田内通久より坂本権太郎・五平宛書簡(昭和11年12月)
保存会関係資料	名刺2枚
保存会関係資料	抜き刷り 小田内通久「人形芝居と郷土」(昭和13年4月)
新聞記事	傳説の扉今や開く 天津司の舞ひ(昭和11年(1936)9月8日 読売新聞)
新聞記事	「天津司」の舞ひ復活に けふ山城で大評定(昭和11年(1936)12月11日 山梨日日新聞)
新聞記事	人形芝居の遺物 山梨縣下で発見(昭和11年か)
新聞記事	林貞夫と塩田義遜による論叢:「天津司は傀儡か」「天津司舞に就て」(昭和31年か)
新聞記事	甲州のまつり 天津司舞い(昭和43年(1968)5月10日 山梨日日新聞)
新聞記事	消える? 甲府の「天津司舞い」(昭和45年(1970)4月23日 山梨アサヒ)
新聞記事	十二神の姿伝える 地元も伝承の決意 比類ない「くぐつ田楽」(昭和45年(1970)5月23日)
新聞記事	「天津司の舞い」国の無形文化財に指定(昭和45年(1970)5月23日 山梨日日新聞)
保存会関係資料	写真3枚(昭和10～11年頃に撮影か)
新聞記事	春をうたう天津司の舞—山城に残る田楽—(昭和48年(1973)4月15日 山梨日日新聞)
新聞記事	人形劇団・ウニマがチャリティー公演を行う(昭和48年(1973)4月9日)
新聞記事	ふるさとのお芸 天津司舞(昭和48年(1973)4月29日 東京新聞サンデー版)
新聞記事	ふるさとまつり編①春をつげるデックサン(昭和48年か)
新聞記事	珍しい人形による郷土芸能 国の重要民俗文化財に指定される天津司舞(昭和51年(1976)3月26日 読売新聞)
新聞記事	甲府の天津司舞 国の無形文化財に(昭和51年(1976)3月27日)
新聞記事	初の無形民俗文化財に鬼来迎ら30件指定(昭和51年(1976) 朝日新聞)
新聞記事	重要無形民俗文化財に「天津司舞」 珍しい人形の神事芸能(昭和51年(1976))
新聞記事	舞の継承について(昭和52年(1977) 山梨日日新聞 風林火山)
新聞記事	晴れやかに天津司舞 甲府市小瀬町 民俗文化財指定後初の披露(昭和52年(1977)4月か 山梨日日新聞)
新聞記事	のどかに天津司舞 甲府市小瀬町(昭和52年(1977) 4月か 山梨日日新聞)
保存会関係資料	「天津司舞について」説明用紙保存会作成か(昭和49年3月)
新聞記事	春らんまん 祭りだ! 祭りだ! (昭和53年(1978)4月10日 朝日新聞)
新聞記事	春うらら お成り道を行く 甲府で天津司舞(昭和53年(1978)4月10日 山梨日日新聞)
新聞記事	郷土誌講座シリーズ 甲斐史跡めぐり(昭和53年(1978)4月21日 山梨日日新聞)
新聞記事	神々の祭り 天津司舞(平成6年(1994)3月20日 毎日新聞日曜くらぶ)
新聞記事	毎日新聞記者手紙、名刺
新聞記事	天津司の舞と文楽の源流(平成18年(2006)4月20日 山梨日日新聞)
保存会関係資料	天津司舞保存会会則
保存会関係資料	天津司の舞保存会役員名簿(昭和56年～57年度)
保存会関係資料	天津司舞保存会会計報告(昭和56年～57年度)
新聞記事	郷土史探訪 天津司の舞・その謎に迫る YBSテレビ番組ガイド(昭和61年(1986))
参考文献	『日本の古典芸能7 浄瑠璃』(平凡社)
保存会関係資料	『天津司の舞』保存会作成パンフレット

なつたことは間違いないだろう。

以下に、「祭典御舞ノ式」の全文を記載する。

祭典御舞ノ式

祭日前小瀬村古来の百姓十七個各々門口ニ注連縄ヲ張り六日一日ノ間齋戒沐浴ヲシテ当日五ツ刻一同参集オカラクリヲナシ神倉前ニ九神ノ像ヲ安置シ二人ノ神官並ニ二十七名ノ者相會シ神官ノ塩水行事大麻行事献奉物ヲシテ祠官祖詞ヲ発ス其他相會ノ人口等ハ神拝テ遂ケ後右神像ヲ奉持シ一ノ編木様ニノ編木様一ノ太鼓様ニノ太鼓様一ノ鼓様一ノ笛様お鹿島様お姫様鬼様ト順次出御其ノ時「トオーピアーヒイヤロー」(ト笛ヲ吹き)引続キ「ドン ドン ドドドン ドン」ト太鼓ヲ打テ出揃タルトキ御成ノ笛「ヒヤヒヤヒートローロローロローロヒヤヒートローロローロローロロー」ト何回トナク笛吹人ハ行列ノ中ニ三人乃至四人加リ番変リニ吹き太鼓ハ二人ニテパラパンパントカルク笛ニ合奏シテ打チ御成道ヲ行列シテ進ミ下鍛冶屋村諏訪大神ノ社地ニ至リ(豫テ御船ノ如形ノ囿ヲ作り置之レヲ御船囿ト云フ是レニ四方へ幕ヲ張ル)御船内ニ入り神像ヲ行列ノ順位ニ左ヨリ安置ス而シテ祠官ハ神前ニ進御拂ヲ奏シ十七人ノ者ハ神前ニテ右ニ扇子ヲ持チ左手掌ヲ「ヤスササーササ」ト五回クリ返シテ後御舞ヲ始めルナリ此時笛ハトオーピアーヒイヤロー 太鼓ハドン ドン ドドドン ドン ト打口御舞ノ順ハ始ニ一ノ御編木様御出マシニナリ一角進ミタル頃ニ二ノ御編木様進ミ順次一角進ミタル時一ノお太鼓様進又順次一角進ミタル時二ノお太鼓様進ミ此四神像ガ静ニ三回廻リテ(此ノ間ハ「トオーピアーヒイヤロー」トドンドドドドン ドン」ト合奏ス)御クルイトナルオクルイトハ神像ヲ伏セタリ直立サセタリハゲシク三回廻リ(此間笛ハヒト ヒリ オヒリリ オヒリト ヒイー ヒイリリヒリトロ ヒトヒ

リ ヒヤアーララ 笛ヲ吹ク)タレバ元ノ状態ニ復シ三回廻リテ最初出御ノ一ノ御編木様ヨリ順次下リテ元ノ位置ニ安置ス斯シテ二ノ御編木様安置サレタル時一ノ御鼓様ガ進ミ次ニハ一ノお太鼓様下リテ安置サレ次ニハ一ノお笛様進次ニ二ノ御太鼓様ガ安置サレ一ノお鼓様ト一ノお笛様ノ二神像ニテ三回廻リ而シ又三回オクルイニテ廻リ又元ノ状態ニ復シテ二回半位廻リタル時鹿島様進ミ次ニ一ノ御鼓様ハ下リ安置サレ引後一ノ御笛様安置サレ後鹿島様一神像ニテ三回廻リテ又オクルイトナリ三回廻リ次ニ元ノ状態ニ復シテ二回半廻リタル頃今度ハお姫様ガ進ミ次ニ鬼様進ミ次ニ鹿島様下リテ元ノ位置ニ安置サレ御姫様ト鬼様トノ二神像ニテ三回廻リテオクルイニナリテ三回廻リ又元ノ状態ニ復シ

笛ト太鼓合奏シテ御歸リマシマス神像ハ神庫前ニ安置シ神官神前ニ進ミ大麻行事ヲ成シ十七戸ノ者ハ御くずしヲナシ神庫ニ安置ス而シテ各々退社ス
祭典中鹵木並ニ神像ノ御顔ヲ覆フ赤紙ヲ撤ス観ル者□シテ之レヲ拾フト云フ
往古ヨリ天津司大神ハ諸災難ヲ除キ壽命長寿五穀豊穰ノ守神トシテ奉仰スト傳フ

明治廿年参月調 大正四年十月十六日写

補足として、この綴りの最終頁には坂本正臣による平成十四年(二〇〇二)一月付の追記があることを付け加えておく。それによれば、この複写は昭和五十年(一九七五)頃、重要無形民俗文化財指定に伴う保存事業の補助金の申請書の添付書類として複数作成し、保存しておいたものであるという。原本は中澤幹夫宅で保管されていたが、昭和末頃に、文化財または報道関係者に貸出し

たまま未返却となっているとのことである。

②・新聞スクラップ

貼付された記事は、天津司舞の復活に関わるもの、文化財指定をはじめその価値づけに関わるもの、継承活動に関わるもの、春の風物詩として紹介するもの、の四種類に大別される。

年代別に内容の傾向をみると、昭和十年代は天津司舞の再発見と復活の機運にまつわる内容、戦後の再興期である昭和三十年代から四十年代にかけては継承活動や春の風物詩としての紹介記事、国指定重要無形民俗文化財となる昭和五十一年前後は文化財指定や風物詩としての紹介記事となる。

③・小田内通久書簡

先に記したように、小田内通久は、父通敏が主導して行った『山梨県総合郷土研究』の刊行事業の協力者として名を連ね、人形芝居の研究を行った。以下には書簡の全文を記載する。

(封筒裏)

「 東京市淀橋区西大久保

二丁目参百番地

小田内通久 拝

師走廿八日出

」

拝啓寒気相加里申候

段、此頃御皆々様には御障

りも御座なく候や、

御見舞申上候、

今日は天津司舞の研

究に就きて、計らずも一方ならぬ御高配に預り奉感謝候、

これは誠に不思議の御縁

とも申すべく、前世よりの

約束事とはかゝる事を

申すにあらざりと存じ候、

帰途甲府に立寄り、山梨

日々新聞の野口社長や

県立図書館の内藤

司書とも懇談の上、山日の

佐藤君とも打合せを済

ませ申候、小生、図書館の

郷土研究会に天津司舞の

話をいたすのは、朧月よりは

三月の祭礼直前の方

効果的なりというふ意見

多く、左様いたし候間、御諒

承賜り度願上候、猶

委細は朧月入峽の節、

万々可申上候、小生、種々

残務を取片付け、一昨日やうく

帰京仕り候、其後村の情勢

は如何に御座候や、甲府にて

は二三有力な知人に話し

置き候、何れ又後便に申上候、

先は帰京のご挨拶を兼ね

御礼迄申述候、 敬具

師走廿七日夜 小田内生

坂本権太郎様

坂本五平様

同御皆々様

硯筆

二伸

乍末筆山本・中澤両氏にも

宜敷御伝言被下度願上候

書かれた時期は、天津司舞について調査が行われ、舞の復活に目途が付けられた昭和十一年（一九三六）と推測され、文中の「図書館の郷土研究会」とは年代的に昭和十四年（一九三九）発足の山梨郷土学会ではなく「郷土研究事務室」で行われた研究会と考えられる。宛先の坂本五平は権太郎の息子（正臣の父）である。また、「山本」は山本恒雄で、「中澤」は由緒書を保管していたという中澤家と思われる。いずれも十七軒に連なる家々の人であり、小田内〈久〉が聞き書きを行ったと覚しき天津司舞の関係者である。

このほか、スクラップブックに貼付された小田内〈久〉関連の資料としては、「人形芝居と郷土 天津司舞の記録」の抜き刷りがある。抜き刷りは坂本五平に贈られている。^⑩

④. 名刺

貼付された名刺は三枚で、いずれも新聞社のものである。二枚は山梨日日新聞社の社員で、「天津司の舞再現の折 多大な支援協力を受けた山梨日日新聞社関係両氏」との添え書きがなされている。そのうちの一人の佐藤森三は、前節で紹介した小田内〈久〉の書簡中の「山日の佐藤君」と同一人物であろう。^⑪ 残る一名の所属は毎日新聞社で、平成六年（一九九四）掲載の記事の執筆担当者である。

③の資料と併せて判断するに、また、一―(二)で述べたように、山梨日日新聞社の佐藤森三と小田内〈久〉との間には、人形芝居や天津司舞に関する研究交流と、それに続く天津司舞復活に関わる情報交換や交流があったとみられる。

⑤. 古写真

古写真は三枚ある。撮影された内容は、上から、神庫の前に並べた人形、天津司神社の社殿、社の前で人形を掲げる人である。昭和十一年頃の小田内〈久〉調査時の撮影と推測される。「人形芝居と郷土」に掲載された写真と、昭和十一年九月八日付読売新聞記事に同じ写真が用いられている。

三. 天津司舞の復活

続いて、スクラップされた資料群を中心に、天津司舞の復活をめぐる状況について整理したい。貼付された新聞記事と、同時期の天津司舞の継承をめぐる動きを対照させたのが表2である。

(一). 昭和十一年の天津司舞発見と報道

貼付された新聞記事のなかでは、昭和十一年（一九三六）九月八日付読売新聞の記事が最初となる。記事中では、前日の七日に小田内〈久〉とともに記者が小瀬に赴き、人形を取り出し組み立てたこと、諏訪神社を訪問して御船囲の

表2 スクラップブック内新聞記事と天津司舞継承関係事象対照表

年月日		記事タイトルまたは内容(新聞社名)	天津司舞の継承に関する活動や出来事
昭和11年(1936)	9月8日 12月11日 日程不明	傳説の扉今や開く 天津司の舞ひ(読売新聞) 「天津司」の舞ひ復活に けふ山城で大評定 (山梨日日新聞) 人形芝居の遺物 山梨縣下で発見(不明)	
昭和12年(1937)	4月		幔幕(旧御船団か)新調 天津司舞復活
昭和17年(1942)	4月		小寺融吉らが舞を見学
昭和18年(1943)			太平洋戦争により中断か
昭和29年(1954)			天津司舞復活
昭和31年(1956)	4月15日 日付不明	春をうたう天津司の舞—山城に残る田楽— (山梨日日新聞) 林貞夫と塩田義遜による論叢:「天津司は傀儡 か」「天津司舞に就て」(不明)	
昭和32年(1957)	3月28日		第2回郷土芸能総合公演(県民会館)出演
昭和35年(1960)頃		山梨県無形文化財指定	保存組織結成か
昭和37年(1962)	4月		人形装束新調
昭和43年(1968)	5月10日	甲州のまつり 天津司舞い(山梨日日新聞)	
昭和45年(1970)	4月23日 5月23日 5月23日	消える? 甲府の「天津司舞い」(山梨アサヒ) 十二神の姿伝える 地元も伝承の決意 比類 ない「くぐつ田楽」(不明) 「天津司の舞い」国の無形文化財に指定 (山梨日日新聞)	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選 択 現在の保存会結成か
昭和46年(1971)	4月		御船団新調
昭和48年(1973)	4月9日 4月29日	人形劇団・ウニマがチャリティー公演を行う (不明) ふるさとの芸 天津司舞 (東京新聞サンデー版)	
昭和48~50年頃か	日付不明	ふるさとまつり編①春をつげるデックサン	
昭和51年(1976)	3月26日 3月27日 日付不明 日付不明 5月4日 6月12日	珍しい人形による郷土芸能 国の重要民俗文 化財に指定される天津司舞(読売新聞) 甲府の天津司舞 国の無形文化財に(不明) 初の無形民俗文化財に鬼来迎ら30件指定 (朝日新聞) 重要無形民俗文化財に『天津司舞』 珍しい人形の神事芸能(不明)	重要無形民俗文化財に指定 保存会会則施行 天津司舞パンフレット作成
昭和52年(1977)	日付不明 4月か 4月か	舞の継承について(風林火山)(山梨日日新聞) 晴れやかに天津司舞 甲府市小瀬町 民俗文 化財指定後初の披露(山梨日日新聞) のどかに天津司舞 甲府市小瀬町 (山梨日日新聞)	
昭和53年(1978)	4月10日 4月10日 4月21日	春らんまん 祭りだ!祭りだ! (朝日新聞) 春うらら お成り道を行く 甲府で天津司舞 (山梨日日新聞) 郷土誌講座シリーズ 甲斐史跡めぐり (山梨日日新聞)	
昭和61年(1986)	5月26日	郷土史探訪 天津司の舞・その謎に迫る YBS テレビ番組ガイド(不明)	小瀬スポーツ公園建設により御成道改変 かいじ団体開会式出演
平成6年(1994)	3月20日	神々の祭り 天津司舞 (毎日新聞 日曜くらぶ)	
平成18年(2006)	4月20日	天津司の舞と文楽の源流(おおえまのり) (山梨日日新聞)	

場所を確認したこと、坂本権太郎や山本恒雄から話を聞いたことが記される。

読売新聞に次いで、山梨日日新聞は天津司舞の関係者によって開かれた復活の協議を報じた。手書きで記入された日付によれば、昭和十一年十二月十一日の記事である。天津司舞の貴重性を述べるとともに、地域内で天津司舞に対する関心が高まり、復活に向けた協議が行われるようになったと記す。

記事中には「(前略)本紙によつて勃興した縣下の人形芝居研究熱に拍車をかけると共に、中央學界に一投石するに至つた」とも記される。当時の県内において人形芝居研究が盛り上がりを見せていたことは、先に述べたとおりである。

(二) 昭和十二年の天津司舞の復活をめぐる

① 天津司舞の記憶

昭和十一年(一九三六)九月八日の読売新聞は、小田内(久)の調査によつて三十七年ぶりに天津司神社の扉が開かれ、人形が公開された時のことを記す。その日、坂本権太郎、小瀬区長の山本恒雄、山城小学校長柳本駒治の立会いの下に神庫から人形が取り出された。取り出される人形に、村民は「物珍しそくに」¹²⁾「驚異の目を見張」り、一人の老婆などは『もつたないぞよ』とただ手をあわせてひれ伏した¹³⁾という。見物の人々から人形や舞の詳細が語られないのは、舞に関わるのが特定の家の男性に限定されていたことや人形を神聖視していたこと、そして明治三十二年(一八九九)の水害以後二〇年以上にわたる中断の影響だろう。

記事(昭和十一年九月)では、続けて由緒書に語られる舞の由来や、十七軒の家、舞に関わる者の装束、諏訪神社の御船団、舞の順序、人形の呼称、しきりなどについて坂本権太郎により語られていく。また、山本恒雄も、笛の音色や御成について語る。一部の老人や小瀬に残った十七軒の家筋を除き、地域

住民にとつての天津司舞の記憶はすでに遠かつたことがわかる。

そのことは、別記事中(昭和十一年十二月)の一文からもうかがえる。小瀬では、当時芸能を伝承するのが坂本権太郎と山本恒雄(当時小瀬区長)の二名のみであり、復活にあたっては彼らが中心となって稽古を行うことになったと記す。本来、天津司舞を伝えたという小瀬の十七軒は家ごとに役割が決まっておおり、笛の家系もあれば各人形を操る家筋もそれぞれにあった。笛の家では人形は操らず、人形の家筋では担当外の人形を扱うことがなかったとなれば、いくら舞の次第の記録があるとはいえ明治時代の舞の通りには舞えず、ましてや江戸時代の舞とも異なっていた可能性が高い。昭和時代の復活時点において、天津司舞にはかなりの変容があつたと考えるべきだろう。

② 復活に向けた地域協働

昭和時代、研究者による天津司舞の発見を、地域はどのように受け止めたのだろうか。まずは明治時代の復活時の様子と比較してみたい。

明治三十一年(一八九八)に舞の復活を試みた時、祭日は従来の七月十九日から天長節の十一月三日に遷された。復活の協議に関する資料は現存せず知り得る術は無いが、同時期の県内の天長節に関する資料は現存せず知り得る術は無いが、同時期の県内の天長節に関する文字資料から推測するに、明治三十年頃は天長節の祝祭化が進んでおり、小瀬ではそれに乘じて自発的に天津司舞の復活を試みたと考えられる。復活の苦労は、若尾謹之助の『御祭禮及縁日』にも記されている。明治維新により舞が中断した後、小瀬では伝承者の村外流出が起こり、また長期の中断により四か村の協力関係が崩れた¹⁴⁾。明治の復活は、関係四か村の天津司舞に対する関心と関係性を修復し再編成するところから始められた。

これに対し、昭和十一年の復活は水害後二十年以上の中断期間を経ていたわけだが、明治の復活とは異なり、周辺四か村の関心がかなり早い段階で天津司舞に向いていたことがうかがえる。昭和十一年十二月十一日の新聞記事では、

小田内〈久〉による天津司舞の再発見とその研究による評価を得て、地元の関係者たちが「強度に刺激」され、祭りと芸能の復活を決定したと記す。さらに、その検討のために小瀬を含む周辺四か村から代表者百余名という大人数が結集した。祭り自体の記憶は遠くなっていたとはいえ、小田内〈久〉による天津司舞の評価が、地域の人々の関心を呼び起こすには十分なインパクトを持っていたことがうかがい知れる。

天津司舞に対する急速な関心の高まりをうかがわせるものに、昭和十二年（一九三七）に小瀬区によって奉納された幔幕がある。復活に際して区が新しい幕を新調したのである。なお、この幕は現在も祭礼において天津司神社の社殿内に張りめぐらす幕として使用されているが、現在使用している御船囀の幕とほぼ同寸であることから、一代前の御船囀であった可能性が考えられる。

③ 昭和初期の神社観の影響

復活には、当時の社会動静や神社観が影響した可能性も考えられる。昭和十一年十二月十一日の山梨日日新聞記事のリードの最終行には、次のように記されている。

右祭事は大体、明春四月頃となる模様だが、國体明徴の叫ばれてゐる折柄、神事復活の企ては各方面から異常な注目を浴びてゐる。

当時の神社観については、この出来事の少し後となる昭和十二年五月に文部省から発行された『國体の本義』に記載された文章が参考となる。そのなかに、神社は「国民の郷土生活の中心」であって「我が国の敬神の根本」であると記される¹⁶⁾。

神社に齋き祀る神は、皇祖皇宗を始め奉り、氏族の祖の命以下、皇運扶

翼の大業に奉仕した神靈である。この神社の祭祀は、我が国民の生命を培ひ、その精神の本となるものである。氏神の祭に於て報本反始の精神の発露があり、これに基づいて氏人の団欒があり、又御輿を担いで渡御に仕へる鎮守の祭礼に於て、氏子の和合、村々の平和がある。かくて神社は国民の郷土生活の中心ともなる。更に国家の祝祭日には国民の日の丸の国旗を掲揚して、国家的敬虔の心を一にする。而してすべての神社奉斎は、究極に於て、天皇が皇祖皇宗に奉仕し給ふところに帰一するのであって、ここに我が国の敬神の根本が存する。

この時期、神社は「国民の郷土生活の中心」であり「我が国の敬神の根本」として位置づけられた。小瀬における天津司舞の奉納の復活は、この当時においては単に文化的価値の認識や地域結集の証というだけでなく、「報本反始の精神の発露」や「国家的敬虔の心を一にする」行為ともみなされ注目を集めていった可能性が指摘できる。明治時代初期、天津司舞は国家神道による宗教生活の統合のために抑圧され、中断の道を選ばざるを得なかった。昭和初期の復活ではそれとは逆に、神社と村人の結合のために舞の復活が関心を集めたのである。

④ 祭日の選択

昭和時代の復活に際し、目に見える形で変化したのは祭日である。前年に天津司舞復活の動きを記した新聞記事では、「右祭事は大体 明春四月頃となる模様」と伝える。先に述べたように、天津司舞の祭日は江戸時代までは七月十九日であり、明治三十一年頃に復活した時には天長節の十一月三日に定められた。現在は四月十日直前の日曜日に実施されているが、「四月十一日の前」と祭日が改められたのは、昭和十二年の復活時であるという。その日取りは、集落内の寺院である仁勝寺に祀られた聖徳太子像の開帳である聖徳太子祭にちなんで決

められた。¹⁷⁾

仁勝寺の聖徳太子像の由来は、次のように伝えられている。「新羅三郎義光が勧請し、武田家が代々守り伝え躑躅が崎館に祀られていたが、天正十年（一五八二）に織田・徳川軍の侵攻により岩殿城に退避する際、武田勝頼が家臣の中澤氏に隠すように命じ、中澤氏が自領の仁勝寺に安置した。」その中澤氏は十七軒のうちの一軒である。これに加え、天津司舞と仁勝寺も関わりがあるという。かつて天津司舞の稽古は山本家恒雄家や仁勝寺本堂を稽古場として行っていた時期もあったことから、仁勝寺や聖徳太子像自体も小瀬や天津司舞との縁が深いとみなされているのである。

さらに、天津司舞の由緒として語られる内容のひとつに、「かつて人形は諏訪神社に安置されていた。その諏訪神社は、建久年間（一一九〇～一一九九）、武田五郎信光が諏訪神社の社地に館を造営するために下鍛冶屋町の鈴宮境内に遷され、人形の安置場所は神官家とした。その後、新たに天津司神社が建立されて人形が安置された」というものがある。この伝承に由来し、「天津司舞の人形たちが御成をする際に赤い目隠しをするのは、この時の安置場所の変更を悟られないためである」とも語り継がれている。このように、天津司舞の時間的変遷の過程とそれに由来する作法は、武田家とも関連付けて語られてきた。

しかしながら明治維新以後は天津司舞が中断し、特に明治三十二年の水害後にはかつての奉仕者の家の村外流出が進み、祭りに対する意識変化が起こった。昭和初期に聞き書きを行った小田内（久）は、明治三十二年以後の天津司舞の伝承状況について次のように述べ、生活変化とともに小瀬の人々の天津司舞への関心が急速に薄れていった様子に触れる。また、同論考中において、調査研究を契機とし、小瀬において天津司舞の人形の保存措置が講じられるようになったことにも触れる。

天津司舞がこの頃から廃れるやうになった理由としては、度々の水害がその維持を困難ならしめたとも見られるが、又一面からすれば、古来この舞の唯一の奉仕者であった十七戸のうちにも、長い年處を経る間には、餘儀ない事情から一家を擧げて他所へ移住する者が出来て来た。のみならず、郷土を離れずにゐる家に於ても、祭に参加すべき肝腎の青年達が生活のため離村したり、或は、離村しなくとも、かゝる古めかしい行事への奉仕が、彼等青年の生活にとつては最早何等の意義や感興も有たなくなり、従つて、彼等には全く風馬牛的存在と化したこと等が、この行事を衰退に導いた原因ではなかつたかと想はれる。

（中略）

幸ひ、小瀬部落に於ては、今回の調査を機縁として保存方法が講ぜられることになつたと聞く。¹⁸⁾

先に述べたように、小田内（久）の発見に刺激された小瀬では、周囲の期待を超えて人形の保存だけでなく祭り自体を復活することになった。そして天津司舞の新たな祭日は、四月十一日の聖徳太子祭・先祖供養の直前に決定された。祭日の選択からうかがえるのは、小瀬の歴史や先祖との関係性、つまり「小瀬とは武田家家臣に連なる出自を持ち中世にさかのぼる人形芝居を伝承してきた村である」との由緒の再認識であり、天津司舞と武田家にまつわる歴史との再結合とも言えるだろう。昭和初期における天津司舞の発見は、「古めかしい行事」や「風馬牛的存在」の評価から一転し、一度は急速に衰えた小瀬の人々の自己像や地域アイデンティティの再生を促した出来事ではなかつたか。

（三）．戦後の復活と保存運動

昭和十二年（一九三七）に復活した天津司舞は、昭和十七年（一九四二）までは行われていた可能性があるが、太平洋戦争の影響により再び中断を余儀な

くされた。中断に至った経緯は、奉納に関わる男性の不足であったという。再開したのは昭和二十九年（一九五四）であった。

戦後、山梨県における民俗研究や民俗芸能をめぐる動きはさらに活発になった。昭和二十四年（一九四九）四月二十五日には河口浅間神社の孫見祭に柳田国男と渋沢敬三を招聘して研究会が開催され、先出の佐藤森三氏が中心となって「山梨民俗の会」が発足した。また、昭和二十七年（一九五二）には、三月二十一日開催の第一回郷土芸能発表会をかわきりに、山梨平和博郷土芸能大会（四月三十日、五月八日、六月二日）、県芸術祭参加郷土芸能公演（十月十七日）と、三つの芸能公演が開催された。山梨郷土研究会と山梨日日新聞社の共催による公演はその後も継続され、昭和三十一年（一九五六）以後四十八年（一九七三）までに計十六回の公演が行われた²⁰。

戦後の郷土研究と県内民俗芸能の掘り起こしが進むなかで、天津司舞は再び息を吹き返す。スクラップブックには納められていない記事だが、昭和二十九年四月十一日の山梨日日新聞（三面）には、天津司舞の復活の記事が掲載された²¹。「歴史、民族などの郷土研究家」をはじめとした見学者で賑わったことや、無形文化財としての申請が行われていることを報じる²²。また、昭和三十一年四月十五日の山梨日日新聞では、「春をうたう天津司の舞―山城に残る田楽―」のタイトルで記事が掲載された。このなかでも「無形文化財として保護のかけ声高く」祭典当日は文教委員らが早速視察して、今年県会で決まったホヤホヤの文化財保護条例へ申請の運び」などと記され、文化財としての注目が集まっていたことがうかがえる。

天津司舞に関する郷土研究が進められ関心が高まるなかで、林貞夫による『天津司舞の研究』が刊行された。これに対して新聞紙上での論争が起こり、塩田義遜（山梨郷土研究会第二代理事）との間で議論が交わされた²³。天津司舞は、昭和三十四年（一九五九）には、佐藤森三らが中心となって実施した第二回郷

土芸能総合公演（三月二十八日、県民会館）にも出演した。

小瀬地区では昭和三十五年（一九六〇）頃に保存組織が発足し、同三十七年（一九六二）には人形用装束の新調も行われた。昭和四十五年（一九七〇）に国の無形文化財に指定されると、翌四十六年（一九七一）の祭りに合わせて御船囲の幕が新調・奉納された。この幕は現在も御船囲として使用されている。

このように列挙すると、天津司舞は一見順調に復活を遂げたように見える。しかし、昭和四十五年五月二十三日の新聞記事（新聞社不明）では、舞の継承者が十二人しかいないことや、この年は舞を取りやめ、以後も隔年の奉納にすることを決定したと報じている。また、小瀬町自治会長の談として「国の無形文化財になったことはうれしいが、保存維持を考えると暗い気がする。（中略）後継者がいない。（中略）しかし、これを機に近く保存会をつくり、くずれはじめた舞いを復元すると同時に、今の小、中学生にしっかりと伝承してもらおうと相談する。」とのコメントを添える。ともすれば再び中断しそだった継承活動を支えたのは、文化財指定によって生まれた責任感や自負だった。

継承活動をバックアップするために外部からの保存運動も行われた。昭和四十八年、天津司舞の保存継承資金の援助のためのチャリティー公演が、人形劇団・ウニマによって行われた。天津司舞が日本の人形芝居の源流にあたると評価されていたことから、現代人形劇の関係者からも注目を浴びていたのである。これらの人々との仲介役となっていたのも佐藤森三であった。

天津司舞の保存運動は、戦後の文化財保護の機運の高まりとも無関係ではないだろう。戦後の文化財保護行政は、昭和二十年（一九四五）に、戦後の混乱状態による散逸、損壊や海外流失等が起こる懸念から重要美術品等の認定に向けた調査が行われたことから始まった。同時期、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）から日本政府に対しても「美術品、記念物並びに文化的及び宗教的場所と施設の保護に関する政策と処置に関する覚書」が発せられ、作品やコレ

クシヨン、場所に対する損害の調査も行われた。さらに法隆寺金堂の炎上事件をきっかけに、文化財保護施策を求める世論が高まり、昭和二十五年（一九五〇）に文化財保護法の立法が実現した。この法律により、無形文化財や民俗資料、埋蔵文化財も文化財保護の対象に含められた。²⁶⁾

さらに、昭和二十九年の一部改正では、民俗文化財は有形文化財から切り離され、「重要民俗資料」として別個の種類²⁷⁾の文化財とされた。また、「選定無形文化財」の制度が廃止され、「衰亡のおそれ」に関わらず、無形文化財として重要なものを「重要無形文化財」に指定する制度に変更された。民俗文化財の制度に関しては、昭和五十年（一九七五）の改正により民俗資料が「民俗文化財」と改称される。また、「重要民俗資料」は「重要有形民俗文化財」と位置付けられ、無形民俗文化財に関しても「重要無形民俗文化財」の指定制度が設けられた。戦後の文化財保護行政は有形文化財を対象として始まったものの、昭和二十五年に民俗資料や無形文化財に拡大し、昭和二十九年、昭和五十年と改正の度に民俗文化財や無形民俗文化財に対する関心を高めていった。

このように見ていくと、国や県による文化財行政の盛り上がりや充実に比例するように、天津司舞の話題性が増していったことに気づく。天津司舞に対する関心は、復活直後の昭和三十年代から国の重要無形民俗文化財に初回指定される昭和五十一年頃までが最も高く、保存運動も盛り上がりを見せている。同様に、小瀬地区や保存会側の動きも文化財指定があつたり保存運動が盛り上がった時期に近接して用具の新調や保存会の整備などが行われ、活動を充実させている。地域に伝承された民俗に対する文化的価値付けが行われ、社会からも必要視されたことが継承活動の活性化をうながしていったと言えるだろう。

おわりに

昭和時代において、天津司舞は二度の中断と復活を経験した。一度目は明治三十二年（一八九九）の水害から続く中断と昭和十二年（一九三七）の復活である。二度目は、太平洋戦争による中断と昭和二十九年（一九五四）の復活である。これらは、同じ民俗芸能の復活という出来事でありながら、その背景と意味合いは異なる。

昭和十二年の復活では、それに先立ち、郷土研究による再発見と研究者による文化的価値の証明があつた。時代的には、祭りを当該地域の人と神社の結合強化に利用する動きがあつたものの、調査研究のなかで天津司舞の歴史が解き明かされると、「古めかしい」と思われてきた祭りやその言い伝えこそが小瀬の歴史の象徴とみなされるに至り、人形の保存という小田内（久）からの要望を超え、舞自体をよみがえらせることになった。祭日には、継承の当事者たちが小瀬や天津司舞の歴史を象徴的に表すと感じる日程が選ばれた。昭和時代初期の復活の動機は、ある程度内発的であつたとみることができる。

一方、昭和二十九年の復活とそれ以後の継承活動は、天津司舞をはじめとした民俗の「文化財」としての価値付けや保護運動に連動し、周囲の期待に応える形で行われていったと考えられ、いくらか外発的である。しかし、どちらの事例においても、継承者が芸能復興に向かう活力は、彼ら自身の熱意のみならず、彼らを取り巻く社会の後押しがあつてこそ湧き上がり盛り上がったという点は共通している。

民俗芸能が形を持たない行為であり、集団によつて継承される社会活動である以上、その継承のために行われる判断や行動には、継承者たちの様々な価値観と各時代の社会の動きが直接的・間接的に影響する。そのため、民俗芸能をはじめとする無形民俗文化財は否応なく変容していく。そうであるならば、民

俗芸能の中断と復活もその変容のプロセスと捉え、過去から現在に至るまでに起こってきた復活の過程を分析する事例研究の充実化が必要ではないだろうか。本稿では、天津司舞の復活についてごく表面的な事実を確認したのみであるが、こうした事例を拾い集めることで、復活に向かうきっかけや、復活を後押しする何らかの要素・傾向が見いだせる可能性もあるのではないだろうか。例えば、筆者は、過去に一之瀬高橋の春駒の復活事例について調査と報告を行ったが、天津司舞と一之瀬高橋の春駒に共通するのは、過去に作られた文字や図解による記録が復活にあたり記憶を補い、技の断絶を食い止めたということであった。

社会変動や感染症の影響を受けて多くの民俗芸能が中断に追い込まれようとしている現在、それらの記録を残すのと同時に、過去の危機からよみがえってきた民俗芸能とその過程に改めて目を向けることにより、たとえわずかでも、未来に希望を繋ぎたいと思うのである。

註

- (1) 傀儡による田楽であることや、舞の構成などから判断し、現在見られる天津司舞の成立は、鎌倉時代末期から室町時代中期にかけてではないかと推測される。
- (2) 若尾謹之助『御祭禮及縁日』参照。
- (3) 小田内通敏は、昭和五年（一九三〇）九月から七年五月まで「教育制度調査嘱託」、昭和七年（一九三二）五月から十四年八月までは「普通学務局所属講習ニ関スル事務嘱託」に就任し、文部省による郷土教育関係施策の中心的存在であった。
- (4) 伊藤純郎『郷土教育運動の研究』思文閣 一九九八 一二六頁参照。
- (5) 関連する読売新聞記事から、調査と発見の時期は、遅くとも昭和十一年（一九三九）九月七日以前と考えられる。
- (6) 小田内通久「人形芝居と郷土」『山梨県総合郷土研究』参照。
- (7) 上野晴朗「佐藤森三氏と郷土芸能」三頁『甲斐路』二六号参照。

- (8) 前掲同書
- (9) 昭和十三年四月吉日（副題は直筆、『山梨県郷土研究』に掲載との朱書）
- (10) このほか、スクラップされず木箱に同梱された書簡には、①差出人山寺融吉・関根龍一・郡司正勝・山本二郎連名、山本恒雄・氏宛、昭和十七年四月十一日付、演劇百科大辭典の原稿用紙と封筒を使用、②差出人宮尾しげを、山本恒雄宛、以上の二通があった。
- (11) 佐藤森三は、当時の山梨県内における民俗芸能研究と振興の中心人物である。昭和十一年（一九三六）八月に山梨日日新聞社と野口二郎が理事長を務める野外活動団体である甲府ワンドラー共催の甲州夏草道中に参画し、昭和二十三年（一九四八）七月一日から発刊された山梨郷土研究会の機関誌「郷土研究」、昭和三十年（一九五五）七月一日に創刊された山梨民俗の会の機関誌「民俗手帖」の編集に携わった。また、昭和三十一年（一九五六）六月に山梨県文化財調査員、七月に西山村総合学術調査団事務局長となり、昭和三十二年（一九五七）十一月一日に山梨県民会館で山田の神楽獅子、河口の稚児舞など八種目の郷土芸能が公演された第一回山梨県郷土芸能総合公演を企画した。
- (12) 山梨県立博物館『天津司舞一九〇〇年の想いととも』二〇二二年
- (13) 下鍛治屋村は人形を舞わず舞台となる御船団の幕を張り、その御船団を張るための竹矢来に用いる竹は落合村が用意し、西油川村では伝説の一神が飛び込んだという井戸を祀り、小瀬村は人形を操って舞を奉納するという役割分担があったという。
- (14) 現在の御船団の幕は昭和四十六年四月に奉納されている。
- (15) 文部省発行『国体の本義』（昭和十二年五月）参照。
- (16) 昭和十一年十二月十一日 山梨日日新聞
- (17) 令和五年聞き書きによる。
- (18) 『甲斐名勝志』によれば、大永二年（一五二二）閏八月二十七日に武田民部少輔信乗修造した、との棟札があったという。
- (19) 小田内通久「甲斐で発見した人形劇天津司の舞」『日本民俗』二一〇 一九三八年
- (20) 深沢正志「山梨の民俗芸能公演覚書」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年参照。なお、大会の名称は、第一回から三回までが「郷土芸能総合公演」、第四回以後は「民俗芸能総合公演」に変更。
- (21) 記事中「一八年振りの公演」とあるが、昭和十三年（一九三六）以降の上演について

は再確認が必要である。

(22) その後昭和三十一年に県指定となる。

(23) 昭和三十一年。内容は、主として「天津司(てんしし)」の呼称と起源をめぐめるものであった。呼称について、林は「天津司(あまつつかさ)」を語源とし、塩田は「傀儡(てくぐつ)」とした。

(24) 保存会結成は昭和四十五年(一九七〇)と記録されるが、聞き書きによると昭和三十五年頃であるとされる。現在の保存会結成以前にも、何かしらの保存継承組織が存在した可能性がある。また、会則の制定は国指定重要無形民俗文化財となった直後の昭和五十一年(一九七六)六月である。

(25) 当時はまだ民俗文化財の指定区分は整備されていない。

(26) 昭和二十五年制定の文化財保護法では、無形文化財が初めて位置づけられたものの、「現状のまま放置し、国が保護しなければ衰亡のおそれのあるもの」を選定するという消極的な保護であった。

参考文献

- 上野晴朗「佐藤森三氏と郷土芸能」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年
植松又次ほか「座談会『佐藤森三先生と郷土研究』」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年
小田内通久「甲斐で発見した人形劇天津司の舞」『日本民俗』二一〇 一九三八年
影山正美「『天津司』小考」『甲斐』一二四号 山梨郷土研究会 二〇一一年
小寺融吉「人形の神々遊ぶ―甲斐の天津司舞」『旅と伝説』一五―八 一九四二年
坂本徳一「本県の民俗芸能を復活させた佐藤森三の足跡」『甲斐路』七八号 山梨郷土研究会 一九九四年
佐藤八郎ほか「佐藤森三先生を偲ぶ」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年
杉本仁「山梨郷土研究会以前」『甲斐』一二六号 山梨郷土研究会 二〇〇八年
外池智「小田内通敏の郷土教育論の実践的展開―山梨県師範学校における「郷土科」カリキュラムを事例として」『社会科教育研究』七八号 日本社会科教育学会 一九九七年
外池智「山梨県師範学校における郷土教育の総合的性格―郷土室と郷土調査要目の分析を通して―」『筑波社会科研究』第一七号 一九九八年

外池智「昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究―『総合郷土研究』編纂の師範学校を事例として―」二〇〇四年 NSK出版

林貞夫「天津司舞の研究」一九五六年 文化人社

深沢正志「山梨の民俗芸能公演覧書」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年

文部省 中村匡志編集『国体の本義』中村出版 二〇一七年

山崎準二「小田内通敏の経歴と著作・関係文献目録…文献調査及び聞き取り調査結果の第一次整理」『静岡大学教育学部研究報告』人文・社会科学篇 三四巻 一九八四年

山梨県師範学校・山梨県女子師範学校編著『山梨県総合郷土研究』(復刻版) 一九七八年 名著出版

(山梨県立博物館)

改印から見る錦絵

—「甲越川中嶋大合戦図」を中心として—

松田 美沙子

はじめに

山梨県立博物館が所蔵する歌川貞秀（一八〇七〜七八？）筆「甲越川中嶋大合戦図（図版3）」は、大判錦絵三枚続が主流であるなか、九枚もの錦絵が連なった作例である。ここでは甲斐の武田信玄（一五二一〜七三）と越後の上杉謙信（一五三〇〜七八）によって繰り広げられた、第四次川中嶋合戦^①の様子が表されている。しかしながら、この九枚の錦絵全てが同じタイミングで刊行されたものではないことは、錦絵上に捺された改印から読み取れる。この点については、山梨県立博物館開館十周年記念特別展『武田二十四将—信玄を支えた家臣たちの姿—』^②のコラムにて既に触れているが、本稿において横浜絵などに見られる同様の事例も列挙したうえで、改めて考察を巡らせるものとする。

一、「甲越川中嶋大合戦図」に見られる改印

改印とは、幕府への批判など不都合な内容が表されていないかどうか検閲を受けた上で、問題ないと判断された際に錦絵などに捺された印のことである。なおこの改印であるが、作品がいつ頃作られたものであるか、制作年同定の際

に度々活用されている^③。

改印制度が機能するのは寛政の改革以降であり、石井研堂氏の『錦絵の改印の考証』によると、その捺された印の種類から第一〜八期に分けられている^④。極印が単印で使われていた時期や、名主印単印・両印の時代など、改印として捺された印の種類がその時期ごとに異なるため、作品に見られる改印がどのような形態の印であるのかを突き詰めることにより、その制作年を容易に知ることが可能となる^⑤。とりわけ、嘉永五年（一八五二）以降の幕末から明治の頭にかけては、名主印と年月印、改印と年月印などの違いはあれど、検閲が成された年月がわかる年月印が安定して捺されることになり、より詳細な制作年の同定を行うことができる^⑥。なお、今回取り上げる「甲越川中嶋大合戦図」は、検閲を受けた年月まで読み解くことのできる作品である。については、本作に捺された改印を見ていきたいと思うが、その前に本作にどのような場面が描かれているのか等を確認した上で、全体の構造を示しておきたい。

山梨県立博物館で登録されている本作の資料名は、「甲越川中嶋大合戦図」である。しかしながら、実際にこの題目が記されているのは一番右手にある錦絵のみであり、狭義の意味でいえば、本タイトルが課される部分はこの九枚揃いの錦絵の内、右の三枚だけになるだろう。そう断言できる根拠として、右から四枚目の錦絵には「川中嶋（図1）」、一番左にあたる所には「真田昌幸筑



図1 右から四枚目錦絵題目部分

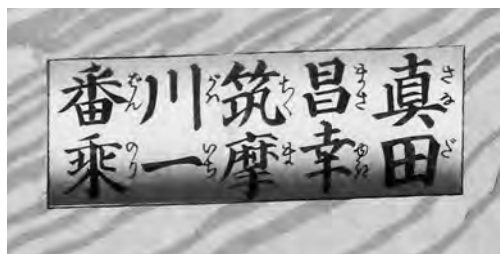


図2 一番左錦絵題目部分

摩川一番乗」の題目が見られ(図2)、それぞれ三枚ずつの固まりで、独立した題目が付されていることが読み取れるからである。つまり、九枚並べなくとも、大判錦絵三枚続の作品が三点連なっているものとして、成り立つ構造になっているのである。

もちろん題目だけでなく、描かれている内容を見ても、三枚で独立するような形になっていることがわかる。先述のとおり、本作には第四次川中島合戦の様子が描かれているが、「甲越川中嶋大合戦図」と記された右の三枚には、信玄と謙信の一騎打ちの場面が表されている。この一騎打ち自体は実際にはなかったと考えられているが、川中島合戦を錦絵で描く際に定番の場面であり、他の錦絵でも題材として多く取られている。次に中央の「川中島」と題された三枚続きだが、ここには両軍入り乱れて戦う様子が描かれている。この戦いのなか討死した山本菅助(一五〇〇?~一五六二)をはじめ、山県昌景(?~一五七五)など、武田方の武将が画面を多く占めるような構成になっているが、右三枚で

見られたような川の描写はあまりなく、またタイトルも「川中島」とシンプルなものである。

最後に一番左手の「真田昌幸筑摩川一番乗」とされた作例である。第四次川中島合戦において、武田方は全軍をふたつに分け、妻女山に布陣する上杉方を挟撃する戦法を取った。しかしながら本作戦は上杉方に察知され、逆に武田方が攻撃されてしまうが、戦いの最中武田の別動隊が戻り、上杉軍は撤退したといわれている。この別動隊がちょうど戻り、千曲川を超えようとする場面が本作には描かれている。画面左手には武田方の真田昌幸(一五四七~一六一一)が、右手にはそれを迎え撃とうとする上杉方の直江兼続(一五六〇~一六一九)が対峙する形で表され、さらに激しい戦いの火ぶたが切って落とされるその瞬間が、巧みな筆さばきで捉えられているのである。

このように、九枚並べなくとも三枚ずつの固まりで、画面として成立するような体裁となっていることがわかる。

次に本作に捺された改印について確認していきたい。なお、本作は年月改三字の単印時代の作例、つまり刊行年の「十二支」・「月」・「改」の文字がひとつの印に収められた一印のみが捺される形である。さて、その改印を確認してみると、九枚とも「十二支」のうち「未」の文字が確認できることから、「己未」であった安政六年(一八五九)の制作とわかる。しかしながら、注目すべきはその検閲を受けた「月」の部分である。

「甲越川中嶋大合戦図」と題された一番右手の三枚に捺された改印であるが、「未七改」の文字

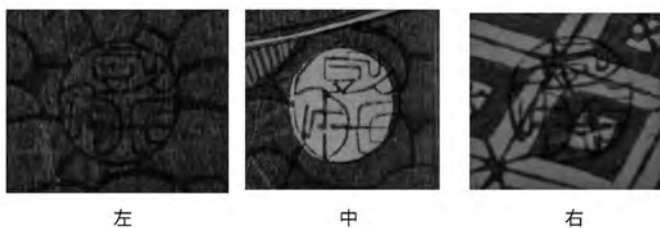


図3 「甲越川中嶋大合戦図」改印

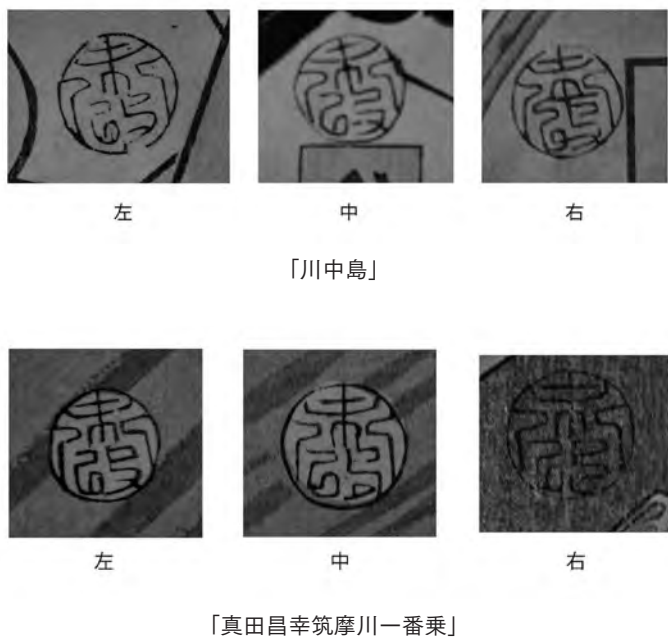


図4 「川中島」「真田昌幸筑摩川一番乗」改印

が読み取れる(図3)。よって、本作は安政六年の七月に検閲を受け、刊行されたことになる。しかしながら、残りの「川中島」と「真田昌幸筑摩川一番乗」に捺された改印には「未八改」の印が捺されていることから(図4)、翌八月に検閲を受けたことになり、「甲越川中嶋大合戦図」より少し遅れて作成されたことがわかる。

推測の域は出ないが、まず第四次川中島合戦を描く際の定番ともいえる、信玄・謙信の一騎打ちを題材として、大判錦絵三枚続となる右の三枚が刊行された。本作が好評だったことから、さらに同合戦を題材にした前作に繋がる大画面の作例をという話になり、翌月残りの錦絵が企画されたのではないだろうか。

ここで、左三枚の題目が記された場所に注目していただきたい。「真田昌幸筑摩川一番乗」と入れられているのは、画面左下である。通常のこの手の三枚続が作られる際は、右上、もしくは三枚続の中央の真上に題目が入れられることが多い。そうした中で、本作は明らかに右にも続きの作品がくること、続きものであることを意識した上で、題目が左下に入れられているように感じられないだろうか。

ただし、この「真田昌幸筑摩川一番乗」と「甲越川中嶋大合戦図」が直接繋がることはなく、大判錦絵六枚続の作例とはならなかった。おそらく、この両者をこのまま繋げてしまうと武田方の大将である信玄の真後ろに上杉方の直江兼続が配置される形となってしまう、構図が続き物として適切ではなかったからではなからうか。よって、両雄一騎打ちの場面と、別動隊が駆け付けたドラマティックな画面の間に、八幡原において両軍入り乱れて戦う様を挟んだ上で画面を繋げ、九枚続の大作としたのだとここでは仮定する。

なお、本作が出される十二年前、天保十三年(一八四二)六月には、遊女らを題材とすること、歌舞伎役者の似顔・名前などを錦絵内に入れ込むことなどが禁止された、出版統制がなされている。同年十一月には、重ね摺りの回数を七八回までとした上で、手の込んだ彩色や高額で売買することを禁止したほか、錦絵を三枚以上繋ぎ合わせたものが禁止されている^⑧。しかしながら、弘化三年(一八四六)には役者絵が復活し、また嘉永年間(一八四八〜五四)ともなると華美な作例も多く出回るようになり、統制自体がなし崩しとなってしまう^⑨。よって、本作が出された頃には、大判錦絵六枚続などの大画面の作品も生み出されており、本作のように九枚続のものがあつたとしても不思議ではないのである。

ただし、本作にいたっては三枚ずつ個別の題目がつけられることによって、全図集めずとも右三枚、中三枚、左三枚と、どこか三点セットを保有してい

ばそれぞれ絵として楽しむことができる。しかしながら、せっかく購入するのであれば九枚全て揃った全図が欲しいと、購入者ならば思うのではないだろうか。どこかひとセットでも三枚続を入手していたならば、残りの六枚も手に入れた全図揃えたい、と購入意欲をそそるような仕組みになっているように、筆者は感じるのである。

検閲月が異なることから、後から出された三枚続二点とあわせ、後付けされるような形で九枚続の作品となったことが改印からわかってきた。なお、背景に描かれた千曲川の描写については、右三枚と左三枚を繋ぐにあたり、少々不自然な川の流れになっているように感じるが、鉄砲から吹き上がる砲煙の描写なども用いてうまく画面を繋いでいる。当初は九枚続となることが予定されていたことが、こうした画面の歪さからも感じられるのである。

さて本作の作者である歌川貞秀は、ほかにも大画面の作例を残している。次項において貞秀が描いた他の大画面作品、とりわけ横浜絵に見られる画面表現について見ていきたい。

二、貞秀の横浜絵

歌川貞秀は、江戸時代末期から明治初期にかけて活躍した浮世絵師のひとりである。富士山に登ったことがあり、この経験から俯瞰図を得意とするようになったといわれている¹⁰。とりわけ、開港以降発展する横浜の風景を描いた横浜絵を得意としたことで知られ、多くの作例を残している。

横浜絵の多くは大判錦絵三枚続であり、幕末から明治期にかけて発展し変わりゆく横浜の様子を、上空から俯瞰的に捉えた構図をしているものが多い。ただし、なかには三枚以上大判サイズの錦絵を繋ぎ、さらに大きな画面で表したものもある。例えば、貞秀の「東海道名所之内 横浜風景」(図5)という、横

浜道が始まる芝生村しばうから海岸沿いに本牧までの様子が表された、大判錦絵八枚続の作品もそのひとつである。この作品は大判錦絵を縦ではなく横に繋げた珍しい作品であるが、さらにその長さが飛び抜けている。なんと大判錦絵を横に八枚繋げ、全長は二メートルを超えるのである¹¹。

なお本作は八枚続であるが、一点ずつ「東海道名所之内 横浜風景」の題目が入られ、一枚でも成立するような形になっている。また、作画がなされた部分についても大判サイズをフルに使用して描くのではなく、枠をつけ、一点ずつ独立した形としている。なお、改印や判元印も絵を縁取る枠の外側に捺されているため、絵の中に改印はいつさい見られない(図6)。

本作に描かれている横浜の情景をもう少し詳しく見ていきたい。先述した横浜道というのは、横浜開港に合わせて安政六年に開削された横浜町と芝生村の東海道とを結ぶ、新たに設けられた道のことである。本作においては画面左端に芝生村が配されているが、そこからスタートし、左から三枚目に描かれた吉田橋を渡り開港場に入るまでの道がそれにあたる。なお、本作の一番右に描かれている十二天ノ社とは、本牧神社(旧称・本牧十二天社)のことであり、『江戸名所図会』などにも描かれている。

さて、本作における改印である。港町と遊郭のある港崎町みなとさきが表された右から四・五・六枚目は「申二改」の文字を有する年月改三字の単印が見られることから、万延元年(一八六〇)二月に検閲を受けたことがわかる。しかしながら、その他の錦絵については「申三改」の印であり、翌三月の検閲になっている。よって、「甲越川中嶋大合戦図」と同じく、続き物ではありながら検閲月が異なる作例であることがわかる。

おそらく、まず当時横浜の中心地となっていた港と港崎町について大判三枚で描き出し、その後そこから右に二枚、左に三枚と横浜の風景を描き足して、長い構図の錦絵としたのではないだろうか。なお、タイトルに「東海道名所之内」

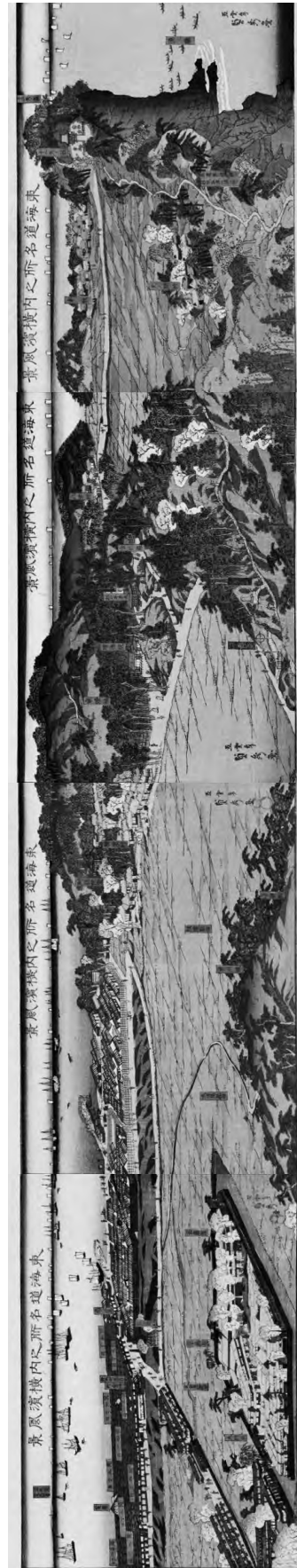
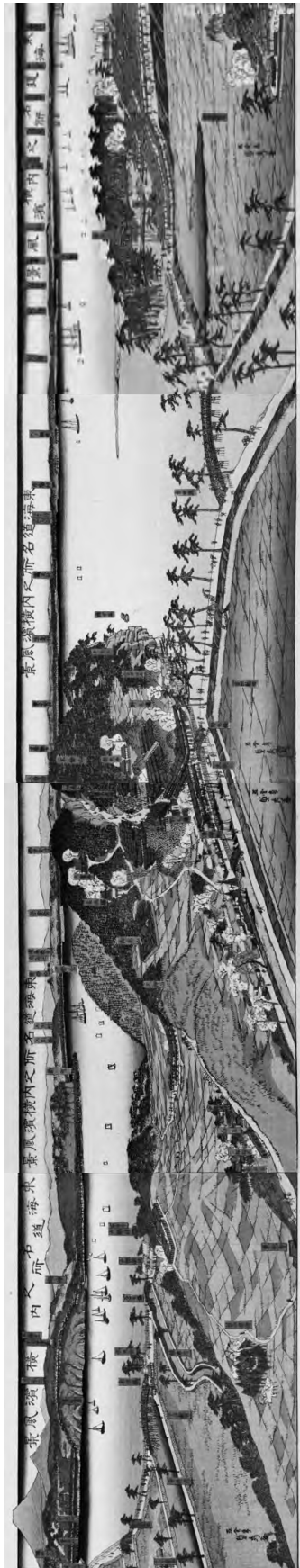


图5 歌川貞秀筆「東海道名所之内 横浜風景」(神奈川県立歴史博物館蔵)

と入っているが、東海道自体は海の向こう側であり、「川崎」など宿場の名前も、左から四枚目の錦絵左手奥のほうに確認できる。東海道をモチーフとした錦絵は数多く生み出されているが、本作については、東海道はあくまで背景であり、大きく発展していく横浜の姿を主役としているのである。

一枚ずつでも独立するような形にはなっているが、八枚繋げた姿は大変壮観で見応えがある。よって、「甲越川中嶋大合戦図」と同様、全図集めなくとも成立はするがせっかくならば全て集めて完成させたい、というコレクター心をくすぐる仕様になっていると筆者は考えている。

次に貞秀の作ではないが、二代歌川広重（一八二六～六九）による横浜絵を紹介したい。二代広重は初代歌川広重（一七九七～一八五八）の門人で、初代



図6 「東海道名所之内 横浜風景」(部分図)
(神奈川県立歴史博物館蔵)

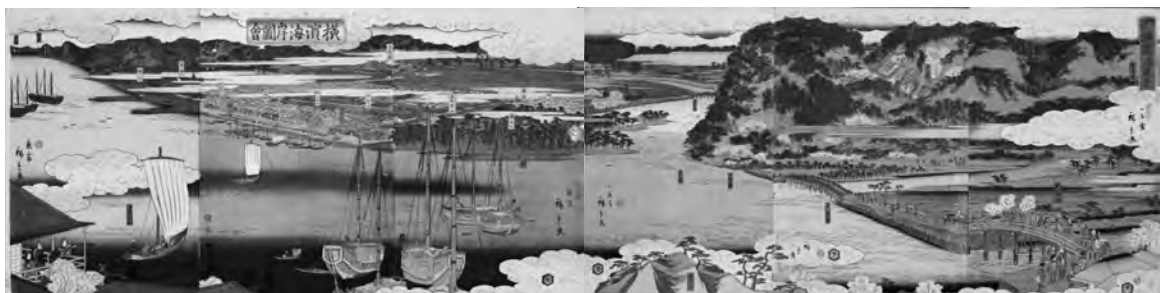


図7 二代歌川広重筆「横濱海岸図会」「神奈川横浜港真景」(神奈川県立歴史博物館蔵)

の養女と結婚して二代を名乗ったが、後に離縁した。初代と同じく風景画を得意とし、横浜絵もいくつか手掛けていた。

この二代広重の作に「横浜海岸図会」「神奈川横浜港真景」という、大判錦絵三枚続の作例があるが、この二点は横に繋ぐことで、さらに大きな名所絵となる(図7)。左に配される「横浜海岸図会」は中央に開港場を据え、画面左下には港の対岸にある神奈川宿の茶屋から、遠眼鏡で開港場を見る女性の姿が描きこまれている。なお、題目は上が赤、下が緑色をした枠のなかに表され、中央に配されている。右側の「神奈川横浜港真景」には、先ほども描かれていた横浜道が奥へ奥へと描かれ、吉田橋を渡った先で開港場と繋がるようになってくる。題目については、画面右上、黄色の枠に赤地が配されたなかに記されている。

さて、本作の改印であるが、「神奈川横浜港真景」は「申三改」の年月改三字の単印、つまり万延元年(安政七年)三月の検閲である。それに対し、「神奈川横浜港真景」は「申閏三改」、つまり同年閏三月の検閲であることから、前者より後の検閲であることがわかる。よって、まず横浜の港町を中心とする「横浜海岸図会」を作成し、続いて「神奈川横浜港真景」を刊行して、「横浜海岸図会」と画面が繋がるようにした。両者ともにそれぞれ異なる題目を付し、独立した大判錦絵三枚続としても成立するような形が取られている。しかしながら、三枚続の作例を繋げる形とするのならば、題目のデザインを揃えて統一性を持たせたほうがよいようにも感じる。

なお二代広重は同じような形で、「横浜風景一覧」「神奈川野毛横浜」という、大判錦絵三枚続をさらに繋げ、六枚続としても成立する作例も残している(図8)。こちらに関しては、本牧から開港場の元町通りの途中までを描いた「横浜風景一覧」に「酉二改」の年月改三字単印が捺され、文久元年(万延二年)(一八六一)の二月に検閲を受けているのに対し、港崎町から吉田橋までを表した

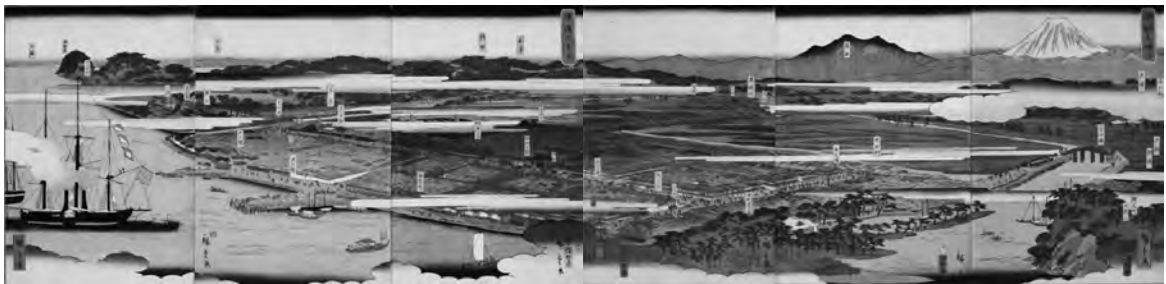


図8 二代歌川広重筆「横浜風景一覧」「神奈川野毛横浜」(神奈川県立歴史博物館蔵)



図9 歌川貞秀筆「再改横浜風景」(国立国会図書館蔵)

「神奈川野毛横浜」は、「西四改」と文久元年四月の検閲であることがわかる。今まで見てきた事例と異なり、途中一ヶ月間が空くが、先に出された「横浜風景一覽」は、港町の途中で中途半端に絵が終わっていることから、おそらく右に絵が続く前提で最初から作成されたのだろう。そして港崎町も含め、吉田橋、さらに富士を右手奥に配した続きの図を後になって出したと考えられる。なお、本作については題目の表し方も共通し、統一性が保たれている。



図10 「再改横浜風景」(部分図)(国立国会図書館蔵)

ここまで貞秀、二代広重と、改印が異なる大判錦絵の続きものを見てきたが、最後に貞秀の横浜絵で、ぜひ確認しておきたいものがある。

それは、「再改横浜風景」という大判錦絵六枚続の作品である(図9)。本作は、洲干弁天社を右上に外国人墓地を左手に表した横浜絵であるが、今まで見てきた作例と異なり、題目が右から三番目の中央に記されている以外に確認できない。このように題目がひとつであることから、六枚全て同じ年月に検閲を受けた続き物であると当初筆者は考えていた。しかしながら、その改印を確認すると、右三枚は「酉二改」の年月改三字の単印で文久元年(万延二年)二月に検閲を受けているのに対し、左の三枚は「酉六改」と文久元年六月の検閲であったのだ。右三枚と左三枚で検閲の期間が四ヶ月空くにも関わらず、左三枚には題目らしきものが見当たらない。つまり、二月に検閲を受けた作品に続くものとして、左の三枚は六月に制作されたのである。

なお、右から三枚目の左下に貞秀の署名と改印、そして「丸屋徳造 丸屋甚八 合梓」と版元名が記されている。しかしながら、一番左に配する錦絵の下部には「芝神明町 丸屋甚八板」とあるだけである(図10)。このことから、右三枚が出された時と異なり、左三枚が出された際は、版元である丸屋徳造が手を引き、丸屋甚八単独での出版となったことが読み取れるのである。

ここから推測するに、左の三枚は題目もないことから、おそらく右三枚と同じタイミングで出される予定だったものの、版元間で何らかのトラブルが起り、すぐに検閲に回すことができなかった。その後、四ヶ月間が空いてしまったものの、前作に続くものとして左三枚が検閲を受け、右三枚に連なる作品として世に出たのではないだろうか。

おわりに

何枚も続く大判錦絵の続き物であるが、捺された改印から同じタイミングで検閲を受けたものと¹²⁾、そうでないものが存在する。既に出された大判錦絵三枚続の作例と、きれいに絵が繋がる形で別のタイトルが付された三枚続の作例があるケースが多く、それだけでももちろん絵として成立するようになっている。しかしながら、購入者としては、全て揃えて絵を完成させたいような、購買意欲を駆り立てる形となっているのではないだろうか。また、同じタイミングではなく、この少しずらしている点についても注目したい。制作が間に合わなかったというケースもあるだろうが、敢えて少しずらした可能性も考えられないだろうか。こうした現代における分冊百科的な販売方法を敢えて取ることで、揃い物の次が出るのを今か今かと待つ、継続的な楽しみも増えるというものである。

また、画面が横に広がれば広がるほど、例えば合戦図などはその戦いの激しさや登場する武将たちの人数が増えて、より賑やかになる。横浜絵などの風景画は、描かれる情景が増えるほどその画面がどんどん広がり、広大な場面を一目で捉えたパノラマ写真を見ているかのように感じるだろう。画面を横に広げること、より絵画的にも楽しめる要素が増えるこのようなケースにおいては、横に画面を繋げていくような試みが、積極的に取られたのかもしれない。

大判錦絵が三枚以上続いた作例は、合戦図などでもまだほかに作例がある。今回は横浜絵を多く取り上げたが、今後は同様の合戦図などの事例をさらに調査、研究し、改印から見る錦絵の出版背景などについても、さらに検討を重ねていきたい。

註

- (1) 川中島合戦とは、川中島(長野市川中島町)において北信濃の領有をめぐり、武田氏と上杉氏が数度対戦した合戦の総称のことである。天文二十二年(一五五三)から永禄七年(一五六四)の長期に渡って繰り広げられ、主な戦いだけでも五回は数えられるが、最も激しい戦いであったのが、永禄四年(一五六一)の第四次川中島合戦といわれている。錦絵でも多く川中島合戦が取り上げられ描かれるが、この第四次川中島合戦を描いたものが大半であり、本作もそのひとつである(山梨県立博物館開館十五周年記念特別展『生誕五〇〇年 武田信玄の生涯』山梨県立博物館、二〇二一年)。
- (2) 拙稿「コラム 大画面に描かれた武者の姿」(山梨県立博物館開館十周年記念特別展『武田二十四将―信玄を支えた家臣たちの姿―』山梨県立博物館、二〇一六年)。
- (3) 国際浮世絵学会「編集」『浮世絵大事典』東京堂出版、二〇〇八年。
- (4) 石井研堂『錦絵の改印の考証』(鈴木重三・木村八重子補記・補注)、芸艸堂、一九九四年。
- (5) 本稿ではアンドレアス・マークス氏がまとめた改印一覧(Andreas Marks, 2011, Publishers of Japanese Woodblock Prints: A Compendium, Leiden & Boston: Hotei Publishing.)を参照しながら、その制作年を同定した。
- (6) 文化二年(一八〇五)〜同七年(一八一〇)までは極印と年月印が捺された時代がある(前掲註(4)参照)。
- (7) 武者絵を得意とした歌川国芳(一七九七〜一八六一)をはじめ、その門下も多く描いている。
- (8) 佐藤至子『江戸の出版統制―弾圧に本翻弄された戯作者たち』吉川弘文館、二〇一七年。
- (9) 原色浮世絵大百科事典編集委員会「編」『原色 浮世絵大百科事典』第三巻、大修館書店、一九八二年。
- (10) 前掲註(3)参照。
- (11) 『横浜開港一六〇年 横浜浮世絵』神奈川県立歴史博物館、二〇一九年。
- (12) 例えば、貞秀による「横浜大湊細見之図」などは、大判錦絵三枚続を二段重ね、六枚一組で大きな正方形の形をした作品となっている。

【図版】

- 図版3、山梨県立博物館蔵
- 図1〜4 山梨県立博物館蔵 執筆者撮影
- 図5〜8 神奈川県立歴史博物館蔵 画像提供
- 図9〜10 国立国会図書館蔵 国立国会図書館ウェブサイトからの画像転載

【附記】

本稿執筆にあたり、神奈川県立歴史博物館様から画像提供のご協力を賜りました。末筆ながらここに記し、深く御礼申し上げます。

(山梨県立博物館)

《資料紹介》

甲斐國一宮淺間神社蔵 天正十七年「一宮御神領帳」

海老沼 真 治

一 調査の経緯

二〇二一年、特別展「生誕五〇〇年 武田信玄の生涯」開催にあたり、笛吹市一宮町の甲斐國一宮淺間神社（以下、淺間神社）の所蔵資料を調査・借用した際、同社の古屋真弘宮司より、未調査の古文書類がある旨の情報提供を受け、その中には天正や慶長の年記のある検地帳が含まれていることを確認した。そこで翌年、これらの検地帳の詳細調査を実施したところ、そのうちの一冊は天正十七年の検地で作成されたものであることが確認された。

武田氏滅亡と織田信長の横死による旧武田氏領国における戦乱（天正壬午の乱）を経て、甲斐國は徳川家康の領有するところとなった。家康が関東へ移るまでの約八年の間に行われた主要施策のひとつとして、天正十七年（一五八九）の検地があげられる。この検地は徳川領国内に広く実施したことが知られるが、甲斐國の場合、本検地に際して作成された検地帳は、福光園寺（笛吹市）に伝わる一冊が確認されるのみであった（『山梨県史』資料編4、七七八号）。本検地帳は、これに続く二例目となる。

本稿では、淺間神社に伝わる検地帳のうち、天正十七年の検地帳の紹介を行うものである。なお本来ならば内容の概略を示すべきところであるが、時間と紙幅の都合上、今回は資料の形態等の基礎的情報と翻刻、写真の掲載にとどめ、内容の詳細な分析は他日に期すこととしたい。

二 基礎的情報

表題 一宮御神領帳

年代 天正十七年十一月二十三日

形態・数量 袋綴装、一冊

紙数 二八丁（第一丁裏と第二八丁裏は白紙、以下丁数と表裏は、算用数字とオ・ウで示す）。表紙と1オ〜6オ、7ウ〜8オ、

27ウ〜28オには柿渋が塗られている。

法量 縦二九・三×横二〇・六センチメートル

界線 各丁に押界を引く。半丁につき五行分、界幅三・八センチメー

トル前後。横線は四列分、間隔は上から平均三・九、九・三、六・七、

九・三センチメートル前後（計測は第二丁）。

検地担当者 寺田右京亮泰吉（署名は「寺田右京」）

押印 円形黒印、印文「吉」。外径三・四、内径二・九センチメートル。

※末尾署名部分のほか、27ウ〜28オを除く各丁に押切印として

押印あり。

三 天正十七年の徳川氏領国における検地帳

本多隆成氏によると、天正十七・十八年の徳川領国の検地帳は、三河で八例、遠江で一九例、甲斐・信濃で各一例の二九例が知られている（本多『初期徳川

氏の農村支配』吉川弘文館、二〇〇六年二月)。このうち郷村の検地帳が二〇例、寺領の検地帳が九例で、社領の事例はこれまで知られていなかった。また前述のとおり、甲斐国関係はこれまで一例が知られるのみであった。浅間神社の検地帳は、地域的にも、所領の性格としても、これまで事例がほとんどないものであり、新たな知見を有する可能性がある。

四 翻刻の凡例

- (一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のとおりとした。
- (二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。
- (三) 欠損・虫損等により判読が難しい場合は、推定できる文字数分の□で示した。
- (四) 貼紙・後筆等は、その文言に「」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。
- (五) 史料には、適宜読点(・)や並列点(・)を付した。
- (六) 改行は史料のとおりとし、文字の配列や大きさなども、できる限り史料に近い形で示した。
- (七) 史料の見開き毎に丁数と写真番号を示し、後掲の写真と対応するようにした。また改丁と押切印については「……(印)……」の形で示した。

(表紙【写真1】)

一宮御神領帳

(1才【写真2】)

一宮御神領帳

(1ウ||白紙、2才【写真3】)

拾月二日

上	半三拾九歩	北たんほ道そへ	田	神主分	合
				清七作	
上	壹反式拾四歩	同所	田	同分	合
				彦左衛門作	
上	半四拾歩	同所	田	同分	合
				源右衛門尉作	
上	大九拾歩	同所	田	治部左衛門尉分	合
				主作	
(2ウ、3才【写真4】)					
上	大三拾六歩	北たんほ	田	治部左衛門尉分	合
				主作	
上	式反大四拾歩	同所	田	同分	合
				主作	
下	小四拾五歩	同所	畑	神主分	合
				孫助作	
下	小四拾歩	同所	畑	同分	合
				藤左衛門作	
中	大歩	同所	田	同分	合
				右近進作	
(印)					
中	大百拾五歩	車井	畑	治部左衛門尉分	合
				藤七作	
中	小三拾歩	東車井	畑	神主分	合
				善二郎作	

下 六拾貳歩	同所 畑	同分 花王作	合
下 六拾仁歩	同所 畑	同分 清右衛門尉作	合
下 六拾貳歩	河尻 畑	七郎左衛門尉分 孫右衛門作	合
下 三拾歩	同所 畑	同分 主作	合

(印)

上 小貳拾五歩	同所 麦田	同分 主作	合
上 壹反歩	同所 畑	同分 主作	合
上 三反歩	同所 麦田	同分 主作	合
中 六拾歩	同所 畑	同分 主作	合
上 大百拾歩	御所之前 畑	神主分 主作	合
上 貳反大歩	同所 田	同分 主作	合
上 四反歩	同所 田	神主分 主作	合
上 壹反大百拾歩 此内大歩麦田	高美田 田	治部左衛門尉分 主作	合

(3ウ、4才【写真5】)

下 百歩	川はた 畑	治部左衛門尉分 清七郎作	合
---------	----------	-----------------	---

(4ウ、5才【写真6】)

下 百拾歩	河はた 畑	同分 宮内左衛門作	合
下 半歩	同所 畑	同分 神七作	合
下 八拾歩	川尻 畑	七郎左衛門尉分 孫右衛門作	合
上 大九拾歩	前口八 田	上坊分 新四郎作	合

同三日

(印)

中 壹反貳拾六歩	北たんほ 田	神主分 孫右衛門作	合
中 半五拾歩	同所 麦田	同分 与三右衛門作	合
下 半五拾四歩	同所 麦田	同分 新六作	合
中 六拾仁歩	ひわ畑 畑	同分 弥左衛門作	合
中 壹反四拾貳歩	はんはた 畑	神宮寺分 主作	合

(5ウ、6才【写真7】)

(6ウ、7才【写真8】)

中 大八拾八歩 同所 麦田	中 大九拾歩 同所 田	中 大拾五歩 同所 田	中 大拾三歩 此内半歩麦田 同所 田	中 大拾三歩 此内半歩麦田 同所 田	中 大拾三歩 あさ宮 田
同分 清八作	同分 惣右衛門作	同分 正藏坊作	同分 新四郎作	同分 清七郎作	神主分
合	合	合	合	合	合
中 大拾八歩 同所 麦田	上 大拾九歩 北たんほ 麦田	上 大拾十歩 同所 麦田	上 大拾七歩 同所 麦田	上 大拾六歩 同所 麦田	上 大拾五歩 同所 麦田
同分 神主分	同分 孫右衛門作	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分
合	合	合	合	合	合
中 大拾七歩 同所 麦田	上 大拾六歩 同所 麦田	上 大拾五歩 同所 麦田	上 大拾四歩 同所 麦田	上 大拾三歩 同所 麦田	上 大拾二歩 同所 麦田
同分 神主分	同分 孫右衛門作	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分
合	合	合	合	合	合
中 大拾六歩 同所 麦田	上 大拾五歩 同所 麦田	上 大拾四歩 同所 麦田	上 大拾三歩 同所 麦田	上 大拾二歩 同所 麦田	上 大拾一歩 同所 麦田
同分 神主分	同分 孫右衛門作	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分	同分 治部左衛門尉分
合	合	合	合	合	合

(7ウ、8才【写真9】)

上 大拾九歩 同所 畑	上 大拾八歩 同所 畑	上 大拾七歩 同所 畑	上 大拾六歩 同所 畑	上 大拾五歩 同所 畑	上 大拾四歩 同所 畑	上 大拾三歩 同所 畑	上 大拾二歩 同所 畑	上 大拾一歩 同所 畑	上 大拾歩 同所 畑
同分 権祝子分	同分 文六作	同分 花王作	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合
上 大拾歩 同所 畑	上 大拾九歩 同所 畑	上 大拾八歩 同所 畑	上 大拾七歩 同所 畑	上 大拾六歩 同所 畑	上 大拾五歩 同所 畑	上 大拾四歩 同所 畑	上 大拾三歩 同所 畑	上 大拾二歩 同所 畑	上 大拾一歩 同所 畑
同分 兵部丞作	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合
上 大拾歩 同所 畑	上 大拾九歩 同所 畑	上 大拾八歩 同所 畑	上 大拾七歩 同所 畑	上 大拾六歩 同所 畑	上 大拾五歩 同所 畑	上 大拾四歩 同所 畑	上 大拾三歩 同所 畑	上 大拾二歩 同所 畑	上 大拾一歩 同所 畑
同分 権祝子分	同分 文六作	同分 花王作	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分	同分 権祝子分
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合

中 五拾八歩	向車井 畑	同分	善六作	合
中 六拾五歩	同所 畑	神主分	与五右衛門作	合
中 五拾六歩	同所 畑	同分	加兵衛作	合
中 七拾仁歩	同所 畑	同分	神七作	合
中 六拾五歩	同所 畑	同分	与左衛門作	合
中 七拾歩	同所 畑	同分	加兵衛作	合

(8ウ、9才【写真10】)

中 六拾五歩	向車井 畑	神主分	右近進作	合
中 七拾八歩	同所 畑	同分	小八作	合
中 六拾五歩	同所 畑	同分	甚右衛門作	合
上 壹反七拾七歩	はなのきはし□な 畑	ちげん寺分	新三作	合
上 大百九歩	同所 畑	同分	神三作	合

(印)

中 壹反四歩	御所之前 麦田	神主分	正善作	
上 大四拾歩	同所 麦田	同分	善七作	
上 大三拾三歩	右馬宮 麦田	正藏坊分	主作	
上 壹反歩	同所 田	小兵衛分	主作	
中 七拾歩	此内大歩麦田 同所 畑	同分	主作	

(9ウ、10才【写真11】)

中 式反半歩	くほ 田	権祝子分	主作	
下 壹反九拾歩	同所 田	同分	主作	
下 三拾五歩	同所 畑	同分	主作	
下 七拾歩	大てう 畑	神主分	清蔵作	
下 九拾仁歩	はなのき 畑	同分	助右衛門作	

(印)

下 大三拾歩	同所 畑	同分	清右衛門作	合
中 六拾七歩	同所 田	同分	同人作	合

下 六拾歩	同所 畑	同分 加兵衛作	合	下 小三拾歩	同所 畑	同分 丹後作	合	下 小式拾三步	同所 畑	同分 与五右衛門作	合	下 百歩	同所 畑	同分 彦左衛門作	合	(印)						下 小拾五歩	同所 畑	同分 仁右衛門作	合	下 大七拾壹歩	同所 畑	同分 同人作	合	下 四拾仁歩	同所 畑	同分 同人作	合	下 四拾貳歩	同所 畑	同分 丹後作	合	下 小拾歩	同所 畑	神主分 文六作	合	(10ウ、11才【写真12】)						下 三拾五歩	同所 畑	同分 文六作	合	下 八拾歩	同所 畑	同分 彦右衛門作	合	中 九拾歩	同所 田	同分 清蔵作	合
----------	---------	------------	---	-----------	---------	-----------	---	------------	---------	--------------	---	---------	---------	-------------	---	-----	--	--	--	--	--	-----------	---------	-------------	---	------------	---------	-----------	---	-----------	---------	-----------	---	-----------	---------	-----------	---	----------	---------	------------	---	-----------------	--	--	--	--	--	-----------	---------	-----------	---	----------	---------	-------------	---	----------	---------	-----------	---

(12ウ、13才【写真14】)				下 小三拾六歩	同所 畑	同分 丹後作	合	下 拾歩	同所 畑	同分 同人作	合	下 九拾仁歩	同所 畑	同分 文六作	合	下 百歩	同所 畑	同分 加兵衛作	合	(印)						下 百五歩	同所 畑	同分 文六作	合	下 七拾五歩	同所 畑	同分 与左衛門作	合	下 九拾七歩	同所 畑	同分 市右衛門作	合	下 三拾歩	同所 畑	同分 丹後作	合	下 九拾歩	大てう 畑	神主分 文六作	合	(11ウ、12才【写真13】)						下 四拾壹歩	大てう 畑	同分 丹後作	合
-----------------	--	--	--	------------	---------	-----------	---	---------	---------	-----------	---	-----------	---------	-----------	---	---------	---------	------------	---	-----	--	--	--	--	--	----------	---------	-----------	---	-----------	---------	-------------	---	-----------	---------	-------------	---	----------	---------	-----------	---	----------	----------	------------	---	-----------------	--	--	--	--	--	-----------	----------	-----------	---

中 仁反八拾歩	同所 田	甚助作	合
中 壹反小拾歩	松毛沢 田	内記作	合
(13ウ、14才【写真15】)			
下 大五拾六歩	同所 田	八兵衛分 新右衛門作	合
下 壹反百拾八歩	松木沢 田	ちけん寺分 清右衛門作	合
中 大三拾七歩	同所 麦田	甚介分 主作	合
中 壹反半三拾八歩	八王寺 麦田	内記分 主作	合
上 壹反六拾歩	同所 田	同分 主作	合
(印)			
下 大四拾歩	同所 田	同分 主作	合
下 七拾歩	きつねた 田	神主分 新二郎作	合
中 拾八歩	くほ 田	新七分 主作	合
下 壹反五拾三歩	同所 田	同分 彦七作	合
中 半歩	なしつほ 田	神主分 甚次郎作	合

中 大八拾仁歩	八王寺 田	神主分 文三作	合
中 大百歩	五たん田 田	新五分 新七作	合
中 半拾歩	同所 田	同分 新六作	合
中 壹反八拾歩	なか崎 田	神主分 源与作	合
(14ウ、15才【写真16】)			
中 壹反三拾歩	長崎 田	神主分 弥左衛門作	合
上 半歩	同所 麦田	同分 主作	合
下 壹反仁拾歩	中た 田	長昌寺作	合
中 百歩	同所 田	菅四郎作	合
上 半歩	同所 麦田	道京作	合
(印)			
上 半歩	同所 麦田	善五郎作	合
上 六拾三歩	松毛沢 田	勘四郎作	合
中 壹反六拾九歩	きつねた 田	神主分 清右衛門作	合

同六日

(印)

上 四拾五歩 窠ほり共 畑 治部左衛門尉分
与五右衛門作 合

上 九拾三歩 同所 畑 同分 清四郎作 合

上 四拾貳歩 同所 畑 同分 新七作 合

中 小三拾歩 桜つほ 畑 神主分 道しゆん作 合

中 大六拾五歩 同所 畑 同分 林浦作 合

(15ウ、16才【写真17】)

中 半仁拾歩 桜つほ 畑 神主分 彦左衛門作 合

中 半歩 同所 畑 同分 同人作 合

中 壹反百五歩 同所 畑 与右衛門尉分 主作 合

上 半四拾歩 かうと 畑 正祝子分 藤左衛門作 合

中 百拾六歩 同所 畑 神主分 二介作 合

(印)

下 小五拾四歩 同所 畑 同分 孫右衛門作 合

下 五拾歩 同所 畑 同分 林浦作 合

下 小三拾五歩 同所 畑 同分 同人作 合

中 小四拾六歩 同所 畑 同分 藤左衛門作 合

中 拾五歩 同所 畑 同分 同人作 合

(16ウ、17才【写真18】)

上 壹反半三拾五歩 宮之西堂畑 畑 神主分 手作 合

下 半歩 かうと 畑 惣右衛門尉分 主作 合

中 五拾歩 くほ 畑 源左衛門尉作 合

中 半三拾歩 同所 畑〔後〕 神主分 手作 合

下 九拾八歩 花之木 畑〔前〕 上坊作 新四郎作 合

(印)

中 大八拾四歩 同所 畑 同分 主作 合

中 大拾歩 此外拾五歩森なか 同所 畑 同分 主作 合

下 貳拾歩 同所 畑 同分 主作 合

中 大八拾歩	中 半四拾五歩	中 大九拾六歩	下 大貳拾三歩	下 貳拾歩	下 半三拾六歩	中 半貳拾四歩	中 百歩	中 大三拾歩	下 半七歩	中 大四拾仁歩	中 大六拾五歩
同所 田	同所 田	同所 田	同所 田	同所 田	同所 田	同所 田	桜つほ 田	同所 麦田	橋立 田	同所 麦田	同所 麦田
同分 神七郎作	同分 文六作	同分 彦右衛門作	同分 同人作	同分 同人作	同分 神右衛門作	同分 同人作	神主分 藤七作	源右衛門尉分 宗二郎作	源与作	惣四郎作	同分 主作
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合

(17ウ、18才【写真19】)

(印)

上 半三拾七歩	上 四拾貳歩	上 拾六歩	上 拾八歩	中 半五拾八歩	中 半九拾歩	中 五拾歩	中 大八拾貳歩	中 半五拾四歩	中 半五拾八歩	中 半四拾五歩	中 半四拾九歩
同所 田	橋立 田	同所 田	橋立 田	山道そえ 田	同所 麦田	同所 田	同所 田	同所 田	同所 田	同所 田	桜つほ 田
神主分 手作	惣四郎作	源与作	宗次郎作	同分 同人作	同分 与五右衛門作	同分 同人作	同分 四郎左衛門作	同分 文六作	同分 新七作	同分 神七作	神主分 七郎左衛門作
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合

(18ウ、19才【写真20】)

(印)

上	上	上	中	(20ウ、21才【写真22】)		中	下	上	上	上	上	上	下
半仁拾八歩	壹反半三拾七歩	半四拾七歩	壹反拾八歩	小松と	田	大六拾歩	五拾八歩	大四拾七歩	大三拾六歩	三拾四歩	大五歩	壹反大九拾歩	五拾歩
同所 麦田	同所 畑	同所 畑	同所 畑	小松と	田	くほ田	ほり田共二	同所 麦田	同所 麦田	前た 麦田	同所 麦田	同所 麦田	おはた 畑
神主分 手作	上坊分 神主作	神主分 手作	勤左衛門尉分 市右衛門作	同分 与三右衛門作	同分 手作	同分 手作	同分 市右衛門作	同分 手作	同分 手作	同分 手作	神主分 手作	道覚分 神主作	同分 手作
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合

上	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	下	上
大仁拾七歩	百歩	壹反大六拾九歩 をこしほり共	四拾九歩	半五拾六歩	半五拾八歩 塩屋川	大七拾四歩	仁拾歩	大七拾四歩	大七拾歩	大七拾歩	半五拾九歩	壹反小歩
同所 麦田	同所 畑	前はた 畑	そやかた 田	小松と 田	同所 田	同所 田	小松戸 田	同所 田	同所 田	同所 田	同所 田	同所 麦田
正祝子分 手作	神主分 主作	治部左衛門尉分 主作	同分 同人作	正祝子分 三郎左衛門作	同分 主作	治部左衛門尉分 藤七作	同分 主作	正祝子分 神七作	正祝子分 主作	同分 主作	治部左衛門尉分 善七作	同分 手作
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合

上 三拾歩	同所 麦田	同分 同人作	合
上 壹反歩	同所 麦田	善右衛門尉分 与三右衛門作	合
下 半拾八歩	小松戸 田	平尾分 藤左衛門作	合
上 半五拾歩	同所 麦田	同分 神五右衛門作	合
中 九拾仁歩	前田 田	織部分 神五右衛門作	合
下 九拾三歩	きつねた 畑	神房分 清右衛門作	合
下 八拾歩	きつね田 畑	神主分 与七郎作	合
中 大四拾五歩	菱山 畑	内記作	合
下 大六拾五歩	きつねた 田	神主分 与七郎作	合
中 壹反拾歩	同所 田	勘左衛門尉分 治部左衛門作	合
下 拾八歩	高美田 田	神主分 二助作	合

(22ウ、23才 【写真24】)

上 壹反小歩	同所 麦田	同分 手作	合
上 大九拾歩	同所 田	同分 手作	合
上 壹反拾三歩	ねきし 田	神主分 手作	合
中 大仁拾三歩	もみとり 麦田	織部分 加兵衛作	合
上 壹反九拾歩	同所 麦田	同分 惣右衛門作	合
上 大拾歩	同所 麦田	同分 同人作	合
上 六拾五歩	同所 田	同分 孫右衛門作	合
上 大三拾歩	かうと 田	神主分 与兵衛作	合
中 壹反四拾歩	同所 田	神主分 与五左衛門作	合
下 百歩	同所 田	新七郎分 主作	合
下 式拾五歩	かうと 畑	神主分 与五左衛門作	合

(23ウ、24才 【写真25】)

同七日

(印)

(印)

下 尅反三拾歩 同所 畑 同分 手作 合

(24ウ、25才【写真26】)

下 五拾歩 鳥居前 畑 郷中抱 合

中 小三拾五歩 かたせ 畑 神房分 清右衛門作 合

上 尅反仁歩 ひし山 畑 神主分 清四郎作 合

上 大三拾三歩 同所 畑 内記作 合

上 大四拾六歩 五たんた 畑 神主分 清右衛門作 合

(印)

上 小仁拾四歩 同所 畑 神房分 甚兵衛作 合

上 小五拾歩 同所 畑 神主分 清右衛門尉手作 合

上 大貳拾三歩 西たんほ 畑 同分 清九郎作 合

上 六拾三歩 同所 畑 同分 同人作 合

上 「大仁拾歩」^(貼紙) 同所 畑 同分 善六作 合

(25ウ、26才【写真27】)

上 小三拾仁歩 西たんほ 畑 神主分 善六作 合

上 大八拾五歩 同所 畑 同分 清七郎作 合

上 大七拾歩 ほそた 畑 神房分 道東作 合

上 小六歩 かたせ 畑 同分 神兵衛作 合

下 百歩 花之木 畑 上坊分 四郎左衛門作 □

(印)

上田以上貳町八反小貳歩 糶取百仁拾四俵尅斗貳升六合五勺

中田以上參町五反七拾尅歩

糶取百四拾俵尅斗八升尅合五勺

下田以上尅町尅反五歩

糶取三拾九俵尅斗貳升九合六勺

(26ウ、27才【写真28】)

麦田以上四町四反小尅歩

糶取貳百三拾俵尅斗九合五勺

上畑以上尅町小三拾七歩

粗取三拾七俵壹斗壹升四合

中畑以上八反大六拾八歩

粗取貳拾八俵六升七合五勺六才

(印)

下畑以上壹町五反九拾貳歩

粗取四拾仁俵壹斗六升四合六勺四才

下々畑小三拾九歩

粗取壹俵壹升貳合壹勺

粗執以上六百四拾五俵九升九合四勺

〔後筆之〕

此外

当不作百九十八歩

勘定以後筆入善右 (花押)

取壹表壹斗九升六合

(27ウ、28才【巻頭図版5】)

山之分

六百文 大窪 牛ひたい 辰之口

百五拾文 若かほう

百文 大門寺

以上八百五十文

此粗取参俵八升

粗執合六百四拾八俵九升七合三勺

此本錢百六拾貳貫六百五拾文

右之分貴所可有御計候、仍如件

天正拾七年己丑 十一月廿三日 寺田右京 (印)

一宮神主殿参

(28ウ||白紙)

【付記】資料の調査及び紹介にあたり、甲斐國一宮淺間神社の古屋真弘宮司には、特段のご高配を賜りました。記して御礼申し上げます。なお、本資料は現在山梨県立博物館で保管しており、問い合わせ等は博物館までご連絡ください。

(山梨県立博物館)



【写真2】1才



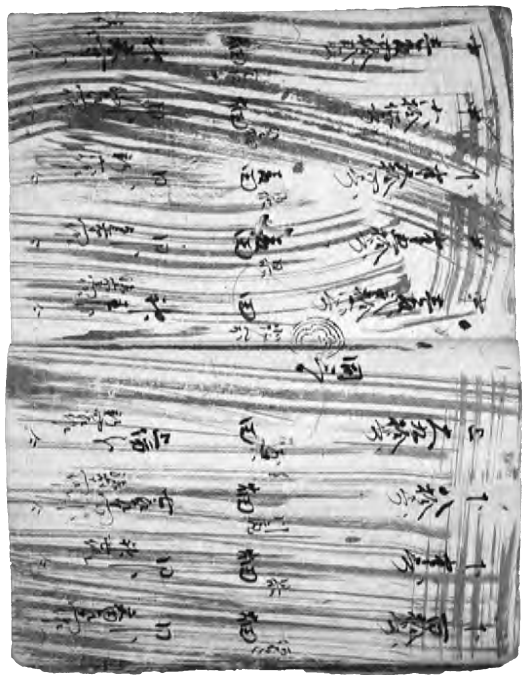
【写真1】表紙



【写真4】2ウ、3才



【写真3】1ウ、2才



【写真6】 4ウ、5才



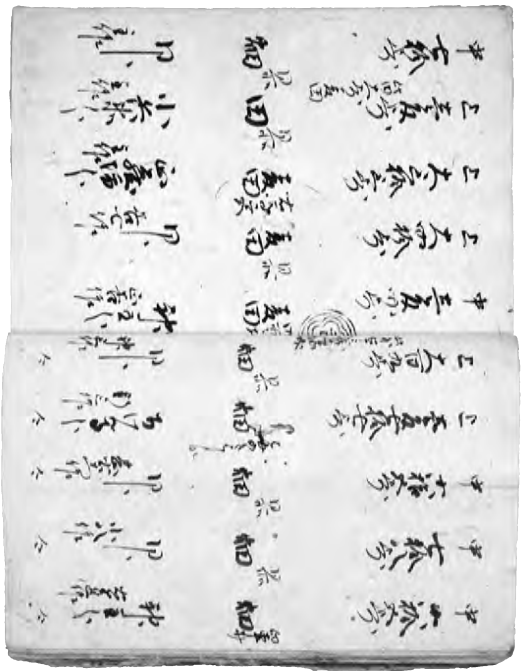
【写真5】 3ウ、4才



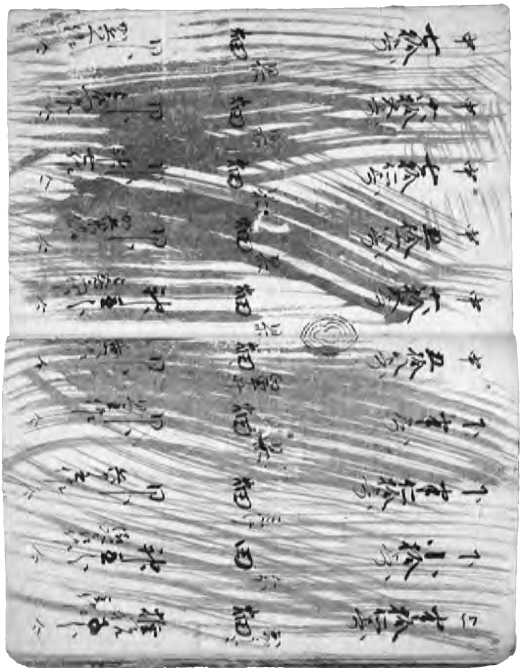
【写真8】 6ウ、7才



【写真7】 5ウ、6才



【写真10】 8ㇵ、9ㇵ才



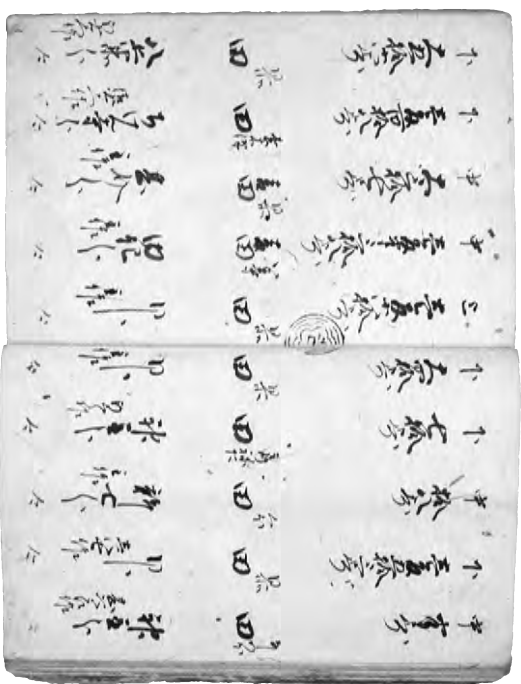
【写真9】 7ㇵ、8ㇵ才



【写真12】 10ㇵ、11ㇵ才



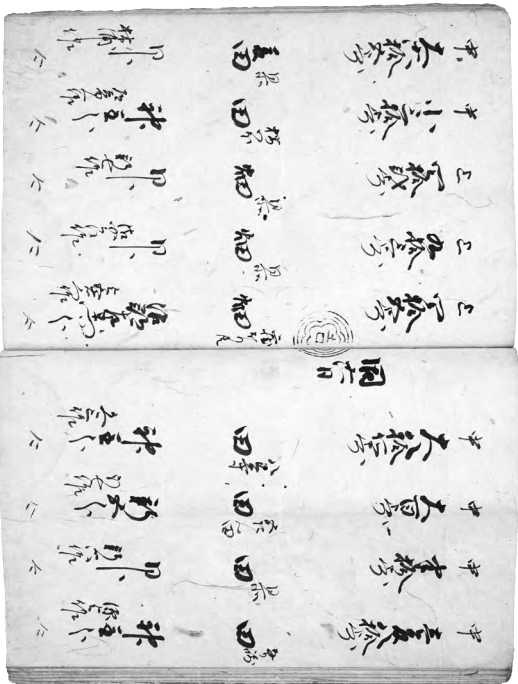
【写真11】 9ㇵ、10ㇵ才



【写真14】 12㉔、13㉔



【写真13】 11㉔、12㉔



【写真16】 14㉔、15㉔



【写真15】 13㉔、14㉔



【写真18】 16c、17c



【写真17】 15c、16c



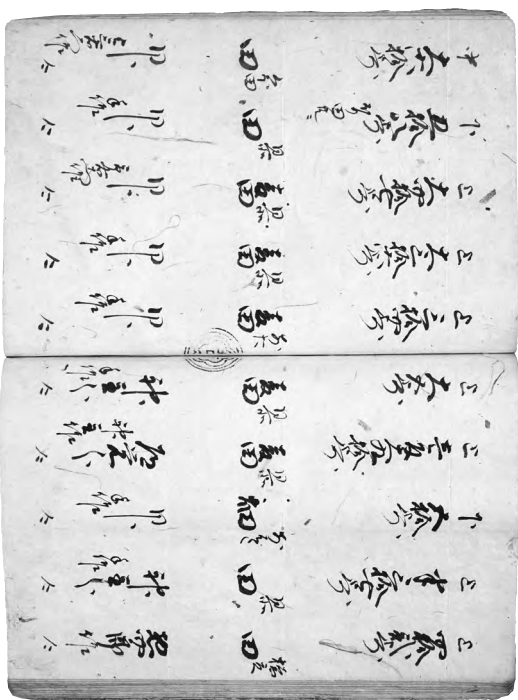
【写真20】 18c、19c



【写真19】 17c、18c



【写真22】 20ㄱ、21才



【写真21】 19ㄱ、20才



【写真24】 22ㄱ、23才



【写真23】 21ㄱ、22才

《資料紹介》

「寛政八年辰四月 会所日記」(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)

中野 賢治・海老沼真治・小畑 茂雄・金子 誠司・金子裕太郎・亀井 大輔
 小林 可奈・千原 鴻志・半澤 直史・堀内 亨・宮澤富美恵・村松 菖蒲

【解題】

はじめに

本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料のうち、「会所日記」と題された、寛政八年四月から同年十月末頃までの内容を含む冊子の内容を紹介する。当該史料は、当館紀要において、二〇一八年度以降紹介を続けている会所日記の六冊目である。以下、本稿で紹介する「寛政八年辰四月 会所日記」は、これまでの慣例に従い、「会所日記六」と略記する。なお、史料群としての十一屋野口家資料の性格や、甲府札差の経営状況など、当該史料を理解するための基礎的な情報については、「発端日記」の解題を参照されたい。

昨年度に引き続き、十一屋野口家資料の活用を図るべく、研究会を継続的に実施した^②。その成果の一端として、本解題では、「会所日記六」の内容を中心に、これまで紹介してきた史料から明らかにすることや、特記すべき事項などについて紹介し、当該史料を理解するための一助としたい。なお本解題の執筆は中野が担当した。また今回紹介する「会所日記六」からの引用は、日時と事書などを摘記して示すものとし、典拠は省略する。

(一)「二重貸」の実態

「会所日記六」は、四月朔日付の「乍恐書付を以奉願上候」から記述が始まる。

これに続き、四月上旬ころから五月中旬にかけて、斎田満蔵ら一七名が江戸出府の費用として臨時金の借用を札差会所に申し入れ、ことごとく断られている様子^③がうかがえる。その際札差会所側は、一七名の全員に対して、臨時金の二重貸しを避けるためとして融資の申し入れを断っている。また加藤留吉・坪内新蔵の両名は、この時点で札差からの借金を完済していたとみられるにも関わらず、先だって臨時金を借用していたため、臨時金の二重貸しになることを理由に、札差会所から江戸参府の経費の借用を断られている。これらの通知がすべて会所手代である佐七・嘉兵衛・庄兵衛らが作成しているところもあわせて考えれば、札差と札旦那である武士たちの関係と、札差会所と武士たちとの関係は別物と考えられていたようである。札差に対して借金がなくても、札差会所から借りた臨時金を清算しない限り、身内の不幸や火災を除けば、臨時金名目での借用はできないこととされていた。すなわち武士たちは、日常的にはそれぞれの札差から借金をして生活をしながら、臨時の経費については札差会所から借用することになっていたらしい。

さらに本間善蔵・川合善吉郎・中村助九郎らに対しては、江戸参府の経費は臨時金にはあたらないとしながらも、すでに臨時金を借用していることを理由に札差会所は融資を断っている。しかし臨時金でなければ二重貸しにはならないのだから、ここでの札差会所側の主張は成り立たないようにも思われる。ここでは二重貸しを表向き理由にしつつ、実際には日常的な札差への返済が滞っているなど、他の理由があつて断られたとみるべきであろう。先に武士た

ちの札差と札差会所との関係は別物としたが、ここで札差会所側は、臨時金でない経費は貸すことができないからそれぞれの札差から借りるように、とはしていない点に注目したい。つまり札差会所は、札差と武士たちとの関係を理由として借金を断っているわけではなく、二重貸しの名目が立たなければ札差会所からの借金が成立していた可能性がある。江戸参府の経費など、臨時金か、あるいはそれ以外のものであるかについて判断が難しいものについては、札差会所から直接借りることができたのかもしれない。

さて、それと前後する四月六日、土橋八右衛門に対して札差月番の菊屋幸助・大黒屋権八が書付を提出している（「差上申書付之事」）。これによれば、土橋は前年三月に札差藤屋喜平次から借用した一五両を、次の蔵米支給がある五月までにすべて返済した。喜平次は札差会所から一五両を借用し、おそらくこの時点ですべて返済したのであろう。同年一〇月の蔵米支給まで、土橋は借金をすることなく過ごし、一〇月の蔵米支給の後に一六両を喜平次から借用した。年が明けて寛政八年の二月の蔵米支給に先立ち、土橋はこの一六両の返済を申し出た。それに対して札差会所は、この金子は受け取れないと返済の申し入れを拒否したが、土橋は納得しなかった。そこで二月の支給分と相殺することとし、残る米三俵を土橋の屋敷に届けたのだという。その勘定はこの書付が作成された四月時点でも解決しておらず、借金の相殺と現米の支給という両様の取り扱いをしたことについて、札差会所は土橋に謝罪している。しかし、札差会所が武士たちに貸す金は、蔵米支給時に米をその時々相場場で換金して得られるものであるので、蔵米支給以前に金を返されても受け取ることができないと札差会所側は説明している。特に去年の貸与に際しては、借用証文の案を勤番支配が確認した後であるので、借用以前に返済されてしまうと、借用自体が成立しないことになり、借用書に背くことになってしまうため、金子を受け取ることができないというのである。これに続き、土橋の札差を務める藤屋喜平次が、少し簡略化しながらも、同様の書付を作成し、会所手代嘉兵衛が奥書を付したうえで土橋に提出している。

四月十一日付「乍恐書付を以奉申上候」でも、同様の事態が発生していることがわかる。ここで野田源五郎は、前年の十一月に臨時入用として一五両を札

差の市川屋弁助から四ヶ年賦で借用した。この春までにそのうち三分と利息が返済されたが、ここで野田は残る一四両一分を一括返済したいと申し出た。四年のところを半年で返済を終えようというのである。しかし弁助は、年賦での返済計画は野田の持高や残金の返済などを踏まえ、生活が苦しくならないように相談したうえで決定し、弁助が札差会所から資金を調達して貸与したものであり、一括返済されてしまうと弁助が札差会所に提出した証文と相違してしまうので難しいと答えた。そのうえで弁助は、このうえ一括返済を望むのであれば、返済された金を下会所で預かっておき、そこから札差会所へ証文の通り上納するという代替手段を提案した。そうすれば証文に背くことはなく、野田にとっても利息分が節約できるというのである。おそらく野田は弁助の提案通り、一括返済を行ったものと思われる。下会所については不明だが、ひとまず金は弁助の手に置かれ、その後証文の通り、四年かけて札差会所に返済されたのではないだろうか。

(二) 勤番支配の介入

六月三日、山手勤番支配永見為貞は、札差会所の行事八郎兵衛と平兵衛を呼び出し、江戸・駿府へ転居した武士たちに貸した金について、転居先まで回収に赴くのは難儀であろうから、江戸・駿府で取り立てを行い、甲府代官小笠原則普（仁右衛門）から町年寄を介してそれぞれの札差に返済する旨の通知を与えている。江戸や駿府に転居した武士たちからの取り立ては、甲府の札差たちにとって大きな負担であったが、ここでは勤番支配、ひいては幕府がその取り立てを代行してくれるというのである。札差たちにとっては願ってもないことであつたらうし、勤番支配側としても、もはや武士たちの生活基盤の一環となっている札差の経営を支える必要があると認識していたのかもしれない。このうち六月九日には江戸・駿府での「済方帳面」が柳町の会所で作成され、札差仲間の藤右衛門が受け取っている。

七月一日、札差仲間の平兵衛は、酒向藤十郎に対して、次のように書き送っている。「七年以前成年」、すなわち寛政二（一七九〇）年、富田小膳が甲府から江戸に転勤になった。そのとき、平兵衛が酒向に用立てた七兩二分について、

酒向が富田の江戸行き支度で用いたいと言いつつ出たため、おそらく臨時金の扱いになったのであろう。返済は翌寛政三年の夏から一〇ヶ年賦とされ、寛政八年の二月まで酒向から返済が行われてきた。しかしこの借金について、江戸の富田のところに催促が及び、それは平兵衛が請求したことだとされているという。これについて平兵衛は、酒向から滞りなく返済が行われているので、富田に請求することはしていないが、同じ寛政二年に江戸へ転動になった武士たちの返済が滞っていることについて、札差たちが勤番支配などにお願いをした結果、この借金についても江戸の富田に取り立てが及んだものであろうと説明している。酒向と富田の関係は不明であるが、何らかの理由で酒向は富田の江戸行き支度をしておき、おそらく借金を臨時金として扱うためにその説明を行っていたため、札差会所側では富田が平兵衛から借金をしていると誤解してしまったものだろう。なお酒向は四月に江戸参府のため借金を申し入れて断られているが、そこでは二重貸しとなっているのは寛政七年八月の不幸入用である。

これをうけて八月、甲府の札差惣代八郎兵衛が、駿府代官野田政晟に対し、滝市兵衛以下八名の武士に、「七年以前戌」すなわち寛政二年の五月に貸した金について、同四年から返済が行われた結果、完済し、借用証文を返す旨を知らせている。すなわちここで名前があがっている八名については、寛政八年八月以前に甲府から駿府に転動していながら、おそらく駿府代官などを通して借金の返済を継続していたと考えられ、六月の勤番支配の提案が実現している様子うかがえる。武士たちも代官所からの催促となれば、ある程度対応せざるをえなかったであろう。

さて七月三日、一蓮寺地内町の彦右衛門が追手支配近藤政明に呼び出された。札差会所の月番たちにも呼び出しがかかったが、兩名とも「不快」であったため、代わりに市川屋の弁助が出頭した。山手支配の永見の名前も記されており、後で見ると一〇月の呼び出しの状況も踏まえると、両勤番支配が同席していた可能性が高い。彦右衛門は、これ以前に八日町の長蔵の債権について願書を提出していたとして、その内容を口頭で説明するよう求められた。これに対し彦右衛門は、「去々年寅年」、寛政六年に長蔵が病氣を理由に札差を退き、その後病死

して、その父も亡くなってしまうため、長蔵の娘を引き取って養うことになった、長蔵が札差を辞めた際、長蔵が札差会所から借用して武士たちに用立てていた金について、親類たちが他から借りるなどして用立てて返済した、この借金および娘の養育の手当てとして、彦右衛門は長蔵の債権を相続したいと願ったのだという。これに対し勤番支配は、彦右衛門が札差仲間と相談して願ったのかを問い、彦右衛門は札差仲間との相談なしに願ったと答えた。勤番支配はどうして札差仲間と相談せずに願ったのかと彦右衛門を叱り、彦右衛門は返済することができなかった。勤番支配は続けて、改正仕法が成立したのであるから、長蔵の債権については、札差仲間と相談すれば仕法通りに返済が行われ、勤番支配に願い出ずとも済んだものを、その相談もなく願書を提出したのは不束なことであると上で、債権の明細書の提出を求め、彦右衛門は手控えとして持っていた明細書を提出した。

勤番支配は彦右衛門に退出を命じ、残った弁助に次のように尋ねた。彦右衛門のしたことはけしからん、しかし彦右衛門から勤番支配に届けがなくとも、仕法通りしておれば、長蔵の貸した金は彦右衛門が回収するべきであるのに、どうしてこれまで彦右衛門が回収できなかったのか。弁助は、その時点では不案内であったため行き届かなかったと答えた。勤番支配は、弁助が不案内であっても、古くから札差仲間を務めているものに、長蔵の債権はどうなったかと尋ねればよいところ、どうしてそうしなかったのかと弁助を叱った。弁助はこれに対して答えることができなかった。勤番支配は続けて、若松屋の佐次右衛門のことは聞いているだろう、そのときも辞めた札差の債権を新しい札差が継承しているのではないか、それと同じように、長蔵の債権を彦右衛門に渡さないのは仕法を忘れているかのような不束なことであると述べた。さらに聞いた限りでは、去年札差仲間たちに債権を書き出して提出させた際、きつと自分たちの残金ばかりを書き出し、亡くなった長蔵の債権は書かなかったのである、どうしてそのようなことをするのかと勤番支配は弁助に畳みかけ、またも弁助は答えることができなかった。これまで武士たちが年三回の蔵米支給に際して札差から借金をする際にも、きつと自分たちの残金だけで計算をしていたのであろう、それでは長蔵の債権分だけ不足が発生し、どうして残金が少ないのであ

ろうかと長蔵に債務を負う武士たちも不思議がるはずであるのに、これまでそういうことがなかったのは、武士たちも不注意であったのだ、彦右衛門が持っていた明細書の通りで長蔵の債権は間違いないか、と勤番支配が弁助に確認したところ、弁助は彦右衛門がきちんと確認したはずであるので、おそらく間違はないであろうが、私が作成した明細ではないので、確実に請け合うことはできないといった。勤番支配はこれに納得し、そうであれば長蔵の帳面を確認し、町年寄まで書面を提出しよう弁助に命じている。

こののち一〇月三日、弁助と彦右衛門は山手支配永見に呼び出された。追手支配の近藤も臨席していた。まず弁助に対し、長蔵の債権について確認が行われた。弁助は長蔵の帳面を調べ、念のため債務者である武士たちにも確認を行ったが、そのうち三軒の債務者は確認できなかったと申し添えた。勤番支配は、弁助の言う通り債務者それぞれに確認をすべきであり、弁助が確認できなかった場合にはこちらから調査を行うのでそのつもりでいるように、と述べた。また勤番支配は、その債権について、先に聞いていた通り、これまで弁助が返済金を受け取り、長蔵の縁者にそれを渡すことがなかったのは不行届のことであるといい、彦右衛門に対しては、もっと早く弁助に相談し、長蔵の債権を回収すべきであったのに、そうしなかったたので、これも弁助と同様不行届であったと述べた。勤番支配は、この債権については、それぞれ相談したうえで、解決方法については町年寄に申し渡すのでそのつもりでいるように、ただし返済は仕法通り弁助に行い、弁助から彦右衛門に返済相当額の金を渡すように、と命じている。

これまで勤番支配は、武士側の利害を代表し、札差会所に無理難題を吹っかけてくるかの印象があったが、この彦右衛門の一件については、ここに見える限りでは破綻のない筋で裁定を下している。長蔵没後、長蔵から借金をしていた武士たちは、弁助ら札差会所に返済を行っていたのである。その金がどのようなに使われたかはわからないが、少なくとも彦右衛門の手には渡っていない。長蔵の債務を弁済し、その娘を養育するという正当な理由をもって長蔵の債権の継承を求めた彦右衛門に、それが認められるのは極めて当然のように思われる。彦右衛門がなぜ札差仲間と相談なく、直接勤番支配に訴えを行っ

たかについては、いくつかの可能性が考えられるが、いずれも決め手を欠き、不明とするよりない。そしてこの詮議と裁定が、二人の勤番支配が同席して行われたことも重要であろう。

おわりに

「会所日記六」には、寛政八年四月から同年一〇月頃までの記録が収められている。これまでも述べてきたように、会所日記は甲府の札差の目線から、当時の甲府のようすを探るうえで非常に興味深い史料である。右にみたくつかの事件のほかにも、例えば八月二十七日と九月一二日には、札差平左衛門が榊原太郎右衛門の家中とみられる高橋・八田らに対して書状形式で利息の取り扱いについて相談をしている。これまでの会所日記には、こうした私的なやり取りが収められることは珍しかった。その意味で札差たちにとって、会所日記の位置づけが変わりつつあることを示すのかもしれない。

註

- (1) 中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵「資料紹介」寛政六年十一月 惣会所発端日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一二集」(二〇一八年三月。以後「発端日記」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・山本倫弘「資料紹介」寛政七年三月 会所日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一三集」(二〇一九年三月。以後「会所日記二」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菫浦・山本倫弘「資料紹介」寛政七年五月 会所日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一四集」(二〇二〇年三月。以後「会所日記三」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菫浦「資料紹介」寛政七年六月 会所日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一五集」(二〇二二年三月。以後「会所日記四」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菫浦「資料紹介」寛政七年卯十一月三日より 会所日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)「山梨県立博物館研究紀要 第一六集」(二〇二二年三月。

以後「会所日記五」と略記)。以後、本稿ではこれらの資料紹介をそれぞれ略称で記し、註記を省略する。

(2) これまでの資料紹介のなかでは、この研究会を「甲府町方研究会」と呼んでいる。二か月に一度程度、山梨県立博物館に集まって研究会を実施するのを基本形としており、昨年度は一部遠隔開催を実施したが、今年度は対面で研究会を開催することができた。二〇二三年二月までの活動状況は以下の通りである。

第一回 二〇二二年四月三〇日(土) 於・山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松)

第二回 二〇二二年五月二十八日(土) 於・山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原)

第三回 二〇二二年八月六日(土) 於・山梨県立博物館

輪読(堀内、金子(誠)、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原、金子(裕)、半澤)

※「会所日記六」翻刻終了

第四回 二〇二二年一〇月二十九日(土) 於・山梨県立博物館

輪読(堀内、金子(誠)、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原、金子(裕)、半澤)

※「会所日記七」翻刻着手

第五回 二〇二二年十一月十七日(土) 於・山梨県立博物館

翻刻案の全体検討・原本校正(堀内、金子(誠)、宮澤、中野、亀井、千原、金子(裕)、半澤)

(3) 札差側が不幸・火災以外での臨時金の二重貸しを忌避する動きについては、「会所日記五」の解題でも取り上げた。

(4) 「会所日記五」寛政八年三月二十四日付「乍恐書付を以奉申上候」では、土橋が一五兩を返済したのは四月下旬、一六兩を借用したのは十一月であった。この時すでに土橋に支給される蔵米を全て土橋の屋敷に運ぶことが問題となっていた。

(甲府市教育委員会歴史文化財課、韮崎市教育委員会教育課、身延町みすきふれあい館、山梨県立博物館、山梨県富士山世界遺産センター、山梨県埋蔵文化財センター、山梨中銀金融資料館、山梨文化会館)

【凡例】

史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

(一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。

(二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江(え)、而(て)、与(と)、者(は)、茂(も)、乃(より)、メ(しめ)など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。

(三) 欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、文字数が不明な場合は「」で示し、傍注でその旨を示した。

(四) 抹消・訂正箇所については、抹消のみの場合は左側にこゝで示し、訂正がある場合はその内容を右側に記した。また、抹消箇所が広範囲にわたる場合は、その文言に「」を付し、右肩に傍注で(抹消)と示した。さらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■■不明な場合は■■■■で示した。

(五) 貼紙・付札などは、その文言に「」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。

(六) 史料には、適宜読点(・)や並列点(・)を付した。

(七) 改行については、原則として追い込みとした。

(八) 尊敬を表す闕字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を(平出)、(空白ママ)等と注記した。

〔表紙〕
寛政八年辰四月

会所日記

〔朱書〕
〔六一〕

乍恐書付を以奉願上候

一、去卯八月御用金被仰付、金拾兩上納仕候処、右之内金六兩、十一月御下ケ被下置、相殘金四兩之儀、何卒此度御下ケ被下置候様奉願上候、此節見越御用立相始候二付、乍恐右之段奉願上候、以上

寛政八年辰四月朔日

御蔵札差

月番

八日町

平右衛門

同

西青沼町

清左衛門

御下金

御会所

覚

不幸入用

〔印〕〔写〕一、金拾三兩

不幸入用

〔印〕〔写〕一、金五兩

焼失入用

〔印〕〔写〕一、金九兩

御普請

〔印〕〔写〕一、金八兩

御破損

〔印〕〔写〕一、金四兩

御普請

〔印〕〔写〕一、金八兩

不幸入用

〔印〕〔写〕一、金七兩

森武太郎様

杉浦長之助様

御同所様

山名三次郎様

平井七郎兵衛様

野田左内様

飯高初三郎様

〆金五拾四兩

右御方様御臨時金明〔空白ママ〕 拝借御願奉申上度候、以上

御蔵札差月番

辰

八日町

四月

平右衛門

同

西青沼町

清左衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召二付、右御入用として御臨時金御会所〆拝借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申二茂御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、御不幸・御焼失御入用之外式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所〆被仰渡茂有之候処、去卯七月御破損御入用金、来ル巳十月迄三ヶ年賦ニ御用立候二付、式重ニ茂相成、旁以御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右御破損御入用、当二月引殘金四兩壹分、此度一所ニ御返済可被遊候間、此度御参府御入用、御会所〆拝借仕、御用立候様被仰聞候得共、左候而者御証文御文段ニ相当不仕候二付、是亦御請難仕旨奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰四月

齋田満藏様

御用人中様

差上申書付之事

一、去ル卯年三月御当用御証文を以御用立申候御会所金拾五兩、御借米前元利共御渡し被成下候処、金子ニ而慥ニ奉請取候間、五月御渡り御米金御屋鋪様江奉差上候

一、同卯五月より十月迄者御用立候金子無御座候

一、去卯十月御切米後、又候同様之御証文ニ而金子拾六兩御用立申候処、当辰二月御借米前、右金子元利共御返金被成下候得共、此度者金子ニ而御請取難申上旨、手代嘉兵衛を以申上候処、御得心不被遊候ニ付、御用立金元利丈ケ程御米金ニ而引落し置、残り御米三俵(土橋)はし御屋敷様江奉差上候、右ニ付未タ御勘定者相立不申候、右之趣同様ニ取斗候段、御察斗奉請恐入奉存候得共、仲間共より御用立候金子者、御蔵渡り御米金引当御用立申候儀故、三季御渡り前ニ金子ニ而御渡し被下置候とも御請取難申上奉存候、殊ニ去卯年御当用御証文御案文□□御支配様へ奉御覧入置候儀故、別而御渡り前ニ金子ニ而御返金被成下候共、右御案文ニ背候儀故御請取難申上奉存候、右之段去卯十一月金子御用立申候節御断不申上段、是亦御察斗奉蒙恐入奉存候得共、御渡り前元利奉請取御勘定仕候儀者難仕段申上候処、其趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月六日

御蔵札差月番
菊屋

幸助

大黒屋

権八

土橋八右衛門様

御用人中様

差上申書付之事

一、去卯卯年二月御借米後御証文を以御会所金拾五兩御用立申候処、同四月下旬元利共ニ金子ニ而無相違御返金被成下、慥ニ奉請取、直ニ御会所江相納メ、御証文持参仕返上仕候、其節被仰付候者、猶亦此上ともニ用立具候金子、三季御切米前ニ元利共金子ニ而返済可申候間、右之通ニ取計具候様ニ御逢対を以御請仕申置候

一、卯五月迄同十月迄者御用金不被仰付候

一、同卯十月御切米後、又候右同様之御証文を以御入用金拾六兩御用立申置候

処、当辰二月御借米前ニ、元利共ニ金子ニ而御返金被成下候処、去卯年御当用御証文御案文御支配様江奉御覧入置候間、金子ニ而者御請取難申上候段、月番十一屋忠蔵并井筒屋喜右衛門、右兩人手代嘉兵衛を以御請申上候処、相違無御座候、右申上候通、去十月早速右之段届ケ不申上候処、等閑ニ罷成候、依之為念書付を以申上候、以上

辰四月六日

御蔵宿
藤屋
喜平次

右前文之通蔵宿会所月番兩人私江申聞候通、逐一無相違申上候、為其印形仕置候、以上

土橋八右衛門様

御用人中様

会所手代
嘉兵衛

乍恐書付を以奉申上候

一、去卯十一月御臨時御入用被仰付候ニ付、御会所金拾五兩四ヶ年賦ニ拝借仕御用立候、右御濟方当春金三分ト利足奉請取、相残り金拾四兩壹分御勝手ニ付、此度一所ニ御返金可被遊思召ニ付、請取可申哉之旨御尋ニ御座候処、右御年賦割合之儀者御高并御殘金御濟方等ニ応し、御暮方御差支ニ相成不申候様種々御相談之上、四ヶ年賦ニ御会所江願上、右年賦御証文御会所江差上奉拜借、御用立候御儀ニ御座候得者、御証文通りニ相違仕候儀者御請難仕奉存候、乍併御勝手ニ付此度一所ニ御返金被遊度思召御座候ハ、下夕会所江奉預り置、御下金御会所江者御証文通上納可仕候、左候得者御証文通相立、利足御費茂無御座奉存候、右之趣奉申上候処、其段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯御座候、以上

御蔵札差

市川屋

辰四月十一日

弁助

会所手代

嘉兵衛

野田源五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、加藤留吉様

坪内新蔵様 江奉申上候、御参府御入用御会所を拝借仕御用立候儀相成可申

哉之旨御尋ニ御座候、右者御両所御親子様ともニ御蔵宿御殘金者無御座候得共、先達而御臨時金御用立御座候間、式重ニ相成申候ニ付、御請難仕御断奉申上候

一、磯部元右衛門様江奉申上候、右御参府御入用御用立候儀相成可申哉之旨御尋御座候、右者是迄御臨時御用立者無御座候得共、御親子様御蔵宿御殘金多々御座候間、先月被仰付候儀之御破損御入用さへ御断申上候程之御儀ニ御座候得者、此上右御入用御用立候而者、口々御濟方金高相嵩、御暮方御差支ニ相成可申与奉存候ニ付御断奉申上候、右奉申上候処書付を以申上候様被仰聞候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月十七日

御蔵宿会所

手代

庄兵衛

同 佐七

同

嘉兵衛

加藤留吉様

坪内新蔵様

磯部元右衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、御屋敷様御蔵宿去卯正月迄私相勤罷在候処、御相對を以御蔵宿御離レ被遊候、然ル処此度御代替リニ付又々前々之通引請、御蔵宿相勤候様御親類様方御立会ニて被仰聞候得共、何分御請難仕御断申上候処、其段書付を以申上候様被仰聞ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御蔵札差

井筒屋

寛政八年辰四月

忠右衛門

権太広次郎様

御用人中様

乍恐以書付奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所を拝借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニ茂御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、御不幸・御焼失御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所被仰渡茂有之候処、去卯十月、御破損御入用金、来ル巳五月迄三ヶ年賦ニ御用立候ニ付、式重ニも相成候間、御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

寛政八年辰四月廿三日

御蔵宿会所

手代 佐七

本間善蔵様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被成度思召ニ付、右御入用として御臨時金御会所を拝借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニも御座有間敷、殊ニ御臨時

金之儀御不幸・御焼失御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所被仰渡も有之候処、去卯四月、御番入御入用金、午年迄四ヶ年賦ニ御用立、尚また同八月御不幸御入用金、来ル末年迄五ヶ年賦ニ御用立候二付、旁以御請難仕奉存候、依之御断申上候処、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿六日

御蔵宿
手代 佐七

川井善吉郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召二付、右御入用として御臨時金御会所方拝借仕、御用候様被仰付候処、右者御臨時と申ニも御座有間敷、殊ニ御臨時金^(立脱)之儀御不幸・御焼失御入用之外、式重之御貸出し無御座旨、先達而御会所方被仰渡も有之候処、三年以前寅年冬、御長屋御門焼失二付、右御普請御入用として去卯十月御臨時金御会所方拝借仕、来ル午年迄四ヶ年賦ニ御用立候二付、式重ニも相成候間、御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿六日

御蔵宿会所
手代 庄兵衛

中村助九郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召二付、為右御入用御臨時金、御会所方拝借仕、

御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニても御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、御不幸・御焼失御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所方被仰渡も有之候処、去冬御焼失御入用金、当春御用立、尚亦御不幸御入用金、右同様御会所方拝借仕、御年賦ニ御用立候二付、旁以御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月

御蔵宿会所
手代 佐七

杉浦長之助様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

此書付四月卅日返り、文言直し、左ニ新ニ記ス
一、此度江戸表江御参府被遊度思召二付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニ茂御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、御不幸・御焼失之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所方被仰渡も有之候処、去卯八月御不幸御入用金年賦ニ御用立候二付、式重ニ茂相成候間、御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿七日

御蔵宿会所
手代 佐七

酒向藤十郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召二付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、去卯年御破損御入用金拾式両御用立申候金子、

当五月御皆済ニ罷成候上ニ而、御婚礼御入用金御用立候様、先達而方被仰聞候ニ付、御相談之上右御入用金式拾五両、御用立可申段申上置候ニ付、此度御参府御入用之儀者御請難仕段申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

辰四月廿七日

御蔵宿会所

手代

佐七 印

矢田銀作様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、年賦御用立候様被仰付候処、御臨時金之御儀者御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所方被仰渡^渡茂有之候処、去卯八月御病氣御入用金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

辰四月廿七日

御蔵宿会所

手代

佐七 印

石川五郎右衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之御儀者、御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所方被仰渡茂有之候処、去卯十一月御家作御入用金御会所より拝借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被

仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

辰四月廿八日

御蔵宿会所

手代

庄兵衛

伊谷梅次郎様

御用人中様

(抹消)
乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、御用立候様被仰付候処、去卯五月大殿様江御臨時金御用立候ニ付、又々若殿様江別段御臨時御用立候儀者御請難仕候段申上候処、書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

辰四月廿八日

御蔵宿会所

手代

庄兵衛

此書付四月卅日返り、亦々文言替り五月一日ニ上ル、留奥ニ有リ

庵原伴五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之儀、御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而被仰渡茂有之候処、去卯九月御隠居所御家作御入用金御会所方拝借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

御蔵宿会所

寛政八年辰四月廿九日

手代
庄兵衛

鈴木鉄吉様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所（時一脱）拜借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之儀、御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所（抹消）被仰渡茂有之候処、去卯六月御破損御入用金御会所（抹消）拜借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿九日

御藏宿会所
手代
嘉兵衛

団吉太郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所（時一脱）拜借仕、年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之儀者、御不幸・御類焼御入用之外、式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所（抹消）被仰渡茂有之候処、去卯十月御破損御入用金御会所（抹消）拜借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿九日

御藏宿会所
手代
庄兵衛

清野権左衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、右御入用御足し金として御臨時金御用立候様被仰付候処、去卯八月御不幸御入用金年賦ニ御用立候ニ付、式重ニ相成候間、御請難仕奉存候、勿論御不幸・御類焼御入用之外、御会所金式重ニ御貸出し無御座候旨被仰渡茂御座候ニ付、御断奉申上候処、左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰四月廿日

御藏宿会所
手代
佐七 印

酒向藤十郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

此書付相認候処、御断趣意不相当ニ付、評儀之上認直し奥ニ写ス

（抹消）

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所（抹消）拜借仕、御用立候様被仰付候処、御不幸・御類焼之外、御臨時金式重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所（抹消）被仰渡茂有之候処、去卯五月大殿様へ御臨時金御用立候間、式重ニ茂罷成候故、御断申上候得者、左候ハ、若殿様江御臨時金御用立候様被仰付候得共、別段ニ若殿様へ御臨時金御用立候儀者御請難仕段申上候処、如何之訳合ニ而別段ニ御用立候儀不相成候哉之旨御尋ニ御座候、右者御足し高御役料ニ准し候御儀与相心得罷在候ニ付、御断奉申上候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

辰五月朔日

御藏宿会所
手代
庄兵衛

庵原伴五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御足金御臨時金御会所方
拜借仕、御用立候様被仰付候処、御不幸・御類焼之外御臨時金式重ニ御貸出
し無御座候旨、先達而被仰渡御座候処、去卯五月大殿様江御臨時金御用立候間、
式重ニ罷成候故御断申上候得者、若殿様江御臨時金御用立候様被仰付候得共、
御本高ニ無御座候間、別段ニ若殿様江御臨時金御用立候儀ハ御請難仕段申上
候処、如何之訳合ニ而別段ニ用立候儀不相成候哉之旨御尋ニ御座候、右者是
迄御足高御役料等ニ茂別段ニ御臨時金年賦ニ御用立候儀無御座候ニ付御断申
上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御藏宿会所

手代

庄兵衛 印

五月二日

庵原伴五郎様

御用人中様

辰五月四日、八日町御会所江八郎兵衛・久右衛門被召呼被仰付候御書
付之写

先達而糺之上、其方共手金差加金同様会所江差出候様申渡候処、仲ヶ間不如
意之ものとも手金難差出ニ付、身上相応之仲ヶ間ども多分金子差出置候処、
追々年賦濟方■も有之上者、右之不如意之者共追々会所江手金差出、仲ヶ間
一同融通致し候様可致候、且其方とも江御下金五百両も来ル申年方上納事ニ
候之間、其節難儀与不存難有存候様心懸ケ可申候

辰五月

同日

右同人江被仰渡候覚

松田嘉次郎様分

一、金四拾九兩三分・拾四匁八分四厘

久右衛門

服部角左衛門様分

一、金四兩式分・九匁九分九厘

八郎兵衛

右式口棄捐ニ被仰渡候、両替屋差加金之内ニ而上納之節、引落し候様被仰渡
候

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、右為御入用御臨時金三拾兩拾ヶ年賦
御用立候様借仕御用立候様被仰付候処、金式拾兩五ヶ年賦ニ御用立可申段申
上候処、御聞濟無御座、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ
御座候、以上

御藏宿会所

手代

佐七 印

寛政八年辰五月十二日

埴真次郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉願上候

一、森川新兵衛様御儀、去卯四月、私共仲間会所江被為入御懸合之儀ニ付、種々
御難渋被仰聞候ニ付、右躰ニ而者中々以来御藏宿難相勤奉存候ニ付、右御藏
様御藏宿仲間一同御高免被成下置候様奉願上候所、右ニ付、酒依富五郎様御
取斗被遊候思召御座候由ニ付、御願下ヶ仕候様達而被仰聞候ニ付、其段奉願
上候所、願之通願書御下ヶ被下置、依之其後段々富五郎様江御掛合申上、去
卯冬御相對を以、右新兵衛様御藏宿御離レ申候、其節迄御用立金御調之上、
金五拾九兩余、此御濟方之儀者、御高百俵ニ付元金三兩濟并志割式歩之利足
相添、年々三季御藏渡リ之節、御藏方御役所方御渡し可被下旨、御証文請取、
其砌右之段御披露申上候、然ル処当二月者御定通り、御年賦金御藏方御役
所方御渡し被下置候得共、当月御借米渡リ之節者、右御証文金之内ニ相違之
儀御座候旨被仰立、私江御渡し被下間敷旨、御藏方御役所江被仰遣候ニ付、

右相分り候迄、御藏方御役所ハ富五郎様江右御年賦金御預ケ被遊候、右御証文之儀者御相對を以御離レ被遊候節、金高御調之上請取候御証文之儀ニ御座候得共、右之趣ニ御座候得者、猶又富五郎様江參上仕、御証文金高相調候処、相違無御座相分り申候間、右新兵衛様江兩度參上仕、御掛合申上候処、兎角相分り不申旨被仰聞候、然ル処此度御年賦金之分、富五郎様ハ新兵衛様へ御渡し被遊候ニ付、新兵衛様江又々參上仕、御掛合申上候上請取可申旨〇〇富五郎様被仰聞候得共、前書申上候通、御懸合ニ難渋仕、御藏宿御免之御願差上候程之御儀ニ御座候得者、中々新兵衛様江參上仕御懸合申上候儀奉恐入候、一躰御懸合ニ難渋仕、御離レ申候程之御儀ニ御座候得者、以来御屋鋪江被召呼候儀無御座、御年賦金之儀者御証文通、御藏方於御役所ニ御渡し被下置候様仕度奉願上候、何卒右之趣被為 聞召分ケ、御証文通御年賦金御渡し被下置候様奉願上候、以上

寛政八年辰五月廿六日

御藏札差

緑町

藤兵衛

同月番

魚町

八郎右衛門

同

同町

元七

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、当辰十月御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾式兩之目当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

御藏札差

月番

魚町

辰五月廿四日

八郎右衛門

同

同町
元七

御下金

御会所

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、私札旦那花井吉藏様被仰聞候者、惣九郎様御儀、此度江戸表へ御参府被遊候思召ニ付、右御入用之儀者兼而御心懸ケ御座候得共、遠慮路之儀故御用意金として金拾五兩、御親子様御兩名之御証文を以、御会所金私拝借仕、御用立候様被仰付候得共、都而御臨時金之儀者御家内御不幸・御焼失、右式ケ条之外式重ニ御貸出無御座候旨、先達而被仰渡御座候、然ル処去卯十月金七兩右御方様江御臨時金御用立御座候得者、此度被仰付候拾五兩之儀者御断可申上奉存候処、遠路之儀御用意之思召、殊ニ御帰国之上相残り候分御返金可被遊段被仰聞候、左候得者強而式重ニ御用立候と申ニも相当り申間敷哉乍恐奉存候、依之右御用意金拾五兩御会所方拝借仕、御用立候儀可相成御儀ニ御座候哉、乍恐御窺奉申上候、以上

寛政八年辰五月

御藏札差

八日町

忠右衛門

月番

魚町

八郎右衛門

同

同町
元七

御下金

御会所

覚

齋田満蔵様

卯七月御臨時金五兩御用立辰二月引残

一、金四兩壹分

御蔵札差
市川屋

弁助

花井吉蔵様

卯七月御臨時金七兩御用立辰二月引残

一、金四兩

同断

井筒屋

忠右衛門

沢梶五郎様

卯七月御臨時金拾兩御用立辰二月引残

一、金八兩三分

同断

大黒屋

権八

右之通御用立御座候、此外之儀者花井吉蔵様御窺書同様ニ御座候、以上

辰五月廿四日不断之半切ニ認メ候事

同日

右御下知之趣

(貼紙)
一是者臨時金残リ多分ニも無之、殊ニ用意金之事故、帰国之節残リ候分返金
致候趣ニ候間、かし渡可申候、尤婚礼入用等者勿論、一其外入用等ニも右躰
之懸合有之候とも決而不相成候

口上

此度御年賦金之儀ニ付、御会所江願書差出し申候、依之乍恐御届奉申上候、
以上

五月廿六日

森川新兵衛様

御用人中様

高原田や

藤兵衛

辰六月三日山手御役所江行事兩人御呼出し、大手様御立会ニ而被仰渡候御書
付之写

八郎兵衛

平兵衛

当地勤番方江戸表・駿府江引越候面々江、其方共貸金濟方割合之通為請取、其度々
江戸并駿府表江罷出候而者可為難儀候間、以来江戸・駿府ニ而取立、当所御代官
小笠原仁右衛門方町年寄江請取、銘々江相渡候筈ニ候間、其旨可存者也

辰六月

辰六月五日臨時拝借

(印)写) 一、金拾兩

磯部釜五郎様

同元右衛門様

(印)写) 一、金廿五兩

江原兵左衛門様

(印)写) 一、金拾五兩三分

花形友之助様

(印)写) 一、金八兩

南条文二郎様

(印)写) 一、金八兩

石川五郎右衛門様

(印)写) 一、金七兩

賀茂宮助之進様

(印)写) 一、金三兩貳分

佐々木利兵衛様

(印)写) 一、金拾三兩

佐々木八十吉様

×金八拾九兩壹分

柳町御会所ヨリ 六月三日ニ被仰渡候御書付之帳面也

辰六月九日ニ江戸・駿府濟方帳面御渡被下候事

藤右衛門

請取来

乍恐書付を以奉申上候

一、此度方当十月迄御暮方御入金御不足御用立候処、御不足ニ付私方より別
会所より
請取来

段ニ金子御用立候様被仰付候得ども、仲間共勤方区々之趣一同蒙御呵、以来区々之儀無御座候様惣会所相立、一度ニ引請相勤可申旨、去卯春被仰付、則会所ニテ御用弁仕候御儀ニ御座候得者、別段ニ私方より金子御用立之御儀者何分御請難仕、御断申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰六月十一日

近藤十次郎様

御用人中様

喜平次

御藏札差
藤屋

辰五月手廻り兼証文金高寛

一、金貳百一貳拾五兩壹分

一、金百三拾四兩三分

一、金百六兩三分

一、金一〇〇一貳拾兩

一、金百五兩

一、金貳拾兩

一、金三百貳拾兩

一、金三百拾九兩三分

一、金八百五拾貳兩貳分

一、金貳千貳百一四一兩

八郎兵衛

元七

吉右衛門

忠右衛門

幸兵衛

藤兵衛

久右衛門

伝十郎

幸助

乍恐書付を以奉申上候

一、私共仲間内、山田町吉右衛門儀、当時江戸表江罷越候ニ付、御惣容様当夏御当用御証文江印形不仕候、帰国次第早速印形為仕可申候、乍恐右之段書付を以奉申上候、以上

月番

寛政八年辰六月廿八日

八日町
幸兵衛 印

御下金

御会所

同
七郎兵衛 印

乍恐書付を以奉願上候

一、私儀、去卯十二月御藏札差肝煎被仰付、相勤罷有候処、病身ニ罷成、御藏宿難相勤候ニ付、右肝煎御免被仰付被下候様奉願上候、札差之儀者此度私身上、弟弁助江相讓、弁助義平八与改名仕、以来為相勤申度奉願上候、何卒格別之御憐愍を以、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政八年

辰六月廿七日

八日町
平八 印

同人弟

弁助 印

御下金

御会所

右平八奉申上候通り仲間共一同奉願上候、以上

御藏札差惣代

行事

元城屋町

八郎兵衛 印

右願之通七月二日被仰付候

乍恐書付を以奉申上候

一、富田小膳様御儀、去ル七年以前戌年江戸表江御番替被為蒙 仰候節、御屋敷様江亥五月御高引当御会所金七兩貳分私拝借仕、御用立候処、右之金子富田小膳様江御支度御入用ニ御用立被遣候御儀ニ付、御濟方之儀、亥夏方拾ヶ

年賦ニ相成、右割合を以当辰二月迄御屋敷様御当用金之内ニ而奉請取御下金御会所江上納仕来申候、然ル処右御濟方、此度江江戸表富田小膳様御方御取立ニ相成候趣、私方御願申上候哉之旨御尋ニ御座候、右者御定通り是迄無御滞御年賦奉請取上納仕来候御儀ニ御座候得者、私方御願かましき儀一切不仕候得共、戌年江戸表江御引越之御方様方、御当用金御濟方御滞、并御改正御年賦御濟方無御座候御方様方、元御藏宿共方一同御願申上候処、前書御支度御入用之分共ニ、此度江江戸表御取立ニ被仰付候御儀ニ御座候、右之段奉申上候処、書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰六月朔日

平兵衛

酒向藤十郎様

御用人中様

〔抹消〕 乍恐書付を以奉申上候

一、此度御修覆為御入用金五両、当十月老季ニ御返済候様ニ而、御会所方拝借仕御用立候様被仰付候処、都而御臨時金之儀、御年賦ニ御用立候様、先達而被仰付御座候得者、老季済之御臨時金御請仕候而者、御年賦之御趣意無御座候ニ付、御会所へ申立仕かたく奉存候、依之御断奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

藏宿会所

手代

庄兵衛

寛政八年辰七月四日

杉浦新右衛門様

御用人中様

此書付下ル

辰七月三日、一蓮寺地内町彦右衛門、追手御役所江御呼出し、藏宿月番老
人御呼出し、月番兩人共不快ニ付、月番代市川屋弁助罷出候

彦右衛門

組合 一同御呼出し

〔異筆〕 永見伊勢守様 名主

近藤淡路守様 弁助

御立合ニ而御尋之趣

彦右衛門儀、八日町長藏元札旦那殘金之儀ニ付願書差出し候、右願書之趣口上ニて申上候様被仰付候

彦右衛門申上候、書付を以奉申上候通り、去々寅年長藏儀病氣ニ付、御藏宿御免被成下、其後段々病氣差重リ死去仕、父儀も病死仕候ニ付、長藏娘私方へ引取掛置申候、右長藏御藏宿御免之節、御会所金長藏納借之分、親類共ニて他借等仕弁納仕候、右他借返金之手当并長藏娘養育之手当一切無御座候ニ付、長藏元札旦那御用立金御濟方御付被下置候様奉願上候、右御濟方を以他借返金并長藏娘養育仕度奉存候段申上候

右願之儀者藏宿共江掛合之上ニ而願出候哉、又者無其儀願出候哉

右願之儀者藏宿共江一向掛合不仕候

如何之趣意を以藏宿共江不掛合願出候哉と御呵り

彦右衛門御答なく恐入罷在候

御改正後者御仕法相立居候事故、長藏用立金之儀、藏宿共江掛合候得者、御仕法通相分り、此方江願出候ニ者不及事候所、無其儀願出候段、不束之事ニ候、且亦右願書斗にては不相分候、定而銘細書持參可有之間、差出可申候

差上候積リニ而持參仕候ニ者無御座候得共、私心覚ニ認メ置候銘細書懷中仕罷在候、乍恐奉入御覽候と申、差上ル

右銘細書御覽之上、是ニて相分り候、先下り居可申旨被仰聞

彦右衛門御腰かけへ下ル

弁助老人相残り候様被仰聞、御尋之趣

只今彦右衛門相尋候処、其方承る通、藏宿共江不掛合願出候段、不束之事

二候、乍去彦右衛門方は是迄掛合無之候とも、御仕法通長藏殘金当宿ニ而引取可相渡処、如何之趣意を以是迄引取不相渡候哉

弁助申上候、既ニ私当宿相勤罷在候得とも、其砌者私不案内ニ而行届き不申候

其方者不案内ニて茂、仲間共之内古ク相勤候者江、元宿長藏殘金之分ハ如何成り候事哉と尋可申処、如何之訳合ニ而無其儀候哉と御呵リ

御察斗を蒙リ奉恐入、一言之申訳無御座候段申上ル

先達而若松屋佐次右衛門之儀も承りおよびも有之べく、殊ニ當時も元宿之濟方当宿ニ而引取相渡候茂有之候処、長藏殘金ニかぎり、是迄引取不相渡、御仕法忘却いたし候ニ相当リ、不束之事ニ候

只今相尋候趣ニ而者、去年仲間共殘金書出候様申付候節、定而其方殘金斗書出、長藏殘金ハ相除キ候と相見江候、如何之訳ニ而長藏殘金ハ書出不申候哉

弁助御答なく恐入罷在候

是迄札旦那三季差引勘定之節も、定而其方殘金斗リニ而差引致し候ハハ、左候而者長藏殘金丈ケ不足ニ付、如何之訳ニ而殘金すくなく候哉と銘々札旦那ニても不審もうつへき処、是迄其儀無之候段、札旦那も不聞事ニ候、只今彦右衛門差出候銘細書之通り、長藏銘々用立金相違無之候哉

彦右衛門儀得と相改メ、定而相違之儀者御座有間敷奉存候得共、私相調へ不申候事故、睨と御請難仕旨申上ル

尤之事ニ候、左候ハ、長藏帳面其方得と相改メ、町年寄方迄書出可申候
奉畏候段申上罷帰ル

覚

右之者へ申渡儀有之候間、只今召連レ罷出候、此書付莊次郎方へ可被相返候、以上

平八代 弁助

辰七月二日 会所

藏宿 行司中

右平八願之通肝煎役御免、跡札差弟弁助江被仰付候、翌日両御支配様并御会所江御札ニ八郎兵衛差添廻ル、其節八日町御会所江印鑑四枚上ル

乍恐書付を以奉願上候

一、森川新兵衛様御儀、去卯冬御藏宿御離申候砌、請取候御証文金之内、相分り兼候御座候由被仰聞、当五月分御年賦御渡不被下候ニ付、乍恐先達而書付を以御願奉申上候処、其後右御証文金高、新兵衛様御調へ被遊候処、弥々相違無御座候ニ付、当夏御年賦金之分、此度磯部金五郎様より私へ御渡し被下置、其上下新兵衛様方此度御書付請取申、依之先達而先達而奉差上候願書、何卒御下ケ被下置候様奉願上候、則此度請取候御書付写、乍恐奉入高覧候、以上

寛政八年辰七月十一日

御藏札差

緑町

藤兵衛

五月

月番

魚町

八郎右衛門

同

同町

元七

御下金

御会所

森川様方請取候書付御之写
書付之事

一、去卯冬相對を以、其方藏宿相離、其節迄借用金年賦ニ相定メ、其御証文相渡、

当辰春右年賦御藏役所相渡申候、然ル処、右証文金之内少々相分り兼候儀有之候様存候ニ付、当夏年賦金之分はさて扣置、右証文金此度巨細ニ相調へ候処、去冬入置候証文通り少も相違無之候、依之当夏年賦金之分、此度磯部釜五郎殿方より其方江相渡申候、然ル上者、以来右証文金之儀ニ付、聊申分無之候間、弥定之通り年々三季御藏役所請取可被申候、為後証此度書付入置申処、仍而如件

寛政八年辰五月 森川新兵衛 印

高原田屋
藤兵衛へ

覚

滝市兵衛様

金三十両、御証文巻通

天野広十郎様

金貳拾八両、御証文巻通

諏訪祐右衛門様

金五拾三両、御証文巻通

三宅林右衛門様

金三十両、御証文巻通

秋田三郎右衛門様

金貳拾三両、御証文巻通

浅羽又右衛門様

金貳拾六両、御証文巻通

布施市郎次様

金貳拾八両、御証文巻通

志村寅三郎様

金貳拾四両、御証文巻通

〆御証文八通

右者七年以前戊五月、御当用御証文金、子年相御高百俵三両濟之積りを以、於御役所ニ追々御渡被下置、皆濟ニ付、此度御証文奉返上候、以上

辰八月

甲府
御藏札差惣代
藤井屋
八郎兵衛

野田松三郎様

駿府

御役所

此通相認持参候処不用

〔全文抹消〕
乍恐書付を以申上候

一、今日私被呼、被仰聞候者、先達而会所手代嘉兵衛江御内談を以、金子三両御用立候様被仰聞、既ニ右之内金貳両者御借請被遊、残り壹両御用立延引仕候由ニ付、右壹両私方御用立候様被仰聞候得共、御当用御証文金之外、御請難仕段申上候所、左候ハ、右之段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰八月十六日

藤屋
喜平次印

近藤十次郎様

御用人中様

八月十九日

手代嘉兵衛儀、不取斗之儀有之候ニ付、〔貼紙〕
「行事并嘉兵衛掛り蔵宿不残」打寄相談之上、右嘉兵衛暇申渡ス

同日

嘉兵衛懸り札旦那、不残右之段御届として会所方忠兵衛参上

同日

御下金御会所江右之段御届申上ル、但月番久右衛門参上

覚

御暮方御不足ニ付

一、御当用御証文金之外、別段ニ金子御用立候様被仰付候得とも、御請難仕段奉申上候、^(貼紙)「右之趣書付を以」申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

辰八月十九日

井筒屋

喜右衛門

平井七郎兵衛様

御用人中様

此書付ニ而ハ不相濟候ニ付、後々認直し遣し

一、^(抹消)乍恐書付を以奉申上候

一、会所手代嘉兵衛儀、勤方不取斗之儀有之候ニ付、当月十九日暇差出し申候ニ付、向後御用向之儀、会所江被仰下候節、其時々代リ之者差上、御用向御窺申上候旨、同日御届奉申上候処、右嘉兵衛暇差出し候ハ、其段前広御届茂不申上候者、如何之筋ニ御座候哉之旨、御察斗被仰聞候、右者嘉兵衛暇差出し候而茂御仕法通之儀ハ御差支無御座候ニ付、御屋鋪様ニ不限御届茂不申上暇差出し申候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

寛政八年辰八月

御蔵宿会所

月番

久右衛門

同

庄三郎

福井小十郎様

御用人中様

乍恐書付を以申上候

一、会所手代嘉兵衛儀、勤方不取斗之儀有之候ニ付、去月十九日暇差出し申候ニ付、向後御用向之儀、会所江被仰下候節、其時々代リ之者差上御用向御窺申上候旨、同日御届奉申上候処、^(貼紙)「月番庄三郎被招呼被仰聞候ハ、会所手代嘉兵衛へ万端■掛合置候筋も有之候へハ、右嘉兵衛暇差出し候ハ、其段前広ニ御届茂」不申上候者如何之筋ニ御座候哉之旨、御察斗被仰聞候、右者嘉兵衛暇差出し候而茂、御仕法通之儀者御差支無御座候ニ付、御屋敷様ニ不限御届茂不申上、暇差出し申候段奉申上候処、左候ハ、嘉兵衛不取斗之■^(誤)申上候様被仰聞候得共、其儀ハ何分難申上奉存候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

寛政八年辰九月二日

御蔵宿会所

月番

久右衛門

同

庄三郎

福井小十郎様

御用人中様

九月五日、八日町御会所方八月月番之者可参旨、御書付を以被仰下候ニ付、則久右衛門罷出候処、被仰聞候趣、先達而会所手代庄兵衛、十日之暇ニ而国元へ罷越候趣申立候処、其後帰国之届茂無之、如何之訳合ニ候哉之旨被仰聞候ニ付、久右衛門申上候ニハ、今以帰国不仕候旨申上候所、左候而ハ屋敷方御用向差支ニも可相成、等閑之いたし方之由被仰候、右ニ付四・五日以前飛脚相立候間、明日日頃ニハ帰国可仕旨申上罷帰申候

此書付之趣、口上ニ而御聞濟被遊、書付ハ御下ケ被成候

一、^(抹消)乍恐書付を以奉申上候

一、御屋鋪様御類焼ニ付、御家作為御入用御臨時金御借請被遊候迄、会所手

代嘉兵衛方ハ当六月金五兩取替御用立候処、此度右御臨時金之内御借用被遊度旨被仰聞候二付、左候ハ、右手代嘉兵衛方ハ御用立候分、御証文通引取差上可申段奉申上候処、嘉兵衛方江者御屋鋪様ハ御返金被遊候思召故不構、其儀ニ此度御入用之分御用立候様被仰聞候得共、右御類焼之節差掛り候御入用二付、仲間共拝借金之内を以手代嘉兵衛方ハ御用立候御儀ニ御座候得者、右之五兩ニ不拘御臨時金御用立候儀者、何分御請難仕旨奉申上候所、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰九月十四日

御蔵札差月番

井筒屋

忠右衛門

同

藤屋

喜平次

福井小十郎様

御用人中様

此書付ニ而不相濟候ニ付、認め直し上ル、此書付桜井幸介様江上ル
(抹消) 乍恐書付を以申上候

一、御暮方御不足ニ付、御当用御証文金之外、別段金子御用立候儀相成候哉之旨、被仰聞候処、別段ニ御用立候儀ハ何分御請難仕段奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

辰九月十五日

御蔵宿会所

月番

忠右衛門

同

喜平次

榊原留蔵様

御用人中様

此書付之趣、口上ニて御聞濟ニ付、書付差上不申候

(抹消) 乍恐書付を以奉申上候

一、此度無抛御入用御座候由ニ付、御当用御証文金之外金式之外御用立候様被仰付候処、当冬御切米御高百俵ニ付金三拾兩目当之積りを以御用立候段、御会所江申上相定申候ニ付、右之外御用立候義何分御請難仕段奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

辰九月十六日

御蔵宿会所

月番

忠右衛門

同断

喜平次

榊原留蔵様

御用人中様

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、大嶋新助様、当十月御役料引当御会所金拝借仕、金三拾兩御用立置申候、然処右御方様御願通り御役御免ニ付、右之金子当十月御返濟之引当無御座候、依之右御濟方之儀、如何御掛合申上可然哉、乍恐御窺奉申上候、以上

寛政八年辰九月廿日

御蔵札差

月番

八日町

忠右衛門

同

和田平町

喜平次

御下金

御会所

乍恐書付を以御届奉申上候

一、御徒頭薬師寺次郎左衛門様江御用立金御濟方之儀ニ付、去卯十一月廿四日、江戸御町奉行所江之御添翰奉願上候処、翌廿四日願之通御添翰被成下置、

同日
翌月廿四日甲府出立仕、十二月朔日江戸表江罷出、願書奉差上候処、同月三日大久保遠江守様江御引渡ニ罷成、遠江守様御役替ニ付、十二月十七日近藤淡路守様江御引渡ニ罷成、同月廿四日寺社御奉行所脇坂淡路守様江御差出被成下、御呼出之上、古証文其外書物等御糺之上、当辰六月四日於御評定所御吟味被成下置、七月廿九日浅草御改正御役所江被召出、御用立金口々巨細ニ御糺之上、八月廿四日御改正通仕法通御濟方被仰付、難有仕合ニ奉存候、九月二日御評定所江被召出、濟口証文被 仰付、翌三日次郎左衛門様御証文受取相濟申候、依之淡路守様江御返翰奉願上候処、御返翰ニ不及候段被仰付候ニ付、当月十七日江戸表出立仕、昨廿日帰着仕候、依之乍恐書付を以御届奉申上候、以上

寛政八年辰九月廿一日

御蔵札差

山田町

吉右衛門

月番

八日町

忠右衛門

同

和田平町

喜平次

御下金

御会所

〔抹消〕此書付帰ル

乍恐書付を以奉申上候

- 一、御屋敷様江戸御蔵宿御濟方之分、当辰夏迄無滞御蔵方御役所江上納仕、当辰夏引残り金拾六兩壹分ニ相成申候、右之段書付を以申上候様被仰付候
- 二付、如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰九月廿二日

井筒屋

清左衛門

牛奥太郎右衛門様御内

荒川藤右衛門殿

高原田屋吉右衛門、薬師寺次郎左衛門様御用立金之趣、左ニ書付御改正御役所へ差上申候

覚

■^甲府御勤番御組頭之節持高三百俵、御役料三百俵、合高六百俵

薬師寺次郎左衛門

札差

高原田屋

吉右衛門

一、金貳百四拾兩壹分

拾四匁八分九厘

此濟方当辰冬高百俵ニ付三兩濟之積リニ而、春夏四兩貳分宛、冬金九兩、都合老ケ年金拾八兩外ニ五拾兩壹分尤無利足ノ積リ

〔朱書〕

一、利金貳拾七兩貳分

但貸店泊リ利足

拾四匁六厘

百俵■三兩濟也

但此利金之義者前書元金皆濟之上、■割合を以利足皆濟迄相渡可申候濟方有之積リ

右者江戸表江御役替被仰付候ニ付、札差手金用立之分為書出、濟方之儀者先達而被仰渡候割合を以仕出し候所、書面之通ニ御座候、以上

寛政八年辰

山本金左衛門

九月

坂田庄次郎

〔抹消〕

覚

一、金四拾兩三分也

江戸元御蔵宿

下野屋十右衛門方

御年賦金

但老ヶ年元金六兩濟

利足五拾兩壹分之積

右之金子、去ル五年以前子五月右前書割合之通御年賦ニ相成、御藏方御役所へ当辰五月相納候、引残元金拾六兩壹分ニ相成申候、右之段書付差上候様被仰付候ニ付、如此ニ御座候、以上

元御藏宿

丸屋

伝十郎

寛政八年辰九月廿三日

当御藏宿

井筒や

清左衛門

此書付帰ル

牛奥太郎右衛門様御内

荒川藤右衛門様

覚

野田源五郎様

一、金拾兩貳分・老刃六分四厘

一、金九兩貳分・拾貳刃三分八厘

一、金拾兩三分・四分貳厘

齋田満藏様

一、金九拾九兩・老刃五分七厘

一、金貳拾九兩壹分・五刃六分三厘

大岡橋五郎様

一、金八兩・七刃三分老厘

飯高初三郎様

一、金拾貳兩貳分・拾老刃六分三厘

一、金拾貳兩貳分・拾老刃六分三厘

佐々井兵次郎様

一、金拾老兩貳分・拾貳刃三分六厘

比留正太郎様

一、金貳拾七兩・拾貳刃八分貳厘

田中善次郎様

一、金貳拾六兩壹分・六刃七分七厘

服部重左衛門様

一、金拾老兩貳分・拾刃五分八厘

一、金四拾兩貳分・五刃九分五厘

海野左兵衛様

一、金貳拾老兩三分・八分三厘

山下与惣兵衛様

一、金三拾四兩壹分・六刃三分八厘

右者元宿長藏方御用立金之分、先達而被仰付通り、長藏帳面相改メ候処、如此ニ御座候、以上

此ニ御座候、以上

御藏札差

堅町

弁助

寛政八年辰九月

御下金

御会所

右帳面九月廿日柳町御会所江上ル

榊原太郎右衛門様方御会所金溜り利足之義相分り兼候様被仰下候ニ付、左之通書中を以申上候

乍恐一筆啓上仕候、先以追日冷氣ニ罷成申候得とも、上々様益御機嫌克被為遊御座、恐悦至極ニ奉存候、然ハ御会所金溜り利足、当夏御渡し可被下分為受取、先達而七兵衛奉差上候処、被仰聞候趣者当夏より御濟方被仰付候手金

之分書上候節、右溜り利足之分も書出し可申処無其儀、溜り利足ハ私方へ御直ニ受取可申段、相分り不申候旨被仰聞候へ共、其節七兵衛奉申上候通、溜り利足之義ハ先達而駿府方ハ勿論、当春迄御年賦ニ追々無滞御渡し被下候御会所金之溜り利足ニ而、当夏御渡し可被下御定之金子ニ御座候間、手金之分書上候節ハ、溜り利足之分ハ書出し不申候、然ル処右躰被仰聞御渡し不被下候ニ付、又々此度書中を以奉申上候、右溜り利足上納滞ニ付、此度当地御会所方蒙御察斗難義至極ニ付、今以御屋鋪様方御渡し不被下候段申上候処、今一応御掛合申上、其上相滞候ハ、其段可申出旨被仰付候、依之右之段奉窺候、何れ今便御返書被下置候様奉願上候、右之段何分御前可然様被仰上可被下候

八月廿七日

和田平町

夷屋

平左衛門

榊原太郎右衛門様御内

高橋多宮様

右之通八月廿八日出三度便を以申上候処、九月三日出被仰下候ハ、其御地会所金利足之義、先達而七兵衛へ得与掛合候与ハ御状之趣ニ而ハ相分り不申候、依之委細ニ相分り候様被承度与存候ハ、相分り候仁老人当所江可差越候、殊ニ会所金溜り利足之分当夏分御改正之割合を以、先達而当所蔵宿相渡し、当所会所江差出申候由、蔵宿申聞候

一、其許手金借用之分茂、何れ一応此方江掛合ニ及候ハ、其義濟方如何様ニも逢対ニ而事済可申候処、此方へ一応之掛合も無之、如何之筋合ニ而被申達候哉、不得其意候、依而手金結高此表蔵宿へ当所町年寄方相渡し候書面、巨細ニ相分り兼申候、此義其方ニ而ハ相分り候事与存候得とも、右之書面斗ニ而ハ相知兼申候間、其趣弁候もの此表江可被申越候よふニも存候、右御報旁如此ニ御座候、以上

九月二日

八田久作

高橋宅兵衛

夷屋
平左衛門へ

榊原太郎右衛門様

御会所金溜り利足并ニ手金仕分ケ、左之通認メ上ル

覚

一、金四拾兩

御会所金

一、此濟方 子春方壹ケ年百俵ニ付三兩濟之積リニ而、春夏金貳兩壹分、銀九

匁宛、冬金四兩三分、銀三匁

外ニ五拾兩壹分利足ヲ添、亥十一月方

右ハ子春方当辰春迄前書割合之通、年々御渡し被下、元金皆濟ニ相成申候

一、銀七拾貳匁 前書御会所金溜り利足

但成六月方同八月迄、六分利之分

一、銀百六拾八匁 右同断

但成九月方亥十月迄、五拾兩壹分利足之分

式口メ金四兩也

右溜り利足之分、前書元金皆濟之上、一所ニ御渡し被下御定ニ御座候、依之

先達而より此分御渡し被下候様、度々奉申上候

夷屋

平左衛門

辰九月

榊原太郎右衛門様御内

高橋宅兵衛様

八田久作様

覚

一、金百九拾三兩貳分

御改正御年賦金

拾匁分式リ 戌五月引残

戌六月辰四月迄七拾三ヶ月

此利金七拾兩式分

拾匁分三分四厘

但五拾兩匁分積リ

戌八月六日

一、金五兩三分式分

御用立金

戌八月辰四月迄七十ヶ月

此利金式兩・銀三匁分五リ

但し五拾兩匁分積リ

元利金式百七拾式兩

銀拾匁分九分志リ

右之通ニ御座候、此書左之書状ニ差添、九月十三日出ニ差上申候

乍恐一筆啓上仕候、先以冷氣相募候処、上々様益御機嫌克被為遊御座候、恐
悦至極ニ奉存候、しかれハ当所御会所金溜リ利足之義ハ、先達而御地御藏宿
江御渡被遊、御地御会所へ御差出被遊候由被仰下候得共、右溜リ利足之義ハ
先便ニも奉申上候通、先達而駿府方ハ勿論、当春迄御年賦ニ追々無滞御渡被
下候御会所金之溜リ利足ニ御座候、先達而御地御会所江御差出し被遊候金子
ハ既ニ当月八日出ニ御札之書状差上候私手金之分ニ御座候、左様被為思召可
被下候、右手金之分、御地御町年寄所方御藏宿へ御渡被成候書面ニてハ、金
高之義巨細ニ相分リ不申候由被仰下候処、是ハ先達而当所御会所江書出し候
節、当辰四月迄之利足ヲ書登セ金高ニ結ヒ書上申候、是又左様被為思召可被
下候、右御会所金溜リ利足と御地御会所江御差出被遊候私手金之分、兩様と
も相分リ候様、則別紙ニ相認メ差上申候、御高覽被遊可被下候、将又私手金
之分書上候義ハ、仲間共難渋御願差上候節、御惣容様江仲間とも御用立金書
上候様被仰付候間、相認差上申候御義ニ御座候、右之義其何分可然様被仰上

可被下候奉願上候、以上

辰九月十二日

和田平町

夷屋

平左衛門

榊原太郎右衛門様御内

高橋宅兵衛様

八田久作様

辰十月朔日、山手御役所江御呼出し、追手様御立合

市川や

弁助

大こくや

彦右衛門

弁助へ被仰聞候趣

一、元藏宿長藏用立金、此間其方書付差出候通り相違無之哉

御答

先達而被仰付候通り、長藏帳面相改、其上為念札旦那方江も御懸合申上、
書付奉差上候、右之内御藏宿相離候御方様三軒有之候、此御方様江者御

懸合不申上候段申上ル

其方申候通り銘々江懸合候も有之、又者不懸合候茂有之ば、銘々江此方懸合、
其上ニて濟方申付候間、其旨可相心得候

一、右金子之儀者、先達而申聞候通り、是迄も当宿弁助方二而濟方引取、元宿へ
可相渡処其儀無之段、不行届事ニ候

彦右衛門へ被仰聞候趣

其方も先達而弁助方へ掛合、是迄も濟方受取可申候、其儀無之
双方不行届事ニ候

右濟方之儀、前条申候通り、銘々江懸合候上、濟方町年寄方へ可申渡候、其

可相心得候、尤御仕法通百俵三兩濟之内にて、弁助方を彦右衛門方へ割渡し候趣ニ候間、^ニ是亦可相心得候

同日御呼出し、追手様御立会

伝十郎

月番

差添 利兵衛

忠藏領代

一、先達而組合之者江用立金滞ニ付願書差出、又候昨三日追願イ差出候、是者先伝十郎借方ニ茂心得違イ有之、又者其方儀組合藏宿難相勤、相對を以離レ候ニ者無之、突出しニ致し、今更御切米前ニ近寄候間、御仕法通濟方請取度願出候得共、差急ニ者不相濟候、乍併かし金之儀ニ候得者、追而濟方可及沙汰ニと被仰付候、月番忠藏煩代利兵衛、右伝十郎江申渡候趣心得違イ無之様被仰付候事

御濟方御下知書写

大嶋新助組頭相勤候内、御役料引当、会所金三拾兩用立置候、右元利取立方之儀、会所金元利之内江元高百俵ニ付壹ケ年ニ三斗五升入拾俵ツ、之積、皆濟被成候迄年々三季御切米渡之節藏宿方ニ而引落し、時之相場を以売払、代金会所江相納可致勘定もの也

辰十月六日

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、当六月江戸表江御参府被遊候御方様方、為御用意金子御借請被遊度旨、被仰聞候ニ付、御伺之上御会所金拝借之内御用立申候、然所彼地ニ而色々無抛御入用有之、御用意金御遣ひ込ニ相成候由ニ付、此度御臨時御証文ニ改、御借請被遊度旨被仰聞候、依之乍恐左ニ御窺奉申上候

沢楯五郎様

一、金拾五兩

此御濟方来巳年未年迄三ヶ年賦

齋田満藏様

一、金拾四兩

此御濟方、右同断

但御用意金拾五兩御用立、内金壹兩御返金被遊候ニ付、相残り金拾四

兩ニ相成申候

花井惣九郎様

一、金拾五兩

此御濟方、右同断

但御親子様御兩名之御証文

坪内新藏様

一、金拾兩

此御濟方来巳年未年迄三ヶ年賦

但御親子様御兩名之御証文

(付紙朱書)

一此度者伺之通たるへく候、以来者決而相成不申候段、被 仰渡候

十月廿四日

月番

御下知

喜右衛門

承之

右之通、此度御銘々様方年賦濟御証文を以御臨時金ニ拝借仕度奉存候、以上

寛政八年辰十月

月番

忠藏 印

御下金

同断

喜右衛門 印

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、来巳二月御高引当御用立方之儀、百俵二付金三拾式両之目当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

寛政八年辰十月

御蔵札差月番

柳町

忠蔵

同

横近習町

喜右衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、私共会所手代人少二付、此度山田町吉兵衛悴喜兵衛与申者、右手代二召抱申候、依之右之段御披露奉申上候、以上

寛政八年辰十月

御蔵札差月番

柳町

忠蔵

同

横近習町

喜右衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、私共会所手代共、札旦那様方江御掛合之儀追々御懇意ニ相成、御無礼之儀御座候而者奉恐入候二付、此度手代割替御掛合為仕候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

御蔵札差

月番

寛政八年辰十月

柳町

忠蔵

同

横近習町

喜右衛門

御下金

御会所

借用申金之事(子一脱)

合拾両者

但文字金也

右者此度江戸表参府二付、為用意金御下金会所方其方借請用立給、慥請取借用申処実正也、然上者返金之儀者、弥々右金子不用二候ハ、帰府之節無相違返金可申候、万一彼地ニ而無拠儀致出来、右金子之内入用有之候ハ、帰府之節相残之金子致返金、右入用ニ遣候分、濟方之儀者其節及対談、証文相改可申候間、其段御下金会所江申立可給候、為後日証文仍如件

寛政八年辰六月

坪内新太郎

辰十月臨時証文

坪内新蔵

引替相成申候

藤井屋

八郎兵衛方へ

鰍沢における米取引

—「松本御米仕切帳」の分析を通じて—

中野賢治

はじめに

富士川水運（舟運^①）は、甲斐国内の鰍沢・青柳（いずれも現富士川町）・黒沢（現市川三郷町）の、いわゆる「甲州三河岸」から駿河国岩淵（現静岡県富士市）まで、急流として名高い富士川を經由して輸送を行うものである。しかし近年は研究状況が低調であり、その実像について新しくわかることは少ない。山梨県立博物館では、令和二年度から令和四年度までの三年間、富士川水運をテーマにした共同研究を実施し、令和五（二〇二三）年三月に報告書を刊行する予定である^②。富士川水運に関する研究史など、基礎的事項についてはそちらを参照されたい。

富士川水運における甲斐国内の主要な拠点である「甲州三河岸」の一つ、鰍沢は、発掘調査などからもその殷賑ぶりが推測される河岸である^③。しかし、鰍沢河岸が果たした役割は、これまでの研究においては富士川水運の拠点であること以上には評価されておらず、実際にそこでどのようなものが、どのように取引されていたのか、その具体像は明らかであるとはいえない。

また富士川水運で運ばれたのは、甲斐国内の物資ばかりではない。すでにさまざまななかたちで指摘されている通り、鰍沢には松本藩や諏訪高島藩が蔵を置き、出入りの商人が藩から委託をうけ、米の取引を行っていた^④。しかし自治体

史や研究論文を含め、これまでの富士川水運への言及は、甲斐国内での状況を説明するのみであり、信濃国など近隣地域との関係性については、これまでほとんど関心の外にあったといわざるをえない。

本稿では、そうした状況を踏まえ、共同研究の調査の過程で確認された「松本御米仕切帳^⑤」を取り上げる。本史料は縦三一・〇センチ、横二〇・二センチ、厚さ四・七センチ、全一九七丁からなる冊子である。現在は山梨県立博物館が所蔵する頼生文庫という資料群のうちの一点であり、山梨県立図書館から移管されたものである。もともとは萩原頼平の収集史料であったと考えられるが、それ以前の状況は不明である。筆跡などから、複数人が記録にかかわったとみられるが、作成側の人物として名前があがるのは鰍沢米問屋河住忠右衛門のみである。史料の末尾や裏表紙には「松本御米問屋」という記述がみられることから、この忠右衛門は松本藩に出入りした問屋の一人であろう。その忠右衛門の記録から、鰍沢河岸における米の取引のようすをみることで、鰍沢の商人と藩との関係や、米の輸送経路と換金の方法などを読み解き、鰍沢が果たしていた経済的な役割を考えてみたい。

一 寛保三年分の記述からみる「松本御米仕切帳」の性格

本稿で分析の対象とする「松本御米仕切帳」には、寛保三（一七四三）年から宝暦四（一七五五）年までの一二年間の記録が収められている。末尾には新帳に切り替える旨の記述があることなどから、この期間以外のものも作成されていたと思われるが、現時点で確認できていない。ただ記述内容について、寛保三年段階のものはあまり省略がみられず、年が進むに従って記述が省略されたり簡略化されているところが多くなること⁶から、鯉沢河岸の米問屋商人である河住忠右衛門が松本藩と関係をもち、こうした記録を作成し始めた時期は、寛保三年を大きくはさかのぼらないものと考えられる。記主の河住忠右衛門は、現段階では本史料以外にその名前や活動のようすを確認できず、どのような人物かは不明とせざるをえない。本史料は、その忠右衛門が、松本藩の役人に送っ



「松本御米仕切帳」表紙

た決算書の写しをつづつたものである⁷。鯉沢は甲斐国だけではなく、松本藩や諏訪高島藩なども廻米のために經由しており、それぞれ拠点を置いていたことがすでに知られている。そうした状況を示す史料として、『鯉沢町誌（資料編）』には、「諏訪高島藩廻米御用留」⁸が翻刻されている。これは同じ鯉沢河岸の間屋兩宮与一左衛門が諏訪高島藩に提出した米などの売却代金・輸送費用などの報告書であり、寛延元（一七四八）年から宝暦二年、同年から天明四（一七八四）年、弘化四（一八四七）年から明治三（一八七〇）年の三冊分が掲載されている。長期にわたる記録で、諏訪高島藩による鯉沢での米の取引状況を示す史料である。これに対し、「松本御米仕切帳」は松本藩の米を扱う商人による同様の記録でありながら、時期的に「諏訪高島藩廻米御用留」に先行し、また扱う物量はそれらをはるかに凌駕するものである。一八世紀中ごろにおける鯉沢での物流の状況を探るうえで、こちらもまた重要な史料といえる。

それでは、寛保三年の決算書類をもとに、本史料の構成を整理しておきたい。最初に示される「御米請目録」⁹は、寛保二年の決算から寛保三年の決算書が作成・提出された閏四月二二日までの間に忠右衛門が扱った松本藩関係の米の「請」と「払」、すなわち出入り状況を示したものとみられる。この年は二、一六四駄を荊沢（現南アルプス市）から、四二一駄を若尾（現韮崎市）から、七一駄を韮崎（現韮崎市）から、合計二、六五六駄、俵にして五、三二二俵が忠右衛門のもとに集められた。そのうち南部（現南部町）に九七五俵を船で送り、残りの四、三三七俵を、忠右衛門は鯉沢で売却したという。

次に記されているのは「筵皮御米運賃目録」である。「筵皮」の意味するところは判然としないが、中世の筵付米を連想させるその名称から、付加税である口米の一種であろうと考えられる。ここでは筵皮米三〇〇駄を運ぶのに銭六〇貫文の運賃がかかっており、あわせて米六〇〇俵の番賃として六二四文が計上されている¹⁰。また一〇二俵の米を岩淵に下すにあたり、三〇俵積の船三艘四分

が計上されている。実際には四艘の船に積まれたものとみられるが、このように船数を端数で算出するのは、一つには運賃の計算を厳密に行うため、もう一つは他の荷物との混載を計算に入れるためであろうと考えられる。一艘につき四六匁三分七厘、都合一五七匁六分五厘が計上され、金二両二分・銀一匁六分五厘に換算されている。さらに銀は錢八五六文に改められ、上諏訪からの運賃、番賃、岩渕への船賃の合計として金二両二分と錢六一貫四八〇文が忠右衛門に渡されることになった。

この六一貫余りについて、忠右衛門は三回に分けて金への両替を行っている。金と錢との相場を見ながら、最も有利な相場の時に最も多くの錢を金に換えたように、最終的には金一八両二分と錢四四二文が忠右衛門の手にわたっている。さらにそのときの筵皮米三〇〇駄、俵にして六〇〇俵の米について、忠右衛門は岩渕に一〇二俵を送り、残る四九八俵は「当地売」、すなわち鯉沢で売却している。この年に限らず、本史料全体を通して、忠右衛門が松本藩から受け取った米については、岩渕を経由して江戸や大坂に送る米より、鯉沢で売却する米のほうが多いのである。^①松本藩にとって、鯉沢は単に物流の拠点であるだけでなく、領域外の市場として、米の換金を行うことができる場所であったことがわかる。

続く「御米番賃目録」では、五、三一〇俵の米の番賃として錢五貫五三二文、「船指」こと船頭の拝領分として錢三〇〇文、「増番賃」として一両二分が計上されている。番賃は「一俵一文」とされているが、それよりもやや多く請求されている。「筵皮御米買上目録」では、忠右衛門が二八〇俵の米を金一〇両につき二八俵の相場で買い取った代金一〇〇両、二一六俵の米を金一〇両あたり二三俵の相場で買い取った代金九三両三分余り、溢米^②二俵も同じ相場で金三分余りとし、都合四九八俵の米を一九四両三分余りで買い取り、その代金を上納したことを報告している。次の「覚」は、他の箇所では「駄賃目録」とも呼ばれて

いる。ここでは米四二一駄（八四二俵）を若尾から鯉沢まで運んだ駄賃として四三貫四一五文を計上している。「一駄百三文」とあるが、その通りだとすると四三貫三六三文でなければならず、五二文多く計上されている。この点については、後で検討してみたい。駄賃・番賃に関しては、全体を通してみても単価と総額が一致する場合のほうが少なく、なんらかの商慣行が存在したことがわがわがせる。

「御米買上目録」では、四、三三七俵の米を忠右衛門が買い取り、一、五四八両一分余りを上納したことが報告されている。ただし換金は六筆に分けられ、それらの相場は微妙に異なっており、金一〇両につき二四俵四分から三〇俵六分まで幅がある。素直に考えれば、実際の相場で六回に分けて換金されたともみることができよう。しかし、六筆の代金を見ていくと、五〇〇両、二〇〇両、四五〇両、六〇両、二〇〇両、二〇〇両、二三八両一分と銀一四匁四厘となっており、最後の一筆を除いて売却代金があまりにも整いすぎている感がある。これが「御米」と表記される松本藩の年貢米の換金であるということも考えれば、この売却代金の額がまず先にあり、それに合わせて換金相場や米の俵数が設定されたとみるほうが自然なのではないか。

次の「覚」は、他の箇所では「雑用金」として出てくる、松本との往来にかかった経費の領収証である。この時は一年間に延べ三〇〇回鯉沢と松本との間を下したとあり、一度に数名が移動することがあったと考えても、かなりの頻度で松本との連絡を取り合っていることがうかがえる。

これらを踏まえて、毎年の最後に記されるのが「差引目録」である。まず米の売却代金の金額と松本藩から渡された運賃の前渡分を足し合わせ、忠右衛門が松本藩に支払うべき金額として金一、七四三両一分・銀一匁四分二厘を計上する。この銀は錢であらわすと九二文になる。そこから、これまで八回に分けて上納してきた金額を引き、さらに貸与された二〇〇両や、実際にかかった

運賃・番賃・駄賃など必要経費の合計である金一、一三一兩三分と錢八七三文を差し引きし、金六四九兩一分と錢二〇三文を「不足」、すなわち忠右衛門が松本藩に渡さなければならぬ金額として計上している。このうち金二三八兩一分と銀一四匁四厘は、この目録が出された後の五月二五日に上納する予定とし、残りが金四一〇兩三分と錢二三三文であることを報告している。この四一〇兩余りがどうなったかはわからないが、二〇〇兩の「拝借」分とともに松本藩に上納されたものであろう。

なお、この仕切帳からは、松本藩から忠右衛門に与えられた給分についてはわからない。時折「拝借」や「忠右衛門御渡し」などが現れるが、毎年出てくるわけではない。この帳面からわかる範囲以外にも、松本藩と忠右衛門の間には、何らかの契約ややり取りがあったと考えるべきであろう。

このように、忠右衛門は、一年間の取引の様子を「御米請払目録」、「筵皮御米駄賃目録」、「筵皮御米請払目録」、「御米番賃目録」、「筵皮御米買上目録」、「覚（御米駄賃目録）」、「御米買上目録」、「覚（雑用金目録）」、そして「差引目録」という、九つの帳簿によって整理し、松本藩に報告していた。なお、これらの書類は、すべて寛保三年閏四月二二日という同一の日付を持つ。これは本史料に収録されている一二年間のすべてに共通する特徴であり、これらの書類が同時に作成・提出される性格のものであったことを示す。このことについても、また後ほど検討してみたい。

二、各「目録」の検討

(一)「差引目録」の検討

それでは、まず本史料に収められた一二年間の「差引目録」を見比べてみよう。まずは忠右衛門の主要な仕事である米の換金について、その換金額の推移を見ていきたい(【表1】)。多くの年で「御米」と「筵皮御米」の取引額が分けら

【表1】「御米請払目録」・「筵皮御米請払目録」にみる米の取扱高と換金額

	御米俵数	筵皮御米俵数	合計俵数	換金額	
				金	銀
寛保3年	5312	600	5912	金1743兩1分	銀1匁4分2厘
延享元年	2436	784	3220	金465兩	銀4匁6分6厘
延享2年	2921	1490	4411	金1253兩2分	銀19匁3分8厘
延享3年	2408	274	2682	金1027兩2分	銀21匁1分8厘
延享4年	4140	—	4140	金1062兩1分	銀14匁7厘
寛延元年	6086	1684	7770	金2516兩2分	銀20匁5分7厘
寛延2年	4754	2162	6916	金1954兩	銀27匁3分7厘
寛延3年	2904	844	3748	金1125兩1分	銀5匁2分2厘
寛延4年	3732	—	3732	金1029兩	銀11匁7分1厘
宝暦2年	4264	3212	7476	金1223兩1分	錢824文
宝暦3年	4988	990	5978	金1213兩3分	銀20匁2分7厘
宝暦4年	4466	24	4490	金1044兩1分	銀9匁6分7厘

れているが、寛保三年は「惣米代金」、延享四年と寛延四年については「御米買上目録金高」のみが記されている。しかし金額や「惣米代金」などの表記の仕方から、これらがこの年の米の買取総額を指すと判断した。他の年については「御米」と「筵皮御米」の買取代金の合計額を算出している。期間中の平均値は金一、三〇四兩三分余り、銀一三匁九分七厘余りとなる。最大は寛延元年の二、五一六兩二分・銀二〇匁五分七厘、最小は延享元年の四六五兩・銀四匁六分六厘であった。

この兩年について、もう少し詳しく見ていこう。まず換金額が期間中最小となった延享元年は、「御米」八一四俵と「筵皮御米」一三二俵が通常通り換金され、それぞれ三〇二両・銀一五匁九分四厘と金五〇両が支払われている。問題は、この後に「焼御米」として焼け残りの米六八九俵と、消火活動にあたった者への手当や船の損料として二〇俵が支出されているところにある。この六八九俵は三回に分けて換金されたが、その相場は極めて米が安いものであった。他の年の例などでは、通常であれば金一〇両につき二六俵から三〇俵程度で取引されているところ、「札差御米」二五一俵が、金一〇両につき四六俵四分の相場で金五四両と銀五匁五分に、「筵皮御米」五九俵が同じ相場で金一二両二分と銀一二匁五分とされるなど、通常の七割程度で換金されている。さらに「御米」三七九俵に至っては、金一〇両につき八二俵四分で取引され、金四五両三分と銀一四匁二分と、極めて安く買ったかれていることがわかる。同年の「御米請払目録之事」では、この年、忠右衛門のもとには荊沢・若尾・葦崎などから一、二一八駄（二、四三六俵）の米が「御米」として集められ、そのうち四二俵は南部、二四〇俵は岩淵へ送られた。残りのうち八一四俵は無事であったようだが、焼け残りの六五〇俵を除いた六九〇俵が「焼失米」とされている。また「筵皮御米」として松本から送られてきた三九二駄、七八四俵の米は、一三二俵が歟沢で換金され、残る五九俵が焼け残り、五九三俵が「焼失米」となっている¹⁶。同年の「覚」のなかには、俵や菰、縄・杭、飛脚賃・人足賃など、蔵の焼失をうけて発生した経費が書き上げられているものがある。火災が発生した日はわからないが、この年に忠右衛門が米を貯蔵していた蔵が焼失し、取引高の四分の一余りの米を焼失する大きな被害が出たことは確実である。

その火災の損害を、忠右衛門ではなく松本藩側が負担している点に注目したい。もちろんこの目録上の数値が実際の数値と異なる可能性も大いにあるが、本史料による限り、蔵の焼失に際してその荷物の損失は荷主である松本藩が負

担することとされているのである。運送の道中で火災にあったとすれば、駄賃などにも影響が出るはずだが、そのようすはない。したがって、これらの米はすべて歟沢の松本藩の蔵に運ばれ、そこで火災にあったとみるべきだろう¹⁷。先にみた寛保三年の「御米買上目録」がそうであったように、忠右衛門は米を複数回に分けて換金していた。その換金の時期は、歟沢河岸における米の相場など様々な状況を踏まえて判断されたはずである。すなわち、換金の時期は忠右衛門の判断に委ねられていたと考えられ、換金以前の荷物の損失は、荷主である松本藩に帰せられるべきと判断されたのであろう。

それでは期間中で換金額が最大となった寛延元年の状況をみていこう。まず「御米買上目録」では、五、一三二俵の米が九回に分けて換金され、相場は金一〇両につき二三俵八分から三二俵三分と、ばらつきはあるものの、やや米高の相場であり、「御米」は金一、八二五両と銀二匁一分四厘になった。また「筵皮御米買上目録」では、一、六八四俵の米が五回に分けて換金され、その相場は金一〇両につき二二俵八分から二八俵と極めて米高であり、金六九一両と銀八匁四分三厘に換金されている。同年の諏訪高島藩の記録も残っているが、こちらは金一〇両につきおおよそ二六俵から二六俵五分前後であり、それと比べても格段に高い¹⁸。

こうした状況が発生する背景として、いくつもの可能性が考えられる。本史料からもうかがえるように、米相場は一日単位で大きく変動していた。諏訪高島藩の記録では、寛延元年一月二日に金一〇両につき二六俵五分、同年一月に同じく二六俵という相場であったことがわかる。忠右衛門が松本藩の米を換金した時期はわからないものの、一度にすべて換金するのではなく、何度も分割して換金していることから、忠右衛門が米高になる時期を選んで換金を行っていた可能性が指摘できよう。すなわちここで忠右衛門は、松本藩の利益を最大にするように動いていることになる。米問屋として米取引を請け負うと

いうことだけみれば、受け取った米をその時の相場でまとめて換金し、代金を渡してしまう方が、書類の上でも簡単である。あえて複数回に分割して換金を行っているところから、松本藩のために工夫をこらす忠右衛門の姿が透けてみえるように思われる。決算書という性格からは、米の俵数とその換金額だけあれば十分とも考えられるが、都度の取引について結果を書き残し、藩に報告しているのも、自分の商行為の正当性を藩に認めさせ、信頼を得るためであったのではなからうか。

(二) 「御米請目録」の検討

次に、忠右衛門が扱う米の輸送についてみていこう。各年の「御米請目録」には、鯉沢の忠右衛門のもとにどこからどれだけだけの米が運ばれ、そのうちどれだけが富士川を下ったか、あるいは鯉沢で売却されたかがわかる。米が運ばれてくるのは、甲斐国内では荊沢(現南アルプス市)、若尾(現韮崎市)、韮崎(現韮崎市)、青木(現韮崎市)、台ヶ原(現北杜市)、甲府(府中)、現甲府市)などがみられる。信濃国では金沢(現茅野市)、上諏訪(現諏訪市)、松本(現松本市)などがある。「大坂屋」「麻屋」など、屋号のみが記されることもあるが、「麻屋」「芳野屋」は上諏訪の者であることが宝暦二年の「筵皮御米請目録」からわかるので、「大坂屋」などについても同様に、上諏訪あたりの人物と考えておきたい。

年毎の米の取引高も確認しておきたい(表1)。「御米」と「筵皮御米」を合わせた取扱米高の期間内の平均は五、〇三九俵余りで、寛延元年の七、七七〇俵が最高となり、宝暦二年の七、四七六俵がこれに続き、一番少ないのは延享三年で二、六八二俵であった。これと先に見た換金後の金額を重ねてみると、最も換金額が高くなった寛延元年が取扱米高も多かった。また蔵が火災に遭った延享元年を除けば、換金額が一、〇〇〇両を下回ることはなかった。先に忠

右衛門が米を買い取るにあたり、複数回に分割して換金しているようすから、相場が有利な時期を選んでいるのではないかと推測したが、忠右衛門は、松本藩への上納金について、より多くなるように、また一定金額を下回ることのないように意識して時期を選び、米の換金を行っているのではないか。これこそが、遠く離れた松本藩や諏訪高島藩が鯉沢に蔵および問屋を置く背景の一つであろう。その時々の方場の動向を見定めて、売却益が最大になるように取引を行う、信頼するに足る商人を抱えることこそが、これらの藩が収益を確保するうえで極めて重要であったろう。すなわち松本藩や諏訪高島藩にとって、鯉沢はその財政を支える重要拠点であった。²⁰⁾

「御米」と並んで記される「筵皮御米」については、年毎のばらつきが大きい。宝暦二年のように三、〇〇〇俵を超える年もあれば、宝暦四年のように二四俵だけが計上されている年もあり、記載されていない年については、「差引目録」にも記述がないあたりからすると、取引自体がなかったのかもしれない。「筵皮御米」は「御米」の取引を補完したり、有利な相場の時により多くの米を換金したりできるように一程度周辺地域にプールされている米である可能性を指摘しておきたい。²¹⁾

さて忠右衛門は、各所から鯉沢に運ばれた米を、あるものは岩淵や南部に富土川水運を介して運び、あるものは鯉沢で売却していた。その割合は年毎に異なるが、忠右衛門は取り扱う米の大半を鯉沢で売却し、その売却代金を松本藩に上納している。忠右衛門が松本藩の依頼によって、鯉沢から岩淵や南部まで運ぶ米は、全体からみればごく一部であった。幕領が多く分布し、年貢米の多くを江戸や大坂に運ぶ必要がある甲斐国一般の状況とは分けて考える必要があるが、鯉沢が米の集積地としてだけではなく、大量の米を換金することができ市場としても機能していたことは意識しておかねばなるまい。

忠右衛門の米の仕入れ先とその割合についてみてきたい。「御米」と「筵皮御

米」をあわせると、寛保三年は七三・二パーセントが荊沢から、一四・二パーセントが若尾から、一〇・一パーセントが上諏訪から、二・四パーセントが葦崎から運ばれていた。同様に、以下年ごとに多いものをみていくと、延享元年は若尾からの荷物が五二・八駄で全体の三二・八パーセントを占めていた。延享二年も若尾からのものが八四七駄で三八・四パーセントであったが、延享三年には荊沢が五六七駄、四二・三パーセントで最も多く、若尾は二一七駄で一六・二パーセントにとどまった。延享四年には若尾が八八〇駄で四二・五パーセントを占めた。以降、若尾は寛延元年には一、八五一駄で四七・六パーセント、同二年には一、一六四駄で三三・七パーセント、同三年には七八六駄で四二・九パーセント、同四年には八六一駄で四七・二パーセントとなるが、宝暦二年には上諏訪・荊沢・金沢が若尾を上回り、以降は宝暦三年の荊沢、同四年の金沢・荊沢を超えることができていない。

先に取扱米高の変遷をみたが、このように仕入れ先まで年々変動するのはなぜだろうか。損免や商い荷物の存在を考慮するにしても、年貢米を輸送するのであれば、ある程度は決まった数の米が、決まった地域から集められ、決まったルートを通じて運ばれていると考えられる。しかし本史料から明らかになるのは、例えば若尾から忠右衛門のもとに持ち込まれる米が、ある年は四〇〇駄余りであり、またある年は一、八〇〇駄を超えるというように、年ごとのばらつきが大きさと、米の送り元の多様さである。さらに「筵皮御米」が周辺地域にブルされている米である可能性を指摘したが、この点からは「御米」さえもそうした性格を持つている可能性が考えられる。

すでに見た通り、忠右衛門は大量の米を受け取った後、南部や岩瀬まで下す場合と、畷沢で売却する場合があります、後者の割合が極めて大きかった。すなわち忠右衛門、ひいては松本藩にとって、畷沢河岸は米穀の販売・換金市場であり、そこから先の輸送はあまり考慮されていなかったとみてよい。畷沢河岸は、富

土川水運の拠点であると同時に、甲信地域有数の米の集散地であった。

三 忠右衛門による取引の特徴

(一) 駄賃・運賃

本史料は、米の売買記録という性質から、米の輸送に際して発生する運賃・駄賃の記述も多い。【表2】は本史料に記された駄賃の一覧である。一例をあげると、寛保三年には、上諏訪から畷沢に向けて米三〇〇駄(六〇〇俵)が運ばれ、一駄あたり二〇〇文の運賃がかかり、合計金額は六〇貫文であった。これは矛盾なく解釈できる。問題は、同じ年に若尾から畷沢に運ばれた米四二一駄の駄賃である。一駄あたり一〇三文とあるので、計算上の駄賃は四三貫三六三文であるべきだが、ここでは四三貫四一五文が駄賃として松本藩に請求されており、五二文ほど多く計上されている。

他の年も、駄数と計算上の駄賃が一致しない場合がある。最も甚だしいのは宝暦四年に若尾から畷沢に米四九八俵が運ばれた際の駄賃で、一駄あたり一〇九文とあることから、計算上は五四貫二八二文であるが、忠右衛門は松本藩に五二貫四六六文しか請求していない。実に一貫八一六文も少ないのである。こうしたずれは、どういった事例で発生しているのか。忠右衛門が取り扱った米の多くは若尾から運ばれているが、その若尾からの輸送分に駄賃のずれが多く確認される。一方で上諏訪や金沢など、信濃国からの輸送については、駄賃のずれは少ない傾向にある。

また、駄賃の金額についても解釈が難しいところがある。若尾から畷沢への輸送は、寛保三年から延享二年は一駄あたり一〇三文、延享四年以降は一〇九文になる傾向がある。しかし、延享三年には一駄一〇〇文で輸送が行われ、さらに延享四年には同じ時期の輸送とみられるにもかかわらず一駄一〇〇文と一〇九文の荷物が発生している。また寛延元年には一三八文、寛延三年には

【表2】 駄賃と輸送内容の一覧

		発	着	輸送品	1駄あたり駄賃	帳簿上の駄賃と計算上の駄賃の差額	備考
寛保3年	鑿60貫文	上諏訪	鯉沢	米300駄	200文	なし	
寛保3年	鑿43貫415文	若尾	鯉沢	米421駄	103文	+52文	金11両2分・鑿95文
延享元年	錢54貫448文	若尾	鯉沢	米528駄	103文	+64文	金13両・錢634文
延享2年	錢575文	蕪崎	鯉沢	米5駄	115文	なし	
延享2年	錢2貫51文	台ヶ原	若尾	米219駄	9文	+80文	
延享2年	錢64貫760文	若尾	鯉沢	米628駄	103文	+76文	
延享3年	錢13貫700文	(不明)	(不明)	米137駄	(100文)	なし	駄賃は推定
延享3年	錢1貫文	(不明)	(不明)	米10駄分	100文	なし	御膳米
延享3年	錢6貫300文	松本	鯉沢	米63駄	100文	なし	附通
延享3年	錢21貫700文	若尾	鯉沢	米217駄	100文	なし	
延享4年	錢5貫400文	若尾	鯉沢	米54駄	100文	なし	
延享4年	錢90貫342文	若尾	鯉沢	米826駄	109文	+308文	上と同時
延享4年	錢28貫200文	金沢	鯉沢	米141駄	200文	なし	
寛延元年	錢142貫732文	若尾	鯉沢	米1305駄	109文	+487文	
寛延元年	錢76貫212文	若尾	鯉沢	米546駄	138文	+864文	上と同時
寛延元年	錢2貫348文	金沢	鯉沢	米14駄	168文	なし	駄賃は推定
寛延2年	錢127貫312文	若尾	鯉沢	米1164駄	109文	+436文	
寛延2年	錢3貫930文	(大坂屋)	鯉沢	米28俵	281文	なし	駄賃は推定
寛延2年	錢108貫100文	上諏訪	鯉沢	米1081駄	100文	なし	
寛延3年	錢6貫264文	若尾	鯉沢	米47駄	132文	+60文	
寛延3年	錢80貫827文	若尾	鯉沢	米739駄	109文	+276文	上と同時
寛延3年	錢40貫900文	上諏訪	鯉沢	米409駄	100文	なし	
寛延3年	錢916文	鯉沢	甲府	米11俵	167文	なし	駄賃は推定
寛延4年	錢22貫100文	青木	鯉沢	米156駄	140文	+260文	
寛延4年	錢94貫169文	若尾	鯉沢	米861駄	109文	+320文	
宝暦2年	錢51貫624文	若尾	鯉沢	米472駄	109文	+176文	
宝暦2年	錢56貫664文	青木	鯉沢	米400駄	140文	+664文	
宝暦2年	(不明)	上諏訪	鯉沢	米1210駄	140文	(不明)	
宝暦3年	錢19貫408文	青木	鯉沢	米137駄	145文	-457文	
宝暦3年	錢49貫500文	上諏訪	鯉沢	米495駄	100文	なし	
宝暦4年	錢17貫564文	青木	鯉沢	米124駄	140文	+204文	
宝暦4年	錢52貫466文	若尾	鯉沢	米498駄	109文	-1貫816文	

一三二文で輸送している事例が確認される。本史料は年単位で記述され、輸送の時期を詳細に確認できないが、時期や輸送者の事情による違いである可能性もある。

若尾以外からの輸送もみてみよう。台ヶ原から若尾までは、距離が近いからか、一駄九文で輸送が行われている(延享二年)。青木から鯉沢までも四例確認でき、駄賃は寛延四年・宝暦二年・宝暦四年が一四〇文、宝暦三年が一四五文であった。上諏訪からの輸送は、寛保三年のみ一駄二〇〇文だが、その他に確認できる寛延二年、同三年、宝暦三年は一駄一〇〇文、宝暦二年は一四〇文の事例が確認できる。若尾からの輸送とほぼ同額か、やや低廉な価格で輸送されていることがわかる。松本からの輸送は期間中に一例のみで、米六三駄を一駄あたり一〇〇文で運んでいる。上諏訪や松本からの輸送のほうが、若尾・鯉沢間よりも場合によっては駄賃が安い。詳細は不明とせざるを得ないが、これも時期や輸送者による違いであろうか。金沢からの輸送は期間中二例のみで、延享四年は一駄二〇〇文であり、寛延元年の例は一駄あたりの駄賃が記されていない。このときは米一四駄が二貫三四八文で運ばれているので、そこから計算すると一六七文余りということになる。

本史料における米の輸送は、その多くが駄で表記されていることなどから、中馬稼ぎによって運ばれているとみてよいだろう。中馬稼ぎは、組織化されていない農閑余業であり、統一的な駄賃相場が存在しないものと考えられる。時期や輸送者による違いは大きいとみられるが、逆に若尾からの輸送について一〇三文ないし一〇九文という相場が存在するところを見ると、忠右衛門がある程度決まった時期になじみの輸送者を使っている可能性がある。また、上諏訪や金沢からの輸送が必ずしも若尾や青木などからの輸送よりも駄賃が高いわけではないという点も興味深い。輸送量が少ないこともあり、米以外にも様々な荷物を混載して運ぶなどしたことから、運賃が低廉になったものであろうか。

(二) 上り荷

本史料では、わずかながら上り荷の記述もみとれる。たとえば延享二年の「覚」では、「御合羽荷物」一個、竹刀二〇本、棒一〇本と、竹刀八二本、六尺棒四〇本、菰包棒一三本と炭三俵が計上されている。これらの運賃が松本藩に請求されていることから、これらは松本藩がどこから買い求め、忠右衛門が輸送を請け負ったものとみるべきだろう。合羽荷物は防水のために油紙で包んだ荷物のことと考えられ、その中身についてはわからない。延享三年の「覚」には「岩渕方鯉沢迄」とあるので、これらが上り荷として運ばれたことがわかる。なお延享三年には竹刀五四本と棒九〇本が運ばれている。さらに寛延元年には合羽三個、箒二〇本、合羽二個、箒八〇本、竹刀五〇本、棒五三本が、同二年には竹刀一八三本と棒一四五本が運ばれている。また本数は不明だが、寛延四年に竹刀船賃として七〇〇文が、宝暦三年にも竹刀船賃が八月分と一二月分の二回計上されているため、これらの年にも竹刀などの輸送が行われていたとみられる。合羽荷物以外の竹刀、棒など細長いものが多く運ばれているのは、船の形に合わせて選ばれたのであろうか。またいずれも数日間かけて富士川を遡上しても品質に影響がないものであったことも重要であろう。

右に触れたように、これらの上り荷の記録は一部の年でしか確認できず、毎年必ず運ばれる性格のものではなかったことがわかる。棒の用途は不明であるが、遠隔地からわざわざ取り寄せているからには、なんらかの特殊性があったものとみられる。竹刀は剣術稽古に用いる消耗品であり、制作には一定の技術が必要とされたのであろう。

一方、上り荷として知られる塩を含む海産物などは、本史料に記録がみられない。松本藩は海産物については別途仕入れを行い、忠右衛門の手を経由しなかったであろう。本史料は忠右衛門と松本藩の取引記録に過ぎず、松本藩全体の動向はここからだけではわからないことにも留意しておかねばならない。

(三) 報告・上納の時期

本史料は寛保三年から宝暦四年までの松本藩への報告書の写しを収録したものである。例えば寛保三年を例にとると、米・筵皮米の取扱高をまとめた「御米請払目録」・「筵皮御米請払目録」、筵皮米の運賃をまとめた「筵皮御米運賃目録」、保管料をまとめた「御米番賃目録」、米・筵皮米の買上高をまとめた「御米買上目録」・「筵皮御米買上目録」、若尾からの輸送駄賃を記した「覚」、江戸廻米に際しての経費をまとめた「覚」、そしてこれらを総合した「差引目録」のすべてについて、寛保三年閏四月二二日の日付が付されているのである。実際にこれらが同時に作成されたとは考えにくく、「差引目録」の作成と提出にあわせて他の記録類からそれぞれが作成されたものと考えるべきだろう。

さてその「差引目録」の作成時期も、年によって全く異なっている。順にみていくと、寛保三年閏四月二二日、延享元年四月一日、延享二年八月、延享三年五月、延享四年七月、寛延元年九月、寛延二年八月一日、寛延三年五月二四日、寛延四年六月四日、宝暦二年八月二七日、宝暦三年九月一日、宝暦四年五月であり、月までの記述しかなく日付を欠くものも多い。おおよそ四月から九月までの期間に作成されていることはわかるが、規則性はない。遅くとも九月には報告が終わっていることからすると、忠右衛門は、松本藩による年貢徴収のタイミングに合わせて報告を行ったものであろうか。

「差引目録」の記述内容は、前年の「差引目録」提出後、「差引目録」提出までということになる。例えば寛延二年分は寛延元年九月から同二年八月一日までの約一ヶ月分、寛延三年分は同日から寛延三年五月二四日までの約九ヶ月分、寛延四年分は同日から寛延四年六月四日までの約一ヶ月分をまとめたものとみてよいだろう。年ごとに収録されている月数が異なるため、年ごとの比較も厳密にはできない。あくまでも「差引目録」作成段階での、およそ一年間の商取引の記録であるとみななければならぬだろう。

また「差引目録」には、売上金の上納時期が記されているものがある。これを見ていくと、寛保三年の「差引目録」によれば、寛保二年十一月一日、同三年三月二〇日、同二三日、四月二四日、閏四月一日に上納が行われている。また延享二年の「差引目録」では、延享元年十二月十七日、同十九日、延享二年四月二〇日、同二七日、六月七日、同八日、同二六日、同二七日、延享三年の「差引目録」では延享二年二月一日、同九日、同二二日、延享三年三月二六日、延享四年の「差引目録」では延享三年十二月十九日、同二二日、延享四年三月二四日、同二六日、四月二二日、五月一日、同二〇日、七月一日、同二日、同二〇日、同二七日、寛延元年の「差引目録」では延享四年十二月十七日、同二三日、寛延元年三月一日、四月、五月八日、六月、寛延二年の「差引目録」では寛延元年一月二〇日、一月五日、同二四日、同二七日、同二六日、寛延二年三月二四日、同二五日、四月二四日、同二八日、五月一日、同二八日、六月二八日、寛延三年の「差引目録」では寛延二年十二月十七日、同二〇日、同二六日、寛延三年三月五日、寛延四年の「差引目録」では寛延三年十二月一日、同二六日、同二八日、寛延四年三月十七日、同二八日、五月二五日、同二六日、六月四日、宝暦二年の「差引目録」では寛延四年の「去冬度々ニ上納」、宝暦二年二月二六日、三月一六日、同二八日、五月二九日、八月三日、宝暦三年の「差引目録」では宝暦二年十二月一日、同二八日、同二〇日、同二四日、宝暦三年四月二二日、五月、七月、宝暦四年の「差引目録」では宝暦三年十二月七日、同二二日、同二八日、同二二日、同二八日、宝暦四年三月一日、同二五日に上納が行われている。なお延享元年には日付の記載がないため、不明である。これらの上納時期について、あえて規則性を見出すとすると、「差引目録」提出の前年の十一月から十二月にかけて複数回上納を行った後、三月以降、「差引目録」提出までに数回上納を行う、というパターンが指摘できる。すなわち厳冬の期は正月・二月は何らかの理由で上納が行われていないのである。年貢米の川

下げが例年一〇月から翌年の二月にかけて行われるため、その時期を避けたものであろうか。またこの時期は富士川の水量が乏しく、他の時期ほど通船が容易ではなかったことと、松本までの通路が雪でふさがれることなどから、松本藩とのやりとりが避けられた可能性もある。

おわりに

本稿では、鰍沢米問屋の記録から、鰍沢河岸における米の取引の一例をみてきた。松本藩から米の換金業務を請け負っていた鰍沢河岸の米問屋河住忠右衛門は、その一年間の取引のようすを事細かに記録し、松本藩に報告していた。松本藩領から集められ、さまざまな経路で鰍沢河岸に運ばれた米は、その大半が鰍沢で売却された。また忠右衛門はその利益が最大になるよう、相場に注意を払って換金を行っていた。松本藩は鰍沢での米の売却を忠右衛門に委託することによって、米の輸送費など諸経費を差し引いても、年間一、〇〇〇両を超える安定的な収入を得ることができた。その意味で、松本藩にとって鰍沢河岸は、富士川水運における通過点ではなく、米を換金するための市場であり、いわば終着点という位置を占めているのである。このことは、都市としての鰍沢の位置づけを考えるとときに極めて重要であろう。

また、年貢米を基礎とする藩による米の換金については、一年間にほぼ決まった額の米が村から徴収され、それが藩の手を介して市場に送り込まれる、というイメージがあるが、実際にはそうではなく、市場への輸送量や輸送ルートも毎年目まぐるしく変転するものであった。市場への輸送量やルートが常に変わるなかで、米問屋には毎年一定額の利益を確保することが求められ、実際に忠右衛門はそれに応えていた。すなわち忠右衛門は松本藩から集められた米を鰍沢に確保しておき、米の相場の状況を考えつつ、複数回に分けて換金していた。また鰍沢だけではなく、例えば若尾などにも蔵が置かれ、そこにも一定額の米

が貯蔵されていた。こうしてプールされた米は、価格の変動に合わせて換金され、市場に供出されていたものとみられる。それは単に松本藩による利益を最大化する動きであるだけでなく、米の供給によって価格を調整する機能があったのかもしれない。

換金された後の米はどうなったのであろうか。残念ながら本史料からそれがかがいが知ることとはできないが、歟沢はその背後に大規模な消費地を持たないため、米の多くはやはり富士川水運を介して岩淵へ運ばれ、さらに江戸や大坂に運ばれたのではないか。

冒頭でも述べたように、これまでの富士川水運研究は、甲斐国内の動向のみを主にその分析対象としてきた。しかしこうした米の動きの実態は、甲斐国内の米の動きだけを見ていてはわからない。これまでの研究の多くが、甲斐国内の、さらに年貢米か塩の輸送のみをその主な検討対象としてきたが、米ひとつをとってみても、実際にはかなり複雑な経路を経て歟沢などの河岸に至り、あるものは換金されて問屋の荷物として、あるものは換金されずに幕府や藩の御用荷物として、富士川を下されていったのであった。そのほかの商品荷物についても、また同様であろうと推定される。その動きをたどっていくのは至難の業であるが、今後も関係資料の探索に努めたい。

註

(1) 「水運」、「舟運」ともにこれまでの研究で用いられてきており、いずれであっても意味は大きく異ならず、どちらを用いても構わないと筆者は考える。しかし、あえていえば「水運」の語のほうが指し示す範囲が広く、例えば筏として富士川を下された材木など、富士川を往来した多様な物資を総合的に考えるためには「水運」の語のほうがふさわしいといえるだろう。

(2) 『山梨県立博物館調査・研究報告一六 富士川水運に関する基礎的研究』(二〇二三年三月予定)。

(3) かつて歟沢河岸が所在した富士川町歟沢(旧歟沢町)では、一九九五年以降、護岸工

事や道路敷設などにもなう発掘調査が行われてきた。『歟沢河岸遺跡』(山梨県埋蔵文化財センター、一九九八年三月)から『歟沢河岸跡VI』(山梨県埋蔵文化財センター、二〇〇八年三月)に至る一連の調査報告書などを参照。

(4) なお江戸時代前期に甲斐国・信濃国などに所領を有した甲府徳川家も、年貢米輸送に富士川水運を使用していた。本稿でみる中信地域だけではなく、甲府徳川家領が分布した北信地域についても、富士川水運と深いかわりを持ったことが推定される。

(5) 山梨県立博物館所蔵頼生文庫、歴二〇〇五―〇〇八―〇二四六四。館内データベースなどでの資料名は「歟沢村御米仕切帳」であるが、本稿では史料上の記述に従って「松本御米仕切帳」と呼ぶことにする。なお、史料の翻刻は前掲註(2)報告書に掲載予定。

(6) 省略・簡略化の最も顕著な例は日付と宛先である。寛保三年段階ではどちらも丁寧に記されているが、時期が下っていくと日付は「月日」のみ、宛先も「右御両人様」とされるほか、どちらも書かれない「目録」も多くみられるようになる。もちろん松本藩に提出した正文には、いずれも省略することなく記されていたのであろう。

(7) 本史料内ではその決算書のことを「目録」と称している。

(8) 『歟沢町誌 資料編』(歟沢町、二〇〇六年三月)、一〇四号史料(一〇六―一三七ページ)、一〇五号史料(一二七―一七六ページ)、一〇六号史料(一七六―一八八ページ)など。

(9) 寛保二年の決算がいつ行われたかはわからない。寛保三年「差引目録」において、松本藩への米の買取代金の上納が一月一日に始まっていることから、少なくともこれ以前であったと思われる。

(10) 「一俵一文ツ」とあるが、三〇〇駄、すなわち六〇〇俵の米の番質として六二四文が計上されている。手数料を含んでいるためであろうか。以降も、本来であれば「一俵一文」の番質と俵数は符合するはずであるが、多くの場合でズレが生じている。この点については後述する。

(11) その他「南部下ヶ」など、南部に送られ、そこで売却されている米もある。富士川水運における南部の状況については、不明な点も多い。今後の課題としたい。

(12) 溢米は「目溢米」と同義と考えている。『国史大辞典』の「目溢米(めこぼれまい)」の項を参照。

(13) 「拝借」は寛保三年の「差引目録」に二〇〇両、延享三年の「差引目録」に九五両と一〇〇両、寛延三年の「寛(雑用金請取)」に一九五両、それぞれ現れる。

(14) 宝暦三年「申御米御払」に「三百俵 忠右衛門御渡し」とある。

(15) 宝暦二年については、合計金額に銀高の記載がなく、銭で表記されている。そのため、同年の「御米買上目録」に銀一〇匁三分が七三七文とされているところから、銭一文

を銀一厘三毛九糸余りとして計算し、錢八二四文を銀一匁五分一厘五毛余りに換算した。

(16) 「御米」・「筵皮御米」のそれぞれにおいて「焼残米」として計上されている六五〇俵と五九俵を合わせると七〇九俵となり、先に見た「御米買上目録之事」の「焼御米」と同じ数になる。ここには消火活動に参加した者への手当や船の損料が含まれている。

(17) 鯉沢には諏訪高島藩・松本藩の蔵が存在したことがすでに知られている。例えば前掲註(8)史料では「諏訪御蔵」の存在が示されている。

(18) 前掲註(8)史料、寛延元年十一月二日付「寛」および同年十二月付「寛」。

(19) 寛延から宝暦にかけては、東北地方を中心に天候不順からくる凶作・飢饉が発生しているが、時期的に符合せず、このときの鯉沢でこれほど米価が高くなる理由はわからない。

(20) この阿藩の大坂廻米のようすについては判然としない。松本藩や諏訪高島藩の財政のなかで、鯉沢廻米がどれだけの重要性を持っていたかについて考えるには、藩財政全体を検討しなければならない。

(21) この点については松本藩の慣行を踏まえて判断せねばならないだろう。大坂廻米との比率とあわせ、今後の課題としたい。なお、本史料では若尾にある米にかかる番賃や蔵敷(保管料)が松本藩に請求されている事例も確認される(延享三年ほか)。そのため、少なくとも若尾には松本藩や忠右衛門に関係する蔵があり、一定量の米が確保されていたことがうかがえる。同じように葦崎や青木、金沢にも蔵があった可能性もあろう。

(22) 本史料中で、米の輸送について、俵数で表記しているのは、寛延二年に大坂屋から鯉沢に運ばれた米二八俵と、同三年に鯉沢から甲府に運ばれた米一一俵のみである。これらの輸送方法は不明であるが、船で運ばれているものとみられる。

(23) 本史料でも、鯉沢に運ばれた米の一部が甲府に持ち込まれているようすが確認できるが、量としてはごくわずかであり、江戸や大坂ほど米の消費が見込めるわけではない。

(山梨県立博物館)

白瀬南極探検隊員村松進の足跡

小畑 茂雄

はじめに

わが国における南極関係史には二度の大きな挑戦が刻まれている。一度目が白瀬(しらせのぶ)を隊長とする明治末の南極探検(2)であり、二度目が一九五〇年代の国際地球観測年(3)を期した南極地域観測への参加である。いずれも困難を顧みない人々の挑戦の軌跡であり、彼らの業績はわが国の科学史に重要な足跡を残し、同時代においては国際的な評価や、国民の意識の高揚をもたらした(5)。その一方で、当時の日本の国際的地位や経済力、調査・観測事業への国家的支援の不十分さなどから、その南極への旅はあらゆる面で困難極まる挑戦だったといえ、彼らの意識や業績の無二の価値が評価される一方で、わが国における未知の領域への調査・研究に対する意識や評価の低さを浮き彫りにしているともいえる(6)。



村松進肖像写真 個人蔵

この二度の南極への挑戦においては、いずれにも山梨県出身者が関与している。白瀬南極探検隊には、本稿で取り上げる市川大門村(市川三郷町)出身の村松進(7)、南極探検船開南丸の機関士のち隊長秘書として参加し、昭和の南極地域観測には、増田村(笛吹市)

出身の矢田喜美雄(8)が観測事業への参加への提唱者として名をのこしている。村松と矢田については、山梨県立博物館夏期企画展「たんけん！はっけん！南極展 壮大な自然と人々の物語」(9)において紹介したが、まだ十分にその動向は知られてはいないといえる。そこで、本稿においては、南極展で紹介した資料や調査状況を中心として、村松家資料など比較的資料状況に恵まれている村松進について、その動向を明らかにしていきたい。

なお、村松進の生涯と業績についての基本的な事項については、親戚筋にあたる村松定史氏にご教示いただいた。また、白瀬南極探検隊に関する事項については、白瀬南極探検隊記念館(秋田県にかほ市)の石船清隆氏にご教示いただいた。

一、村松進の履歴に関して

最初に村松進の人物像にまつわる基本的な事柄をみてみよう。村松家は、戦前から戦後にかけて郷土史家の中心的存在として活躍した村松志孝(蘆洲)(10)や、甲斐国に種痘をもたらした医師・村松岳佑(11)を輩出している。村松進は医家の系統の三男として生まれ、長兄は県病院長も務めた村松學佑(12)である。村松定史氏のご教示を中心に、村松進の略歴を表すと次のようになる。

明治十八年八月十八日 村松覺雄・なか夫妻の三男(第五子)として誕生
 明治三十二年四月 旧制山梨県中学校(のちの旧制甲府中学校)に入

学

明治三十五年三月 旧制山梨県第一中学校卒業⁽¹³⁾

明治三十九年 横須賀海兵団入隊

明治四十三年十月 白瀬南極探検隊入隊

明治四十五年五月 帰国

不明 南洋興業入社、マーシャル諸島ヤルト島勤務

不明 東京にて実業に従事

大正十五年二月 病にかかる

昭和二年六月十四日 死去

これらの経歴は、村松進の墓所である花園院（市川三郷町）にある墓石に刻まれている。このほか、村松家と進に関する事がらとして、父である覺雄の早世も挙げられる。

明治二十八年十月五日 村松覺雄死去

村松進の生い立ちのなかで、わずかに十歳の時に父を失ったことは、彼ら残された遺児たちの学業や成長に少なくない影響があり、母なかは彼らの進学や進路に大きな役割を果たしたことが、村松進の実姉小島みつじの手記「私の生母について」⁽¹⁴⁾にもあらわれている。小島の手記には、彼らの母なかは、きょうだいの進学の機会に後押しをしたことや、腕白な三男進の育児に手を焼いたこと、また南極探検への参加にも「村松家にはいまだ直接国家の為に力を尽した者は一人もない、大いにやってきなさい」と後押ししたことが記されている。

村松進の姪にあたる村松菊枝（學佑の三女）の手記⁽¹⁵⁾には、若き日の村松進について次のように記されている。

進叔父は生来平穩無事な生活に甘んじられない人であったように思われます。そのため甲府中学校を卒業後、横須賀海兵団に入りましたが、その間祖母のなかや長兄學佑（私の父）を大分手こずらせたらしく、当時病院を

経営していました父はある日患者さんから「先生の弟さんが馱で切符切りをしていますよ」と告げられてびっくりして了ったとか。あれには弱ったと後年母が述懐していました。

これら村松家の女性たちの記録によって、村松進の活発な人柄が垣間見え、南極探検という道へとつながる人物像の一端が感じられないだろうか。

家族からの視線の村松進という人物の輪郭がみえてきた一方で、まだよくわからないのが、村松進の学業から就職、白瀬南極探検隊への入隊にいたる経歴である。墓碑銘には明治三十五年（一九〇二）三月、旧制甲府中学校卒業とあるが、同年の同校の卒業者名簿には石橋湛山（二年落第しての年次なので村松進とは厳密には同級ではない）や、のちに甲府市長を務める新海栄治の名前があるが、この名簿に村松進の名前はみることができない⁽¹⁶⁾。前後数年についても同様であり、村松は卒業を待たずに途中で退学するような、何らかの特殊な事情があったのかも知れない。いずれにしても、同校の関係資料を中心に、今後調査すべき課題となっている。

横須賀海兵団での村松進の動向についても、管見の限り関係する資料を見出すに至っていない。村松進にとって、この海兵団（海軍）経験こそが、機関士としての白瀬南極探検隊への参加につながる経歴となるので、今後の重要な課題といえるだろう。

村松定史氏は、白瀬南極探検隊に応募した隊員のメイカルチェックをした医師の名前に「村松」の名を見出し、これは村松進の実兄である學佑である可能性を指摘している⁽¹⁷⁾。白瀬探検隊において書記長の職にあった多田恵一の『南極探検私録』の「船員決定」の項には、「以前発表した資格を具備し、其履歴の比較的良好なもの二十餘名に召集状を發して、十月廿七日午前九時から帝國醫科大學入澤内科で其体格検査を行ふことゝなつた。検査醫は伊賀、村松、田澤の三醫學士で、此中の合格者十名の中から即日仮採用に決し、入渠中の用船補修の勤務に願ひしものは左記氏名の者であつた。」（※傍点は筆者による）と、出港一ヶ月前のセレクションの内情を記述している。

村松定史氏が併せて指摘されているように、村松進と南極探検の出会い、兄の関与によるものだったのかも知れない。白瀬轟の名刺帖¹⁹⁾には「医学士 村松敏三」の名刺（敏三は學佑の実名）が綴じられており、これは白瀬と學佑の關係性を示唆するものでもある。ただし、後述するように白瀬は南極からの帰国後、甲府桜町の村松學佑邸を訪れており、白瀬と學佑の交友についての時期や程度に関する分析と評価は、今後の調査の課題といえるだろう。

二、村松進の南極探検 その航程・豪州・南極

村松進を南極探検船開南丸の船員として擁した白瀬南極探検隊は、明治四十三年（一九一〇）十一月二十九日に東京芝浦港を発した。まず、彼らの一年半と三万マイルにもおよぶ行程を略記してみよう。

○明治四十三年

十一月二十八日 白瀬隊送別式

十一月二十九日 開南丸、東京芝浦港を出港

○明治四十四年

二月八日 開南丸、ニュージールランド・ウエリントン寄港

二月十一日 開南丸、ウエリントン出港

三月三日 南極圏に入る

三月十四日 南緯七四度一六分東経一七二度〇七分附近の氷海で前進を断念

五月一日 開南丸、オーストラリア・シドニー寄港

隊員らはシドニー郊外でキャンプ生活

五月十七日 野村直吉船長ら一時帰国

九月二十八日 一時帰国の多田恵一ら甲府来訪

十一月十九日 開南丸、シドニー出港

○明治四十五年（大正元年）

一月十六日 南極初上陸、附近を開南湾と命名
一月二十八日 白瀬ら突進隊、南緯八〇度〇五分西経一五六度三七分附近に到達、附近を大和雪原と命名

二月四日 南極を離れる

三月二十三日 開南丸、ウエリントン寄港

三月三十日 白瀬、村松進ら別船でウエリントン出港（シドニー行き）

五月十六日 白瀬、村松進ら日光丸で横浜着

五月二十日 村松、武田輝太郎学術部長と甲府に入り講演

六月二十日 開南丸、芝浦に帰港

八月二十日 白瀬ら甲府で講演会、村松學佑邸を訪問

白瀬南極探検隊の芝浦出港の際には、村松進の地元の「山梨日日新聞」が次のような記事を掲載している。²⁰⁾



出発前の村松進 個人蔵



南極探険記念絵葉書(南極探検船開南丸)

山梨県立博物館蔵(村松家文書)

●探検隊と村松氏

南極探検隊の一行に加はりたる本県出身村松進氏は、一昨日出発したるが、これを見送りたる在京内藤松影氏よりの通信によれば、其意気や頗る壮烈、初めは単に船員たりしも、出発に臨み特に上陸隊、即ち決死隊に加はりて血判せりといふ。尚ほ、村松氏は発程に臨み、左の二首を示されたり。

搭開南丸上南極探検之途賦此

涓滴未酬家国恩。壮心遮莫此躯存。

凶南三萬八千里。意氣衝天出海門。

同

不期此行身命全。赤心唯誓報語賢。

悠悠極地知何處。笑上南溟萬里船。

峽雲 村松進

(明治四十三年十一月三十日付)

かくして、南極探検の旅に踏み出した村松進の南極探検船員、そして南極探検隊員としての軌跡は、隊長である白瀬と絶妙な距離感でみることが出来る。村松進はもともと探検船員で機関士という、南極探検本隊の要職でなかったにも関わらず、中途で白瀬の隊長秘書に就任する。さらに南極大陸内部を目指す白瀬ら突進隊五名のサポートを担い、南極での上陸根拠地を守る観測隊二名の一員にも就いている。そして、白瀬とともに先行

帰国する一員にもなっており、村松進は隊長白瀬の極めて近い立場を占めるようになるのだが、一方で後述するように白瀬と袂を分かつこととなる書記長多田恵一とも、帰国する直前まで強い友誼で結ばれていることが興味深い。多田は、帰国後の著書『南極探検私録』において、村松進の人となりについて、次のような記述を残している。

甲板上に踞して得意の曲を奏ず、聲のよき土屋運転士、村松機関士、藤平火夫、吉野隊員の諸君もまた来集して俗曲に合唱す(明治四十三年十二月十日)

暮の大関は村松と乃公(明治四十四年一月十六日)

南極を目指す旅は、人々にとって今も昔も荒波の航海の困難さを乗り越える過程でありつつ、その長期間ゆえの無聊とのたたかいかでもあった。彼らはその一面では長く退屈な旅をさまざまな工夫を凝らして乗り切ったが、そのなかで村松進は歌曲などの芸で目立つ存在でもあったようだ。また多田と並ぶ囲碁の名手としても君臨し、多田とは囲碁を通じて多くの時間を共に過ごしていたようである。

村松進の芸達者ぶりは、多田の『南極探検日記』にもたびたび記されている。次でいろいろの隠し芸が出る。藤平船員の義太夫は秀逸、土屋運転士の薩摩琵琶、吉野隊員の同じく薩摩琵琶共に巧妙。渡邊水夫の伊予節は御国自慢の一ツ、村松機関士の手踊、これは本人嘗て新俳優を志願した事があつたといふ文、若干の素人離れがして居る。(明治四十四年一月二日)

沐浴が畢つて、夕食後は月下で、義太夫のおさらへが盛、藤平、村松、吉野の各太夫が白眉である(明治四十四年一月十四日)

(シドニー滞在中、在留日本人の来訪の際) 其後餘興が始まる、蓄音機を始として、藤平火夫の義太夫、村松隊員の手踊、三井所君の劍舞、吉野隊員の薩摩琵琶、予の詩吟と尺八、何れも長途の航海中、鍛錬の功を積みたる丈あつて、新来の聴衆をして、大なる拍手喝采を払はしめた。(明治四十四年五月六日)

歌以外にも手踊りの達者ぶりが、隊員のなかでも指折りであることが記されている。村松進は趣味人というよりも、芸事で身を立てる志向もあつたことが示唆されている点が、彼の人物像を考えるうえでも興味深い。

囲碁については多田が自らと隊員中の双壁となぞらえるほどの腕前だったようで、隊長の白瀬も『南極探検』⁽²⁵⁾において「午後将碁の会合あり、多田書記を筆頭に村松高取酒井高川諸氏が剛の者だといふ」(明治四十四年一月二十九日)と記している。多田は村松進を余暇の囲碁の好敵手として、時にはつまみ食いなど逸脱の盟友として、長い旅路のなかでかなりの時間をともに過すさまを、『南極探検日記』にたびたび記している。そして、それは多田が白瀬との溝を深めることとなる南極からの帰途まで続くのである。隊長秘書で明らかに「白瀬派」である村松進の多田との交友は、自ら党派に囚われず、また周囲からも偏向視されない、村松進の開放的な、あるいは恬淡とした人柄を想起させる。それでは、『南極探検日記』にみえる、多田と村松進との親交ぶりをみてみよう。

囲碁での大関は村松機関士と予とである、今日も村松君と二番試みて互に一勝一敗の紛^(か)であつた。(明治四十三年十二月十一日)

村松機関士は不快だといつて昨日から休養して居る。熱らしい。村松君は予と囲碁の好敵手である、驍將に休まれては何となくものさびしい。「碁敵は憎くさも憎し可愛らし」とやら川柳で見たが、全くだ。

午後は船首室では将棋が盛、何しろ大関はかく申す乃公、高取と村松が関脇、酒井が小結、前頭筆頭高川、次は安田、釜田、西川、吉野、三浦、渡

邊とマアこんな順序だ。(明治四十四年一月二十九日)

餘興の美人絵ハガキ展覧会で鬱を散じた。(略) 結局、武田、西川、渡邊水夫、吉野、村松の所持が順次優等品と極はつて、隊員から微賞をもらひ、大に自惚心を發揮して居る。(明治四十四年十一月二十七日)

夕食後、村松と囲碁す一局丈けやる、一目の差で彼れに、勝を占められたのは遺憾である。彼れの鼻の高きこと数尺。(明治四十四年十二月十三日)

腹が空いたので厨夫部屋に行くと今日は生憎残飯がないので、いろいろ捜索の結果素麺の五六把あるのを発見して、夜食党の相棒村松と二人で素人料理にこれをううると、二人共初めての経験としては甘く出来上つたので早速バクツク、が併しお汁はダシがないので若干不味いが、食事時間以外の間食とあつては我儘もいへぬ次第である。(明治四十四年十二月二十七日)

予は村松を相手に夕食まで囲碁したが、今日は勝敗相半ばした。今後は得点を記入して、どちらが多く勝星を占めるか、累計して見ようといふことにした。何しろ本船では他は予等以上の筑党であるから、にくさもにくしまた可愛いといふ、好敵手ときたらこの兩人丈である。正に是れ当船の信玄と謙信である。(明治四十五年一月八日)

午前三時夢が破れて、空腹を感じるので、厨夫室に行くと、これも同様で起きた、村松と共に塩鮭を焼いて、將に凍らんとする冷飯を温ためて飢を醫し、ストーブに温まつて、又寝る。(明治四十五年一月十八日)

午後、村松と囲碁して、昨日の敗を雪ぐ、これから又囲碁敵が合したので日々火花を散らすことゝなる。(明治四十五年二月六日)



「明治44年9月写之 濠洲シドニー郊外キャンプに於ける南極探検隊員」個人蔵（後列左から山辺、村松、花守、武田、吉野、三井所、前列左から白瀬、西川、渡邊〈近〉）

予は村松と約して廿五回の勝星を決勝点として、シドニー出航以来、黒白を闘はしつゝあつたが、今日の第四十三回目の手合に於て、遂に敵をして墨を奪はれてしまつた。一時は十一勝迄得た予も、近來腦力を腐らした故か、脆くも敗軍となつてしまつた。将基に於ては数等の兄たる予も、囲碁では一籌を輸さなくてはならぬことゝなつた。開南丸中の囲碁と来たら、非常なる間隔がある。予や村松に二子或は三子を置かしむる、三井所君に、西川は九子を置く、(略) 而も大関たる地位にある我等兩人が、初段に七八子を置くといふ有様では、餘りに熱を吹かれぬ腕前で□る(明治四十五年三月十三日)

このように、多田が一時帰国した半年余りを除いて、村松進とはかなりの時間を共有していたさまがうかがえる。そこには、同好の士としての親愛の情を超えた信頼があつたかみえる。しかし、南極からの帰途、日に日に悪化する多田の白瀬への感情と関係のなかで、村松進に関する記述は少なくなつていく。

南極からの抜錨もない明治四十五年二月十七日の記述には、「午後隊長は西川、吉野、村松三隊員を集めていろいろ談ずる処があつた、例の卑屈な心を満足する相談の由、渡邊と余とは興からず、何処迄も除外例さるゝのである。」との記述がある。そして、明治四十五年三月二十七日には、「今回この地から隊長は武田、村松両君を連れて帰る、池田、田泉両君は、衰弱の

為め同伴す」と多田は記し、開南丸を置いて先に帰国する白瀬とのあいだの溝は決定的なものとなるのである。

夜更けて村松君と当分最終の囲碁を試みた、互に二勝二敗一汾にて勝負なしであつた。(明治四十五年三月二十八日)

最後の多田と村松進との対局の記録は、別離の前々夜、このような簡潔な記述で終止符を打たれている。

ちなみに、多田は一時帰国中、村松進の郷里である山梨を訪れ実兄の村松學佑(歟三)らと会っている。「甲府市の遊説」との項で次のように語られている。

明治四十四年九月二十八日

午前五時出発、甲府に向ふ。午前十一時甲府着、米倉旅館に投宿、天生目氏と会した。午後各新聞社及村松隊員の阿兄(歟三)氏の甲府病院を往訪した。そしていろいろ馳走になりつゝ、家族と物語つた。午後五時、市会議事堂に於ける、全国商業会議所、役員会議席上にて、甲府商業会議所長、内藤氏の紹介で、一場の探検談をなし、尚未だ遊説せぬ地方の諸氏に対し、義金募集方の尽力を乞ふた。天生目氏も出席した。夜は山本節氏、村松覺夫氏等来訪、いろいろ打合をした。

明治四十四年九月二十九日

午前中、村松覺夫氏と同道、知事、市長、若尾氏、其他市内有力者数氏を歴訪して、後援会甲府支部設立の件に付、尽力を乞ふた。午後甲府中学校及同師範学校で、一場の演説を試みた。生徒の外に有志者も、多数傍聴された。

午後五時、甲府を出発、帰京の途に著く。午後十一時飯田町着。

多田は甲府で開催の会議にて探検隊への協力を訴えるために訪れたようだが、學佑のほか、次兄の覺夫や山本節(峽雨)、若尾(逸平か民造かは不明)

とも面会しており、探検隊をめぐる學佑を中心とした山梨の人脈や、当時の山梨での南極への関心度を考えるうえで興味深い。資金難に陥っていた白瀬南極探検隊（南極探検後援会）の広報の一環として、このような来訪を甲府政財界に対しておこなった裏には、山梨における指折りの有力者であった學佑の周旋によるものであった可能性もあり、今後の調査の課題であるともいえる。

そのほか、多田をはじめとする他の隊員の記録からは、村松進の隊員としての力量や役割についても垣間見ることが出来る。多田によれば村松進の探検船員から探検隊員への異動は往路の船中で既に懸案とされていたようで（本章冒頭引用の新聞によれば出発の当初に決死隊への加入に血判とあるが）、シドニー到着後に正式なものとなったようだ。白瀬轟の『南極探検』には「あまり長閑なのでボートを降ろしてまた信天翁あほうどりの猟に出かける者もある。銃猟の名手は三浦、西川、村松、多田の諸氏。但し百発百中は受合れぬ。」（明治四十四年四月十六日）とあり、銃の名手としての定評もあつたようで、食料や標本の調達のための狩猟に力量を發揮している。多田の『南極探検日記』には、囲碁や問食の友にとどまらない村松進の姿も描かれ、その観察眼によって危機を回避した実例や、器用ぶりを示すエピソードも記録されており、マルチな実力と存在感をもつた隊員像が目につく。

今日も風波静穏、昨夜遅く迄起きて居たので寝坊して出て見ると、村松は珍ら敷早起して今朝のサンライトを見た、頗る美しかつたと話す、（略）又村松は此朝ペンギンの叫聲を耳にしたといふ（明治四十四年十二月五日）

ソレナラ後方に居る村松、花守等の一隊と協力してウオークせんものと、其方向に行きかけると、村松は突然叫び出した。今我々の乗つて居る氷が將に割れて離れつゝあるのを警告したのである。スワコソ大事とヘコタレ先生も腰をあげて一目散、もう二三分遅いと離れ小島となる処の、危険なる場所からヤツと安全界に遁れ入ることが出来て、恐怖と滑稽の両レコードを作つた。（略）村松の注意がなかつたら、今頃は新式の鬼界が島となつ

て助け船を呼んで居る処である。不面目く（明治四十五年一月十八日）

今日、機関長と村松とは、蓄音機の破損したのを修繕すべく、終日力めたが、遂に成功しなかつた、適当な修繕具さえあらば、直るのであつたが、多大な労力も無駄に帰した。（明治四十五年三月二十一日）

多田の視線が中心ながら、こうした記録から、隊員のなかでの村松進は、その才覚や器用さによつて、白瀬や多田だけでなく、多くの隊員と協力や信頼の關係にあつたことだろうと想像できる。他の隊員と村松進の關係を知る手がかりとして、日本人最初の「南極料理人」であつた渡邊近三郎から、戦後になつてから村松家に宛てた手紙26が残っている。

前略七日御手紙忝く拝見、本統ミヤコに惜しく存じます。私達一行廿七名ノ内大部分他界せられ、現存者は七名と云ふ心細さに成りました。せめて吾等生存中に他界せられし隊長以下の慰靈祭位行る度とは思ふつゝ、数年を過ぎました。貧者の私たちにわ唯心に思ふのみ、実に残念に思ひ居ります。偕とも村松氏とわ存命中特に親しみ深く、氏が新宿に行かれた時、又本郷に居住の時などの思出でわ殊ノ外深く感ぜられます。何れ其内隊船員諸氏の慰靈祭執行の時も来ると思ふ。其節わ御出席を願度存じます。私達の連て行た犬も可哀想でした。どうか村松氏も地下で喜んで呉れる事を祈て居ます。

村松進と渡邊は年齢も近く、同じく内陸県の出身（渡邊は岐阜県出身）で、隊員中での立場も近く、共に行動することも多かったことから、特に親しみが深かつたのだろう。書簡が交わされた二年後の昭和三十五年（一九六〇）十一月二十九日、「白瀬南極探検隊五十年祭」においては、渡邊は元隊員としてあいさつをしているが、村松家資料に残されている当日に配付された名簿に、「渡邊氏、最もよく進君のことを知つてゐました。」とのメモ書きが残されている。27なお、渡邊の「南極料理人」としての活躍ぶりは、「婦人世界」に連載された「南

極探検隊の料理日記」にその一端をみることができる。

村松進も、渡邊と同様に南極探検での体験を雑誌『成功』に連載している。⁽²⁸⁾「南極探検隊の濠洲キャンプ生活」と題し、ユーモアを交えてその暮らしぶりを綴っている。村松進自身のことを記した部分や人となりを示している部分を抜き出してみる。

(隊員らのニックネームの由来について解説し)最後の我輩に至つては元来の悪戯者、数々の別尊号は勿論併有するの光栄を保つも、餘り長文に亘るを以て省略する。まづ大略は上記の如くで、其の協議方法は如何にと云ふに、毎週の日曜日午前開会の雄弁会席上にて、先週に起つたる事件を審査し、多数決を以て議定し名命式を行ふのである。(『成功』一二二(一))

以来本隊は如何なる所以か、宗教は仲々盛にて、何れも熱心なる信仰を持つのである。隊長の軍隊教育兩勅語の奉読、及真宗の歛勤を初め、武田氏の高天ヶ原、三井所氏の真言宗、西川氏の日蓮宗、吉野氏のアーメン、渡邊氏の禅宗、我輩の孔孟宗と云ふ具合にて、読経御祈禱の聲は静浄新鮮なる朝の空気に響きて、荘嚴なる気室内に満ち渡るのである。(同)

凡そ大事業を成さんとすれば、先づ大困難に打ち勝つの勇気を養なければならぬ。而して大勇者にして尚且時に利あらざれば、亦意外の失敗を招く事がある。此の時に於て失敗を失敗とせず、再び立つのは真の大勇者にして、將た成功すべきものである。(同)(※傍点は筆者による)

村松進は自らを「悪戯者」と表現し、多くの「尊号」を奉られていることを記している。このことから、彼の隊員間での役回りを窺い知ることができよう。各隊員の信仰についての記事では、自身は「孔孟宗」であるとしたり、後の記事では「無宗教者」とも記している。また、勇氣と成功についての意見においては、記事の趣旨や「再び立つ」べき白瀬隊が追加の支援を必要としてい

る状況を踏まえたものであろうことが読み取れる。とはいえ、ウエリントンから目指した南極は到達できずに終わり、再挑戦に向けてシドニーでキャンプ生活を送るといふ雌伏の時というにはあまりな現状のなかで、あくまで前向きに捉えて再起をめざす、村松進個人のみならず行動哲学を示している言葉ともとることができる。

『成功』への連載は、オーストラリア・シドニーでのキャンプ生活から、南極での体験に場を移して、「南極探検隊員滑稽談」として続き、観測隊として南極上陸後の根拠地を守っていた際、宿営中にカラフト犬の躰に驚愕したエピソードや、開南丸のトイレにまつわる事件についてコミカルに記している。さらに連載は「南極探検隊員開南丸航走中の生活」と続き、水や食料の厳しい制限と工夫、船内の匂いや雨漏り問題などを紹介している。

処が怪しい聲は依然として耳朶に入る、ハテナ・・・、何だらう、自分は此南極まで決死の覚悟で来た男である、不審な聲を聞いて其正体が判らぬと云つて捨て、置くなぞは、隊の名譽にも関する訳である、イザ来れ、何物でも来れ、と覚悟して聲する方に近づいた、すると怪しい聲は益々高い響く、そこで私は満身の勇氣を鼓して、ツト怪物に近づいて見ると、何の事だ、それは樺太犬の先生、よい心持になつて居眠りの最中、即ち猛獣の聲と聞いたは、犬先生の躰声であつたので、吾乍ら滑稽なのに、覚へずカラ／＼と哄笑した(『成功』二三(三))

少し尾籠の話で恐入るが、開南丸の便所では、可なりの滑稽が演ぜられた、何分二百〇四噸といふ小帆船、大切なルームを便所などに十分に割くことは、到底許されぬ贅沢である、そこで宛で犬小舎同様の狭苦しい一画が拵へられて、用便すると直ちにそれが海水に吸込まれる仕掛、それが浪の荒い時は、チャブンと便所の口から浪が逆襲して来るといふ始末、此不便極まる処を、誰か便所と命名したのかと、私は「開南丸一ト口嘸」の一に加へて、傑作との高評を博した次第である。(『成功』二三(三))



『南極記』 個人蔵

『日に一合の水では、仮令猫式としても、洗面上既に不足である、やつと口噓ぎが関の山ぐらいのものだ、だから僕は明朝から一切洗面を廃めて、犬の仲間入をする覚悟だ、ニアニ南極へ着きさへすれば、雪解の水は幾らでも飲める』など、口には云つても、実際は泣き出した位である、入浴は最早絶望である、洗濯なども固より絶望である、今よりは半風子の先生、嘸かし殖民の繁栄を来す事であらう、斯かる境遇に立つて、始めて眞の困苦欠乏の苦味を嘗める、之も人生一の修養と云はゞ云ふものゝ、サテく辛い修養ではあるまいか、殊に三井所衛生部長外二三名の如きは、十年來励行し来つた冷水摩擦をも廃せねばならぬのである。

就中、最も気の毒の情に堪へないのは、白瀬隊長の生活である、隊長は曾年、北洋探検に際し、寒い千島の絶涯で越冬すること数回、其間猛熊を屠つては其生肉を喰ひ、其生血を嚙つて暮したが、それ以来は寒中でも、単衣一枚で凌げる程の体温を保ち、嚴冬未だ曾て火鉢を擁したこともなく、茶も飲まねば酒も飲まず、只だ三百六十五日の朝な夕な、冷水さへあれば事足りて居る、而もそれが隊長に取ると、宇治の玉露よりも、灘の正宗よりも、より以上の甘露なのである、米の飯よりも大切なのである。(『成功』二三(四))

以上のように、村松進本人や多田恵一ら隊員の記録を中心に探検中の動向をみることで、村松進像を考察してきた。これまで、村松進の南極探検隊における活躍については、機関士や隊長秘書という地位は探検隊の組織において下士官クラスだと想像されることから、『南極記』などの公式的記録からはほとんどがわからないことができなかった。しかし、これらの隊員の残した記録や記

事によって、ある程度の村松進個人の活動の状況やその志向するところを知り得ることができた。これらの資料からは、村松進という人物が、白瀬南極探検隊において探検の実務だけでなく、組織の構成上や人間関係の構築においても、欠かせないポジションを確立していたようにみることが出来る。今後は、さらに村松進像を掘り下げていくために、村松本人に関わる資料のさらなる発掘と、その調査や研究が必要であるとともに、別の隊員からみた村松進についての検討も広く進める必要があるだろう。

三、帰国後の村松進

村松進は、隊長の白瀬轟らとともに、ニュージーランド・ウェリントンにて南極探検船開南丸から離脱し、オーストラリア・シドニーを経由して、日本郵船日光丸にて帰国の途に就く。

『山梨日日新聞』は、帰国の途に就く彼らについて次のように報道している。

●白瀬中尉シドニー着

東京日々新聞に達せる、濠洲シドニー通信員よりの電報に曰く、白瀬南極探検隊長は、学術部員武田、池田、秘書村松、活動写真技師、病人一人を伴ひ、極地にて得たるペンギン鳥三十羽、鉱物標本其他の土産物を携へ、当地に到着せり。(探検の経緯略)

白瀬一行七名は、郵船日光丸にて来週帰朝する筈。すべての探検模様は、活動写真に撮影せり。

(明治四十五年四月七日付)

白瀬らが一足早く帰国するなかで、南極から開南丸の探検隊一行がウェリントンに到着した直後には、多田恵一の記録に次のようなものがある。

たゞ今日、遺憾とするのは、後援会から一通の音信も、着して居ない事で



日光丸絵葉書 個人蔵

を果たした明治四十五年（一九一二年）五月十六日の「山梨日日新聞」に次のような記事が掲載された。⁽³⁴⁾

●探検隊と村松氏

▼日光丸は本日横浜着

鵬程正に一萬里、氷の海にペンギン鳥啼く南極の探検を企て、あらゆる苦艱と戦ひて目出度く目的を達したる白瀬中尉、並に本市桜町村松鍬三氏令弟進氏等の一行を載せたる日光丸が、十二日午前十一時三十分九州長崎港に帰着せることは既報の如くなるが、記者昨日桜町村松氏を訪ひたるに、鍬三氏は用事旁々進氏出迎への為め横浜に赴きたりとの事に、更に家人に就て聞けば鍬三氏の嚴父なるべし半白の老人出で来りて莞爾として記者を迎へ、「昨夕神戸から電報が参りまして、十六日正午横浜へ入港するから衣類を持つて迎へに着て呉れといふて来ましたので、恰度東京にも用事があ

ある。村松に丈け僅か一通の、家信があつたのみで、これ丈は後援会のぬかりであるか、一行も最も遺憾とする処であつた。（明治四十五年三月二十三日）

資金難の探検隊にあって、食料や燃料もギリギリで寄港地に到着した一行にとつて、支援する南極探検後援会からの連絡が入っていなかったことは彼らを不安に駆り立てたことだろう。そのなかで、村松進には実兄村松學佑ら実家筋からの連絡が入電していたのである。

りますので今朝早々に出掛けました、最近の便りと申しましても先々月頃シドニーから葉書が参つた許りで御座います故、甚麼様子かよくは判りませんが、特に着物を持つて来て呉れなど、申します所によれば、長い間の航海に衣類も何も滅茶々々になつて了ふたと見えます、何しても無事で還つたのは何よりの事と申すの外なく、後援会の方へも行かねばならぬだらうし、残つた一行が開南丸で帰る迄は帰郷する事は出来ませぬ、従つて何時頃甲府へ来るかは判りませぬ」云々と、忍び難き喜びの色溢るゝを見受けたり。

（明治四十五年五月十六日付）

記事中の「鍬三氏の嚴父なるべし半白の老人」は、鍬三（學佑）と進の父である覺雄は亡くなつていたので誰のことかは判然としないが、學佑が横浜へ出迎へに赴いたことや、帰国の際の村松進の状況をうかがい知れる記事である。その後も「山梨日日新聞」では数日にわたつて白瀬らの帰国に関連した記事を掲載し、その盛り上がりそのまま、探検隊学術部長武田輝太郎と村松進の甲府への訪問とその歓迎会、旧制甲府中学校での講演会の開催、横浜への出迎へから甲府に帰つた學佑へのインタビュー記事を掲載する。

學佑へのインタビュー記事は、五月十九日・二十日に連載された長文のもので、村松進の帰国時の状況や、水不足や南極の地形や気候、過酷な探検の状況を中心とした内容となつてゐる。そのほか、カラフト犬の南極への置き去りの実情や、南極で撮影した記録映画のハイライトとなるはずの南極への上陸シーンが、長崎での税関の不手際で露光して台無しになつたことなどが記されてゐる。

村松進らの凱旋歓迎会については、五月二十日に武田・村松らが来着し、甲府中学校において講演会と甲府商業会議所による望仙閣での歓迎会の開催されることを報道している。そして、五月二十二日から二十五日にかけての四日間にわたり、「渺茫たる海原を南へ南へ！ 村松進氏の探検談」と題した、村松進が登壇した講演会の内容をそのまま紹介する長文の記事を掲載している。

その後、「山梨日日新聞」では、開南丸が帰国する六月二十日前後も南極探検隊の報道に紙面を割いている。

そして、元号が明治から大正に改まる激動の夏、同紙は帰国間もない探検隊長白瀬轟らが甲府を訪れることを報じる。当初は白瀬の来訪ではなく、南極探検隊の記録映画の地方第一陣の甲府での開催を報じるものであった。⁽³⁶⁾

演藝日より

▲南極探検活動写真 白瀬南極探検隊一行の探検実況を写したる天下第一品の活動写真は、浅草国技館にて映写し一般の観覧に供しつゝありしが、地方興行第一着として当地へ来る筈、日取は多分本月十七八日なるべく場所其他は猶ほ未定なり

(大正元年八月十三日付)

そして、開催の初日にあたる大正元年八月二十日には次のような記事が掲載された。⁽³⁷⁾

●南極活動写真会

▼本日より三日間巴座に於て

白瀬中尉の南極探検隊写真班の撮影したる活動写真は、今二十日より二十二日迄三日間、昼間は午後一時より、夜間は午後六時より開会の事に決し、村松進氏は既に準備の爲め数日前入映し居り。野村開南丸船長は昨夜入映し、帝王ペンギン鳥、南極鷹等の実物を示して、親しく極地探検の講演をなすべしと、右活動写真は畏くも天皇皇后兩陛下の天覧を賜り、皇儲殿下各宮殿下の台覧の榮を蒙り御感賞を忝うしたるものにして、曩に浅草国技館に於て開会し大喝采を以て迎へられたるものにて、今回広く全国巡業の事に決し、先づ第一に本県に來りたるものにして、極地の壯觀偉觀目前に見るが如くなりといふ。

活動写真会については、同紙に広告が八月二十一日・二十二日に掲載され、二十一日には白瀬の甲府への来訪を報じる記事、二十二日には開南丸船長野村直吉の講演の内容を掲載している。⁽³⁸⁾

●南極探検隊長來る

南極探検隊長白瀬中尉は、同隊開催に係る活動写真講演に関する用向にて、昨日午後三時甲府駅着列車にて入映したり。

(大正元年八月二十一日付)

●野村船長の談



南極活動写真會廣告

(「山梨日日新聞」大正元年8月21日付)

南極探検隊員村松進氏の令兄村松甲府病院院長は、一昨日入映せる白瀬隊長及び野村開南丸船長の爲めに、同夕市内各新聞社長及び綿引竹次郎氏、川上医学士等を三省樓に招待したるが、席上白瀬隊長は探検の由来及び苦心談をなし、中途以後後援会と意思の疎通を欠き、後援会は探検を助くるにあらずして、殆ど探検の主人の如く種々の命令を發し爲めに、探検隊は当初の目的通り極に達する事能はざりしも、シヤツクルトン氏以下が不可能となせる三百尺の氷壁登攀を遂げ、而もアムンドセンが三四十尺の氷壁登攀に数日を要せるに對し、三百尺の登攀を二昼夜半に遂行し、兎も角も南緯八十度五分迄進みて幾許の研究に成功せるは、中心私に愉快を感じる所なりと説き、更に後援会の干渉及び世人の非難も、要するに探検の実績を挙げしめんとせる結果なれば、予等は寧ろ之に感謝するものなり、と述べ終つて、野村船長より航海苦心談ありたるが、南極探検隊が仮令何等の功なかりしとするも、僅々二百噸の小船を以て無事南

極の航海を完うし得たるは、海国のために気を吐くもの、而も船長の談中未だ世に知られざる事実あるを以て、左に其要点を記さん(略)

(大正元年八月二十二日付)

このように、白瀬南極探検隊の帰国後の活動が、いち早く甲府で開催されたのは、ホスト役を村松進の実兄である村松學佑が担っていることから、白瀬の南極探検事業において村松兄弟が一定の存在感を有していたことを示唆している。白瀬は公式なレセプションのほか、甲府桜町の村松家を来訪しており、學佑・進兄弟と學佑の二人の息子、船長の野村らとともに撮影された写真が残されている。



白瀬が村松家でしたためたものと思われる書
山梨県立博物館蔵(村松家資料)

この活動写真会で使用された南極で撮影された映画は現存し、作品としては「日本南極探検」と題され、帰国後の白瀬による講演会活動にも使用され、現在は東京国立フィルムセンターなどにプリントフィルムが保管されており、国

立映画アーカイブでも閲覧できる。⁽³⁹⁾

また、活動写真会でも披露された南極のペンギンの剥製についても現存しており、村松進が遺した剥製が山梨県内の個人に所蔵され、「たんけん！はっけん！南極展」でも展示のご協力をいただいた。

白瀬南極探検隊は多数のペンギンを捕らえているが、南極でのペンギンの捕獲には、村松進も活躍を示しており、多田の「南極探検日記」にも次のような記述がある。⁽⁴⁰⁾

第二遊撃隊は村松、花守、吉野の隊員と渡邊水夫とによって組織され、今進撃中である、(略) 後隊長船長以下全員、前甲板に並んで、今日の捕手一同は各片吟を抱ひて、前列に並び、記念の撮影をした。(略) 片吟鳥捕獲西川、村松、渡邊、吉野各勇士連の気焔、花守山邊の海豹談で打興じつ、夕食を美味しく喫した。(明治四十五年一月五日)

多田の詳細な描写によって、現存する別掲の写真は、まさにこの捕獲作業の



南極探検隊記念絵葉書 山梨県立博物館蔵
前列右端が村松進、多田の記録通りペンギンを抱いた捕獲者たちが最前列に並ぶ



「たんけん！はっけん！南極展」で展示された
村松進が持ち帰ったアデリーペンギン剥製

のちに撮影されたものとみることができる。

「たんけん！はっけん！南極展」ではアデリーペンギンとコウテイペンギンをあわせて一〇羽展示しているが、村松進らが持ち帰った剥製は、近年の学術的標本と比較しても遜色のないプロポーションを保っていた。それは多田の次のような記録に裏付けられる。⁽⁴³⁾

高川水夫長は、いつしか片吟鳥の本剥製を畢つて、船艙の上に飾つて居る。傍に生きた実物が居る丈け、真に近いものが出来上つた。何しろ道具がないのと速製だから最上とはいかぬが、不出来でもない。(明治四十五年一月七日)

設備も技術も経験すらないなかで、はじめてのペンギンの精巧な剥製をそれなりに製作しえたのは、まさに現地で生きたペンギンをお手本として製作したからにほかならない。

村松進らもたらしたペンギンの剥製の来歴については、先に紹介した村松菊枝の記した回想にみることができる。⁽⁴⁴⁾

戦前私の生家は甲府の桜町にありましたが、その座敷の床の間の片隅にガラスのケースに入った剥製のペンギンが立っていました。もの心つく頃から見慣れていましたが、一度そのふっくりしたおなかを撫でてみたくて、ある日そつと重いかぶせ蓋をとって、白いおなかと黒い背中に両手をあててみました。ところがその埃臭いことと息がつまりそう。びっくりにして撫でるところかそうそうに蓋をしてしまいました。このペンギンは白瀬南極探検隊の一員であった進叔父が齎したものです。

山梨と南極の縁を結んだ村松進が郷土に遺した南極のお土産は、親族に大切に守られ、またそのご協力によって、山梨にやってきてちょうど一一〇年目の節目に、「たんけん！はっけん！南極展」で改めて遠く未来の山梨の人々にお披

露目されることになったのである。

最後に南極から帰国したその後の村松進についてみてみたい。墓碑銘には南洋興業株式会社に入りマーシャル諸島のヤルト島に赴任し、帰国後は実業に取り組む、とされているものの、その足跡は詳らかでない。

南極探検隊に参加する前にはなるが、『幽谷集 故秋山珩三遺稿』⁽⁴⁵⁾に村松進らしき記述がみえる。

姉上に十円返金する約束有之候、是は例の村松進より取りたる金に御座候

これは明治三十八年(一九〇五)十月十一日の横浜においての書簡とされ、秋山珩三は山梨県巨摩郡南湖村(南アルプス市)出身で、台湾で視覚障害者教育にあたった人物である。⁽⁴⁶⁾また、秋山はキリスト教信者とされることから、地縁や信仰上のつながりがあった可能性もあるだろう。村松進は前述のとおり、自らは「無宗教者」と称していたが、前述の村松進の実姉である小島みつじの回想には次のような記述がある。⁽⁴⁷⁾

私が五、六歳の頃と思いますが、折々甲府よりキリスト教の伝道に来られる宣教師に導かれ両親をはじめ私共兄弟まで洗礼を受けましたのは明治二十五年頃だつたでしょうか。自分所有の家作を提供し、集会やら日曜学校をいたしましたがおぼろげながらも記憶に残っております。

村松進にとっては幼少の頃のことであり、彼の自己認識では「無宗教者」であつたかもしれないが、村松家とキリスト教に関わる人脈のなかにあつたことは間違いなく、多田恵一が一時帰国中に甲府を訪れた際、村松進のふたりの兄である村松學佑・覺夫とともに面会した前述の山本節(峽雨)⁽⁴⁸⁾は、甲府教会を中心としたキリスト教信者のひとりである。村松進の南極探検参加前後の動向については、山梨のキリスト教関係者とのつながりから追うことも、ひとつの手掛かりとなる可能性がある。



探検隊帰国時(明治45年6月)に描かれたペンギン
山梨県立博物館蔵(村松家資料)

村松進の実業についても、村松定史氏が「ヤシの実と貝殻」の思い出を語られているほか、その動向を追うことができる資料がない。当時の官報をみると、大正十一年(一九二二)の東京製飴株式会社の取締役の就任と辞任に関する登記に、村松進の名前を見つけることができる。村松菊枝氏の回想に「(南洋興業株式会社)退社後、東京で飴の会社を創ったとか。」とあり、恐らく村松進本人とみてよいだろう。誠に手掛かりが少ないなかではあるが、日本人最初の南極探検へ参加した輝かしい足跡を持つ村松進という人物の実像をより明らかにするとともに、村松のような一隊員の姿を明らかにすることで、白瀬南極探検隊の業績の全体をより詳らかにする一助となるよう、今後も調査を深めていきたいと考える次第である。

昭和二年(一九二七)六月十四日、村松進は満四十一歳という若さで逝去する。その九年後、開南丸出航の地である芝浦に「南極探検記念碑」が建てられることになり、その際に白瀬轟から村松進の義姉である村松信子に宛てた書簡が次のとおり残されている。



『やまなしはじめて物語ガイドブック』(2006年)で紹介される村松進



令和4年夏開催の「たんけん！はっけん！南極展」会場

おわりに

筆者が山梨から南極へと渡った村松進という人物の存在を知ったのは、この追テ十一月二十八日、芝浦へ記念塔建設并ニ物故諸氏ノ慰霊祭挙行トノ事デシタガ、右ハ十二月中旬後ニ延期ノ事聞知シマシタ。実ノ処、老生ハ今回ノ事柄ナゾトモ表面一切関知セズ、万事生存有志者へ御任カセ致シ、老生ハ唯名前ヲ提供セシ丈ゲデアリマス。アナタ様ノ御健康ヲ祈リマス。

忽々敬具

筆者が山梨から南極へと渡った村松進という人物の存在を知ったのは、この

稿を起している今から一七年ほど前で、「やまなしはじめて物語」という企画展の構想を進めている頃のこと、かなりの年月を浪費してしまった。山梨の近代を代表する人物を展示する山梨近代人物館の対象とする人物にも入れることができなかった。これもひとえに、筆者の調査・研究の不十分さゆえと、本稿の至らなさを合わせてお詫び申し上げるほかない。

それでも幸いに村松定史氏と石船清隆氏のご教示の賜物として、村松進の業績の一端を「たんけん！はっけん！南極展」でご紹介することができ、その成果の一部や魅力を本稿として起こすことができた。ご両者には心から感謝を申し上げます。また、村松家をはじめとするみなさまが、村松進や白瀬南極探検隊に関する貴重な資料を大切に保存されていたことが、南極と山梨の縁をつないだ村松進のことを現代に伝える大きな礎となり、南極にまつわる様々な研究におけるかけがえない財産になっていることを改めて申し上げます。

他方で、村松進が早世したこともあり、本人に関する資料が少ない状況があり、今後は本稿でも指摘しているように、さまざまな角度からの検討や、他の隊員の研究との連携などが必要となると思われる。南極は現在においても、「挑戦」に相応しい対象で、私たち人類社会のさまざまなテーマを象徴し、内包している場所である。この場所に挑んだ人々の物語を学び、解き明かしていくため、各位には今後とも助力をお願いする次第である。

註

- (1) 白瀬轟(しらせのぶ) 文久元年(一八六一)六月十三日生まれ 昭和二十一年(一九四六)九月四日死去 出羽国由利郡金浦村(秋田県にかほ市)出身の軍人(陸軍中尉)、日本で最初に南極に足を踏み入れた南極探検家 白瀬の生涯と業績については、白瀬南極探検隊記念館(秋田県にかほ市)の一連の刊行物を参照。
- (2) 政府の支援が得られなかったため、大隈重信を会長とする南極探検後援会が活動を支援。資金を義援金から得ることとした。同会の公式報告書は次のとおり。
- (3) 南極探検後援会編『南極記』大正二年(本稿の白瀬隊の基本的な事項は同書による)
- (3) 国際地球観測年(International Geophysical Year: IGY) 昭和三十三年(一九五七)七月一日から翌年十二月三十一日に実施された国際科学研究事業。

- (4) 国際地球観測年に合わせて参加。以降中断を挟み令和五年(二〇二三)秋に派遣されれば六五次となる。初期の南極地域観測事業の報告として、文部省「南極六年史 南極地域観測事業報告書」一九六三 および同「南極観測二十五周年史」一九八二がある。
- (5) 日本の南極探検・観測を通史的に紹介するものとして、国立科学博物館で開催の展覧会図録である『ふしぎ大陸南極展2006』平成十八年などがある。
- (6) 白瀬の南極探検隊は、衆議院が補助金支出を可決したものの政府は支出しなかった。昭和の南極地域観測についても、政府の負担は一部にとどまり、越冬などの活動を可能としたのは朝日新聞社や国民の義援金であった。
- (7) 村松進(むらまつすすむ) 明治十八年(一八八五)八月十八日生まれ 昭和二年(一九一七)六月十四日死去 山梨県西八代郡市川大門村(市川三郷町)出身の軍人(海軍海兵隊)、探検家、実業家
- (8) 矢田喜美雄(やだきみお) 大正二年(一九一三)九月十七日生まれ 平成二年十二月四日死去 山梨県東八代郡増田村(笛吹市)出身のオリンピック(ベルリンオリンピック)男子走り高跳び五位入賞、新聞記者
- (9) 山梨県立博物館企画展 たんけん！はっけん！南極展 壮大な自然と人々の物語 令和四年(二〇二二)七月十六日から九月五日まで開催 内容は山梨県立博物館『たんけん！はっけん！南極展 壮大な自然と人々の物語 展示図録』令和四年を参照
- (10) 村松志孝(むらまつしこう) 号は蘆洲(ろしゅう) 明治七年(一八七四)六月十四日生まれ 昭和四十九年(一九七四)五月一日死去 山梨県八代郡市川大門村(市川三郷町)出身の郷土史家 「郷人の南極探検」(『市川大門町誌』昭和四十二年)
- (11) 村松岳佑(むらまつがくゆう) 文政五年(一八二二)十月生まれ 明治元年(一八六八)五月二日死去 甲斐国巨摩郡五開村(富士川町)出身の医師
- (12) 村松學佑(むらまつがくゆう) 明治二年(一八六九)十月二十五日生まれ 大正十四年(一九二五)四月一日死去 甲府県八代郡市川大門村(市川三郷町)出身の医師
- (13) 明治三十二年(一八九九)の中学校令によるもの(尋常中学校↓中学校)をはじめ、当該期は山梨県尋常中学校↓山梨県中学校(明治三十二年)↓山梨県第一中学校(明治三十四年)と改称し、明治三十九年(一九〇六)に山梨県立甲府中学校となる。
- (14) 村松定史「南極探検隊員(村松進)「補遺」(市川地区文化協会『蛾眉』第五〇号 令和三年)
- (15) 村松菊枝「白瀬南極探検七十周年を迎え進叔父の想い出」(市川大門町文化協会『蛾眉』第一号 昭和五十七年)
- (16) 「山梨県立甲府中学校一覽」大正九年 山梨県立博物館所蔵(甲州文庫) および山梨県立甲府中学校同窓会校友会「創立五十周年記念誌」昭和五年 山梨県立博物館所蔵(甲州文庫) 掲載の卒業生一覽より

- (17) 村松定史「南極みやげ——(佃)と(村松 進)のこと」(市川地区文化協会「蛾眉」第四八号 令和元年)
- (18) 多田恵一『南極探検私録』明治四十五年 国立国会図書館所蔵 一〇九頁
多田恵一(ただけいいち) 号は春樹 明治十六年(一八八三)生まれ(※著書『南極探検日記』三九八頁の記載(隊員の年齢順が十六位で明治十六年生とは云々)による) 昭和三十四年(一九五九)十月十七日死去 岡山県御津郡江与味村出身の探検家
なお、白瀬南極探検隊隊員の調査成果として次の報告書を参考とした。
NPO 特定非営利活動法人 白瀬南極探検100周年記念編集委員会『白瀬南極探検隊 出航110周年記念 秋田県にかほ市白瀬南極探検隊親族調査・交流業務報告書 南極に立った挑戦者たち〜祖先の誇りを永遠に〜』令和三年
- (19) (3) 名刺帖 レソツネナラムウ井ノク迄 白瀬南極探検隊記念館所蔵
- (20) 白瀬は、南極から帰国後、活動写真会の甲府での開催に関連して、大正元年(一九一二)八月二十日に甲府桜町の村松學佑邸を訪れている。
- (21) 「山梨日日新聞」マイクロ縮刷版 明治四十三年十一月三十日付
- (22) 内藤文治良(ないとうぶんじろう) 号は松影 明治二年(一八六九)二月一日生まれ 昭和三年(一九二八)五月二十二日死去 甲斐府山梨郡清田村(甲府市)出身の郷土史家、実業家、政治家
- (23) 前掲の小島みつじ、村松菊枝の回想よれば村松進は「搭開南丸将上南極探検之途賦此 乞正」という別の漢詩を白いハンカチに記して形見として残したという。映雲は村松進の号。
- (24) 多田恵一『南極探検日記』大正元年 国立国会図書館所蔵
- (25) 白瀬轟『南極探検』大正二年 国立国会図書館所蔵
- (26) 「村松信子宛渡邊近三郎差出書簡」昭和三十三年三月 山梨県立博物館所蔵(村松家資料)
- (27) 「白瀬南極探検隊五十年祭記念の集い」昭和三十五年十一月二十九日 山梨県立博物館所蔵(村松家資料)
- (28) 渡邊近三郎「南極探検隊の料理日記」(『婦人世界』第七卷第一〇号 実業之日本社大正元年)、同「南極探検隊の料理日記」(『婦人世界』第七卷第一号 同 大正元年)、同「水塊で飯を炊く」(『婦人世界』第七卷第一三三号 同 大正元年) 個人蔵
- (29) 村松進「南極探検隊の濠洲キャンピング生活」(『成功』第二三卷第一号 成功雑誌社 明治四十四年十二月)、同「南極探検隊員滑稽談」(『成功』第二三卷第三号 成功雑誌社 明治四十五年七月)、同「南極探検隊員開南丸航走中の生活」(『成功』第二三卷第四号 成功雑誌社 明治四十五年八月 ※七月三十日に大正に改元) 国立国会図書館所蔵
- (30) 雑誌『成功』の出版元である成功雑誌社は、南極探検後援会の事務局であり、社長の村上俊蔵(濁浪)は同会専任幹事。
- (31) 日光丸(にっこうまる) 日本郵船のオーストラリア航路定期船。総トン数五五三九トン。日露戦争時徴用を経て明治三十九年(一九〇六)就航。
- (32) 「山梨日日新聞」マイクロ縮刷版 明治四十五年四月七日付
- (33) 前掲「南極探検日記」
- (34) 「山梨日日新聞」マイクロ縮刷版 明治四十五年五月十六日付
- (35) 村松鐵三・進の父は前掲のとおり、明治二十八年(一八九五)十月五日に死去。
- (36) 「山梨日日新聞」マイクロ縮刷版 大正元年八月十三日付
- (37) 「山梨日日新聞」マイクロ縮刷版 大正元年八月二十日付
- (38) 「山梨日日新聞」マイクロ縮刷版 大正元年八月二十一日・二十二日付
- (39) 国立映画アーカイブ (https://meiji.filmarchives.jp/works/02_play.html) 令和五年二月二十二日閲覧
- (40) アデリーペンギン剥製 個人蔵
- (41) 前掲「南極探検日記」
- (42) 「南極探検記念絵葉書」昭和十一年 山梨県立博物館所蔵(村松家資料)
- (43) 前掲「南極探検日記」
- (44) 前掲「白瀬南極探検七十周年を迎え進叔父の思い出」
- (45) 秋山善一『幽谷集 故秋山珩三遺稿』明治四十一年 国立国会図書館所蔵
- (46) 秋山珩三略年譜 (<http://www.lajohn.com/archives/pj/Akiyama.G/chronology/Kurohane.htm>) 令和五年一月十五日閲覧
- (47) 前掲「南極探検隊員(村松 進)補遺」
- (48) 山本節(やまもとせつ) 号は映雨 元治元年(一八六四)十二月二十八日生まれ 昭和十三年(一九三八)二月九日(『山本映雨遺稿』掲載の履歴(村松志孝稿)では九日、同巻頭掲載頌徳碑には十日とあり) 死去 甲斐国巨摩郡西條村(昭和町)出身の教師、新聞記者
- (49) 前掲「南極みやげ——(佃)と(村松 進)のこと」
- (50) 「官報」第二九五二号 大正十一年六月六日および「官報」第三〇四二号 大正十一年九月二十日 国立国会図書館所蔵
- (51) 前掲「白瀬南極探検七十周年を迎え進叔父の思い出」
- (52) 「村松信子宛白瀬轟差出書簡」 山梨県立博物館所蔵(村松家資料)

(山梨県立博物館)

山梨県立博物館研究紀要 第17集

発行日 2023（令和5）年3月31日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406-0801
笛吹市御坂町成田1501-1
TEL 055(261)2631
印刷 株式会社 少国民社
